

令和元年12月5日開会

令和元年12月13日閉会

令和元年第8回
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和元年第8回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 12月5日(木)から12月13日(金)までの9日間
2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	12月 5日	木	午前9時	本 会 議 1 開会・開議 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 委員会の閉会中の調査研究結果の報告 7 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 8 請願・陳情の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	12月 6日	金	午前9時	休 会 (本会議) 特別委員会 (温泉・防災) 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第3日	12月 7日	土		休 会
第4日	12月 8日	日		休 会
第5日	12月 9日	月	午前9時	休 会 (本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第6日	12月10日	火		休 会
第7日	12月11日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第8日	12月12日	木		休 会
第9日	12月13日	金	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

令和元年第8回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 12月 5日 (木)	1
◎第 7 日 12月11日 (水)	49
◎第 9 日 12月13日 (金)	105

令和元年第8回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和元年12月5日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年12月5日 午前9時00分開会 午後3時47分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 従野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 会計管理者 鈴木 健治
総務部長 立石 浩一 危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之 税務課長 西本 幸司
民生福祉部長 岡本 芳克 生活環境課長 岡本 康彦
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 桑野 昌紀
産業建設部長 今田 好泰 都市建設課長 久永 敏博
上下水道課長 山崎 信行 総務事業部長 野山 晶義
教育次長 万代 明 学校教育課長 藤森 卓麻
社会教育課長 則枝 日出樹
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	5 番 神崎良一 6 番 山本 稔
日程第 2	会期の決定について	9 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	議員報告第 2 号 総務文教常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告について	総務文教常任委員会委員長 報告
	議員報告第 3 号 防災都市公園整備事業特別委員会の閉会中における調査研究結果の報告について	防災都市公園整備事業特別委員会委員長 報告
日程第 5	議案第 1 0 5 号 和気町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について	委員会付託
	議案第 1 0 6 号 和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 1 0 7 号 和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第 6	議案第 1 0 8 号 令和元年度和気町一般会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 9 号 令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 1 0 号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）につい て	委員会付託
	議案第 1 1 1 号 令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 1 1 2 号 令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 1 3 号 令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 1 4 号 令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 1 5 号 令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）につい て	委員会付託
	議案第 1 1 6 号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 1 1 7 号 令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
議案第 1 1 8 号 令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託	

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 7	議案第 119 号 和気町道路線の認定について	委員会付託
日程第 8	請願第 4 号 国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求め る国への意見書の提出についての請願	委員会付託
	請願第 5 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願	委員会付託
	請願第 6 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願	委員会付託
日程第 9	請願第 7 号 大規模災害時における災害廃棄物の仮置場として活用できる「防災都市公 園」の早期整備に関する請願書	委員会付託
	請願第 8 号 和気町防災都市公園整備事業を早期に建設することを求める請願書	委員会付託
日程第 10	陳情第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2 020 年度政府予算に係る意見書採択の要請について	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第8回和気町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 神崎良一君及び6番 山本 稔君を指名します。

(日程第2)

○議長(安東哲矢君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る11月25日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年11月25日月曜日午前9時から本庁舎3階第2会議室において、議会運営委員会委員全員、町長、副町長、並びに関係部・課長出席のもと、慎重に協議をいたしました結果を報告いたします。

まず、会期ですが、12月5日、本日から12月13日金曜日までの9日間でございます。

日程については、第1日目が本会議でございます。本会議終了後、議会運営委員会を開くことといたしております。

第2日目、本会議は休会でございます。温泉、防災の特別委員会を開催いたします。特別委員会終了後、議会全員協議会を行いたいと思っております。

第3日、第4日、ともに休会でございます。

第5日、本会議は休会でございますが、厚生産業常任委員会を午前9時から、総務文教常任委員会を午後1時から開催としております。

第6日は、休会でございます。

第7日、本会議を開会いたします。一般質問、本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第8日、本会議、一般質問の予備日となっております。

第9日、本会議で、本会議終了後、議員人権啓発研修会を行う日程となっております。

議案は、条例が3件、補正が11件、その他1件となっております。請願、陳情について、請願5件、陳情2件となっております。なお、陳情の2件のうち1件については、回覧扱いといたしております。一般質問の通告は、本日午後1時までとなっております。

以上、議会運営委員会です決まりました内容でございます。

○議長(安東哲矢君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月13日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月13日までの9日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、第7回臨時会以降の諸般の報告をさせていただきます。

初めに、11月2日、交通公園におきまして、令和元年度ごみゼロコンテスト表彰式を行いました。小・中学生が夏休み中に取り組んだ環境問題についてのレポートや作文254点の中から優秀作品を表彰させていただいております。

次に、11月9日、和気町総合福祉センターにおきまして、和気町社会福祉大会が開催されました。社会福祉功労者の表彰や社会福祉やボランティアとして活動顕著な方々への感謝状贈呈が行われた後、記念講演が行われました。

次に、11月15日、県町村会主催の県知事、副知事、教育長、県部長との意見交換会に出席いたしました。本町といたしましては、治水対策の促進や地域医療の充実、昭和38年に架け替えができました和気橋の架け替えと県道バイパスの整備、ドローンを活用した橋梁点検の実現などを強く要望してまいりました。

次に、11月21日、国民健康保険運営協議会を開催いたしました。11月12日に岡山県から令和2年度の納付金仮算定の結果が示されまして、和気町においては3億5,812万7,000円の仮算定結果となりました。本年度の納付金と比較すると、5,163万3,000円の減額となっております。県からは税率改正の指導もあり、税率改正も視野に入れながら検討した結果、令和元年度においても4,000万円程度の繰越金を見込めることや基金残高が5,898万円あること、本年10月から消費税の増税がなされたことなどから、来年度被保険者の負担を増やすことは得策でないと判断いたしました。来年度からの税率改正は見送り、令和3年度からの税率改正を検討することを提案させていただきました。

平成30年度の1人当たり医療費は岡山県では1位となり、今後、医療費の増加、被保険者の減少、岡山県への納付金を考えると、税率改正は避けては通れない、そういう状況になっておるところでございます。1年先送りにいたしますが、保険運営を考えると税率改正はやむを得ない時期を迎えております。

次に、11月23日に第14回和気町ふるさとまつりを開催し、マグロの解体ショーや特産品の販売、ステージ発表等、ふるさと和気を発信し、約3,000人の方にご来場いただきました。

また、当日はロードレース大会と片鉄ロマン街道ふれあいウォーキング大会もあわせて実施いたしました。参加者の健康づくりと交流、片鉄ロマン街道のPRを兼ねて実施していますが、県内外から約650名の参加をいただき、秋晴れの一日を楽しめました。

次に、12月2日、本年度第2回目の総合教育会議を開催いたしました。幼・保の給食副食費の無償化について本町の考え方を説明をさせていただきました。

また、英語教育の推進、町営バスの状況、学校跡地利用等についてもご報告をさせていただいたところでござ

います。

次に、本区に建設計画があります場外舟券発売場の設置についてでございますが、施設設置の要件として地元同意、議会が反対をしていないこと、町長同意の3つの条件があります。本年3月に地元本区から設置に関する町長宛ての要望書の提出がありまして、6月には議会で本区からの設置に関する請願が採択されました。こうした地元区からの要望や議会のご判断等も参考にし、地元の声も聞きながら、雇用増などによる地域経済への影響や環境整備協力費による財政への影響など、6カ月間、私も熟慮に熟慮を重ねた結果、町外を含め周辺地域の理解を十分とって事業を進めることや、和気駅の乗降客が今現在2,600人台になっておりまして、この乗降客の増加を図るための駅からのシャトルバスの運行を条件にしながら強くお願いすることとして、私としましても設置に同意することと判断をいたしました。今月19日に施行者である倉敷市と設置に係る行政協定を締結する予定でございますが、申請があつて以後6カ月間、熟慮に熟慮を重ねた結果でございます、倉敷市と設置に係る行政協定を締結する予定でございます。今後は、施設周辺の環境維持及び交通、防犯対策等も求めてまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、令和2年度の予算編成方針についてであります。まず本町の財政状況及び今後の見通しにつきまして、歳入では町税収入の大幅な増収が見込めない中、本町の歳入の大部分を占める普通交付税及び臨時財政対策債が、合併特例による増額分の段階的な縮減や算定方法の改定などによりまして年々減額をされております。令和元年度には1億円を超える大幅な減額となりました。歳出では、歳入に見合った財政規模へのスリム化が迫られる一方、増嵩する扶助費等社会保障関係経費への対応や総合振興計画あるいは、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げております重点施策には積極的に取り組んでいく必要があります。

令和2年度当初予算編成作業を進めるに当たりまして、こうした現在の財政状況を踏まえながら、所期の目的を達成した、あるいは成果が上がっていない、必要性が低下した事業は、廃止、縮小、統合などを検討いたしまして、積極的なスクラップ・アンド・ビルドに努めること、重点施策など必要な事業には国庫補助金、地方債、交付税措置など最も有利な財源を活用することなどを重点項目として掲げております。

予算編成に当たりましては、健全で持続可能な財政を基本としつつも、創意と工夫で最大の行政効果が得られるよう英知を結集しながら、真に必要な事業を厳選いたしまして予算編成していくよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(安東哲矢君) 日程第4、議員報告第2号及び議員報告第3号の2件を一括議題とします。

まず、議員報告第2号総務文教常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告について委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告をいたします。

去る令和元年11月20日と21日の1泊2日で総務文教常任委員会の行政視察を行いました。

視察地といたしまして、20日に愛知県犬山市議会を訪問し、翌21日は愛知県岩倉市議会を訪問いたしました。視察団の内訳は、総務文教常任委員会委員6名全員と町当局より稲山副町長、徳永教育長、立石総務部長、議会事務局より田村事務局長、谷口書記、合わせて11名で参りました。

テーマは、両議会とも「議会改革について」でありました。両議会の議会改革の取り組みや活動実績を概要にとどめ報告するにいたしましても、中途半端になることは避けられません。報告自体、中途半端にならないために、また厚生産業常任委員会の委員の皆さんに失礼にならないためにも、両議会の取り組みにつきまして1点に

絞って、できるだけ簡潔にご報告することでご了解いただき、またお許しいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

訪問に至ったきっかけといたしまして、犬山市議会は平成30年から市民フリースピーチ制度をつくって取り組んでいると聞いたからです。それは、こういうことです。7名の公募市民が議場で市政に関する提案を行い、それを市民からの提案として議会審議に生かすというものである。議会が開放されている。発言する市民は主催者そのものとして登場した。一方的な提案ではない。提案後に議員からの質問を受ける。その議員とのキャッチボールによって提案はより明確になった。まさに議場は市民と議員との討議空間になっている。その提案を受けた議会は、同じ会期中に開催される全員協議会において、議員間討議によってその後の対応を議論する。その提案を委員会所管事務調査の扱いにすることや、次回の一般質問の素材にして、質問する議員を決めている。市民が議会のシンクタンクとして位置づけられると、このような講話に刺激され、犬山市議会を訪れました。

この市民スピーチは、平成30年3月定例会から始まり、今年の9月で4回行われています。4回で合計26名が発言されています。発言時間は1人5分以内だそうです。発言内容は、犬山市政に関することの全般であって、市政に関係ないことはできないとされています。今年の9月の場合ですと、定例会開会日の午後7時から開催されております。6名の市民が議場に登壇し、道の駅のことや駐車場の利用に関してとか、防災対策等々を発言されています。30代から80代の方、男性4人、女性2人ということでした。一例を挙げてみますと、障害者の災害時の支援のことで市民フリースピーチがございました。障害者の災害時支援で避難要支援者名簿に載るのは、家族以外の支援者2人が必要で、名簿に載っている人は全体の4%、150人で、1年ごとに更新するため減っていく現状にあった。民生委員も150人以外は知らされてない現状にある。一人で避難できない人の名簿をつくって助ける計画、安全に速やかに避難できる体制を築いていただきたいという、こういう市民フリースピーチをした。その発言に対して、議員は全員協議会で検討した。結果、市に対し、支援者2人という制度の見直しを検討するよう議長名で市長に申し入れた。それに対し市は、支援者2人必要と言っていた従来の登録を支援者1人でオーケーにした。その後、議会はその結果を発言者に連絡、こういう流れであります。市民フリースピーチが開催される議場は、傍聴席が満員ということでありました。元市長が登壇されたということもあったそうで、元市長のタイトルは「地方議会は民主主義の原点です」というものだったそうです。現職の市長も傍聴に来たこともあるそうです。

以上、まことに簡単ですが、犬山市議会の取り組み、ほんの一端ではありますが、ご報告といたします。

なお、研修には犬山市議会から議長、議会運営委員会の委員長、民生文教常任委員長が同席され、答弁や意見交換を賜りました。また、最初に議会事務局から議会改革の取り組みについて丁寧な説明をいただきました。

次に、2日目に訪問いたしました岩倉市議会の活動、取り組みについてであります。その前にご報告といたしますが、岩倉市の職員の方が朝、岩倉駅まで我々一行を出迎えに来てくださっていたことでもあります。岩倉市議会の皆様の配慮に深く感謝申し上げたところでございます。

さて、岩倉市議会を訪問したきっかけは、議会改革度調査というのがあるのですが、おとし愛知県ではトップ、つまり地方から政治を変える取り組みに一番取り組んでいる地方自治体ということを知り、訪問が実現いたしました。

ご報告する取り組みは、議会サポーター制度という取り組みです。市議会の運営に関してサポートしていただくという制度でありまして、昨年度から実施されております。最初、議会モニター制度をつくったらどうだろうと議員が提案した。それを聞いた議員が、モニター制度というのは議会のこういうことについてご意見を下さいというものだけど、今うちの議会に取り入れようとしているのは、市民の皆さんと連携、市民の皆さんと議会運営を一緒に進めていくこと、そういう立場に立って議会を応援する市民サポーター、議会応援的サポーターではどうだろうという意見が出たそうです。長野県飯綱町は政策サポーター制度を導入している。議員と町民が政策を

練る、そういう制度だと思う。でも、うちはちょっと力不足だから、まず議会を知ってもらおう、生の姿を見てもらおう、その中で議会に対していろいろ提言してもらおうという意見が白熱して、検討の結果、議会サポーター制度ができたということです。昨年度は22名のサポーターが誕生し、内訳は男性15名、女性7名、30代から80代のサポーターということです。今年も18名、男性12名で女性6名、10代から80代のサポーターということです。無作為抽出で選んだ方と公募の方がいらっしゃいます。サポーターの方もいろいろで、本会議、委員会、協議会や、我々が訪問した行政視察の場にも出席され、多いサポーターの方は年間60回出席されているということでした。サポーターの方が感じたことを率直に発言してもらって、現在までに84件の意見が出されたということでもあります。

そのほかにも身近なアドバイスとして、委員会では質問する議員は座って発言しているが、市当局の答弁者は起立して答えている。サポーターから座って答弁してもいいのではないかとということで、委員長の判断で座って答弁することになったとか、議員選出の監査委員は不要で、専門家にやってもらった方がいいとか、行政視察も委員会全員で行かなくても2班に分けて行った方が効果が倍になるのではないかとか、本会議で少しエキサイトしている議員をサポーターがなだめる場面もあったというこぼれ話をさせていただきました。

今後、議会サポーター制度は議会として継続していく重点課題であり、将来性がある制度、つまり議会に対しての理解が最初は2人、3人から始まって、これから少しずつ増えていくように試行錯誤、工夫もして取り組んでいくということです。なお、研修には岩倉市議会の議長、副議長を初め6名の議員が同席していただき、答弁や意見交換を交わしたところです。

机上での研修の後、議場を見学し、サポーター席、傍聴席も拝見いたしました。傍聴席への通路はスロープになっていて、車椅子の方も傍聴できるようになっていました。写真撮影、動画撮影についても許可制度から原則自由としている議会であります。

以上で岩倉市議会の報告といたします。

両議会の研修で一番強く感じたことは、開かれた議会、それも徹底的に開かれた議会を目指しているということです。我が町の議会でも皆さんと協力して、議員間で十分討議できる議会にしたいと考えます。議会というワンチームでまとまった力が発揮できる議会に変えていきたいと考えます。それと住民自治の観点から、チーム議会として住民との対話や意見交換会や議会報告会が実施できることを目指して、今後実行に移す必要性を痛感している次第であります。今回の研修資料等を1冊にファイルして図書本棚に後日保管いたしますので、ご利用いただきたいと思います。

以上で総務文教常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議員報告第3号防災都市公園整備事業特別委員会の閉会中における調査研究結果の報告について委員長から報告を求めます。

防災都市公園整備事業特別委員長 万代君。

○防災都市公園整備事業特別委員長（万代哲央君） それでは続きまして、防災都市公園整備事業特別委員会の閉会中における調査研究結果の報告をいたします。

去る10月29日火曜日午前9時45分から和気町役場3階第1会議室において、委員12名全員出席、執行部より町長、副町長、教育長並びに関係部・課長出席のもと、当特別委員会を開催いたしました。その結果をご

報告いたします。

この日の特別委員会は、付託案件のない議会閉会中の開催でありました。町が提案している防災都市公園整備事業につきまして、いま一度原点に立ち戻り、基本計画の説明を担当部局あるいはプロジェクトチームの職員に求め、委員からの質疑や委員の考えを聞くという形で会を進めました。

まず、基本計画の全体面積14.6ヘクタールの内訳及び主な施設整備計画3.01ヘクタールの内容、7カ所の公園候補地における選定、比較について説明がありました。

次に、利用計画、管理計画の説明の中で、年間利用者数の想定3万9,000人が実態に近い予測と考えられることや野球場及び多目的広場の年間利用計画と年間1,000万円の維持管理に関する収支の試算についての説明や都市公園整備には交付税算入もあるという説明がありました。

次に、プロジェクト会議の検討で、球場整備については近隣の球場と比較してグレードの高い人工芝の球場にする結論に至ったと説明がありました。野球については県内社会人チームが235チームあり、競技者の年齢層が幅広く、生涯スポーツとして競技が可能であるので、野球場を建設するのが利用頻度が最も高い施設であると結論づけるに至ったと説明がありました。

また、野球場建設に関する発言として、町内にはテニスコートやプール、ドーム、ロマン街道のウォーキングなど、いろいろなスポーツができる環境にあり、今後町内でスポーツエリアをつくるとすれば、総合グラウンド的な機能を持った野球場建設がふさわしいのではないかと、皆さんがライフスタイルに応じてスポーツを楽しむことができるエリアになるのではないかと意見がありました。

次に、民間資金の導入など、指定管理制度を含めたPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップとPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの検討内容及び費用対効果分析の概要について、費用便益比4.19の算定根拠についての説明と財政計画の説明がありました。

最後に、南海トラフ巨大地震の想定規模による和気町における建物被害、人的被害、避難者数等の被害想定の説明がありました。

これらの説明に対しまして、委員より次のような意見が出されました。発言の中身を委員ごとにまとめてご報告いたします。

まず、この事業に賛成の立場の委員よりの発言であります。建設予定地は町民全体の避難場所ではない。災害時の拠点として整備するものである。このことをもっと町民に周知させる必要がある。グラウンドをつくって歩けるようにすれば、健康な人を増やすことにつながる。また、ロードレース大会等を考えたとき、大会開催時の発着地点になる。町全体の総合体育大会、町民体育大会の開催を復活させて、和気、佐伯両地域、和気町全体の開催を期待している。野球場をつくるにしても、ほかの施設をつくるにしても、企画力が必要である。また、これをつくれば必ず人は集まるという熱意、勢いがある人、言うなれば立て役者が必要である。400メートルトラックを整備してはどうか。公式記録の出せる400メートルトラックの整備を望む。野球場で野球をしていないときに人工芝の上で、例えばバドミントンとかフリスビーで遊ぶとか、親子、家族で親しみ、楽しめる公園として利用できるものにしてもらいたい。

次に、この事業に反対の立場である委員の発言であります。救急センターとしての役割も浸水地ではできない。公園をつくっても独立採算は無理、民間でやっても運営は無理ということが資料に書いてある。つくっても町の施設としてはお荷物になる。野球場建設が補助率の関係でいつの間にか防災事業に変わってしまった。安全なまちづくりに変わってしまった。しかし、安全なまちづくりが図れるのか不安である。防災の拠点とは安全な場所が基本である。現計画地ではなく、違うところをお願いしたが、現在地で進んで今に至っている。財政計画の説明で、本事業による後年度の負担は十分耐え得る状況にあるという説明であるが、合併当時、平成18年度の扶助費が4億3,300万円であった。その後、12年が経過して平成30年度の扶助費が8億

1, 300万円となっている。高齢化が進む中で本当に財政状況が大丈夫と言えるのかどうか。また、交付税算入においても合併特例もなくなる。将来を考えれば、財政運営が厳しくなることは間違いない。利用人数3万9,000人という数字を試算で出されているが、都市公園というのはおおむね大都市にある公園である。我が町では3万9,000人の利用は難しいと考える。県内でほかの球場を見ても明らかだ。利用料の360万円を考えても、大会は52週の休日と祝祭日、それに土曜日を含めても現実無理である。平成30年度の利用者数を見ても1,000人を割っている。IPUのベースボールパークもかなりいるが、それを含めても1,000人も使っていない。また、経済効果の面を見ても、バスや車で球場に行ってもそのまま車で帰る。町内のほかのところに立ち寄らないのが現実ではないか。また、現計画では車の駐車場は250台で、大型バスが4台、これでは大きな大会は呼べない。今年の町議選挙以降、民意は変わっている。今の民意は20億円もかけた公園事業は要らないというのが民意である。もっと身の丈に合った仕事をやるべきだというのが民意である。今年の3月以降、3回否決となっている。町民の考えを真剣に受け取らないといけない。この事業は、IPUに貸した町の総合グラウンドの代替施設を検討されたいという答申に発している。民意では、野球場は要らないということである。したがって、答申の内容から外れるので、白紙に戻して考え直す必要がある。防災対策にしても、ほかの防災対策も考えられるのではないか。基本の議論をしないといけない。

以上が委員の発言内容であります。

最後に、草加町長より、和気町の将来を左右する大きな事業である。この事業は、社会資本整備総合交付金を活用すれば用地費の3分の1、工事費の2分の1が国より交付され、起債額に応じて交付税算入もされる。町にとって有益な事業である。東南海地震も30年以内に起こる可能性が高く、町近辺では震度6弱が予測されている。また、地の利を生かして町の将来を考え、交流人口の増加を図りたい。最終的には基本計画で野球や陸上競技やサッカーもできる総合グラウンドの整備を考えている。今年度、吉井川の河床を下げるため、県が浚渫を行うが、今ならその土砂を益原の計画地に利用して盛り土することもできる。防災機能を持たせ、平常時は社会体育の充実、町民の長寿と健康維持を目指すまちづくりもできる。将来の和気町の発展につながる。ぜひ理解を賜りたいと発言がありました。

今回の特別委員会では、目指すべき一つの結論があったわけではありませんが、今後の方向性が見出せる糸口になればという考えで開催したものであります。

以上で防災都市公園整備事業特別委員会の閉会中における調査研究結果の報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

以上で議員報告第2号及び議員報告第3号を終わります。

（日程第5）

○議長（安東哲矢君） 日程第5、議案第105号から議案第107号までの3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、本日提案をいたしております議案第105号から議案第107号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第105号の和気町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、和気町会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する6つの条例を一括して改正する

ものであります。

次に、議案第106号の和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。令和元年度人事院勧告に基づきまして、和気町職員の給与に関する条例、和気町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び和気町長等の給与等に関する条例を改正するものであります。

次に、議案第107号の和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険に属する財産管理の方法の条文を現金については金融機関に預貯金し、その他の財産は議会の議決した方法によることと定めているものを町有財産管理の例によるものに改正するものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当部・課長より細部説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第105号から議案第107号までの3件、順次細部説明を求めます。

総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 議案第105号・議案第106号説明した。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第107号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第105号から議案第107号までの3件の質疑を行います。

まず、議案第105号和気町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 職の廃止というのが7件入っておりますが、これはどうしてこういうふうになったのか。

それから、長いことこの委員会が開かれていないということであろうとは思いますが、その内容と、そこに至った経緯をお知らせください。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

こちらの議案の7ページのところで、非常勤職員の要件に該当しないものということで一覧の表、7件添付いたしてございますが、こちらにつきましては委員会の設置の中で要綱等で委員会を設置いたしまして運営をしておりましたが、年数の経過、それから制度の変更等によりまして、こちらの名称等で運用されていないと、実情運用がないという方に変更になったものでございます。当初は新たな委員会ということで運用しておりましたが、実用の運用がないということで、それぞれの役職をこのたび廃止ということで、一覧表の方から削除させていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 運用がないと言われておりますが、どのぐらい運用されていないのか。全て適用されたのが年度が違うとは思いますが、何年ぐらいが行われてないのか。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） それぞれのちょっと案件について手持ちの資料を現在持っておりませんので、後ほど資料の方を提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 先ほどの7ページのところですけれども、同時に愛育委員だとか栄養改善推進委員などは有償ボランティアということにここでなるんですが、その前のページのところで、報酬と費用弁償の表が出さ

れてますね。その中から、ここに有償ボランティアの方々はその中から外れてるということになっていきますね。この有償ボランティアという非常勤とはかわる、その概念とといいますか、有償ボランティアというのはどういふふうな方で、あとこの方々に対する、今まででいいますと年額でお金が出されていたんですが、今後の報酬といいますか、費用弁償を含めてどのようになるのかということをお尋ねをしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

太田議員のご質問でございますが、こちらの臨時職員の9月議会でも説明させていただきましたが、臨時的任用職員、それから非常勤の職員、そういった中でこちらに出てきております有償ボランティア、私人業務委託有償ボランティアへ移行する、今まで非常勤職員の中での位置づけであられた職が有償ボランティアの移行になってきます。

内容につきましては、こういった地方公務員法の中で適用を定められた項目がございますが、該当しないものについては有償ボランティアということで定めがございます。一覧表については、また詳しい資料は提示させていただきたいと思いますが、今後の運用につきましては、今まで月額ないし年額でお出ししておりました報酬等で示しておりましたものを、令和2年度以降につきましては報償費ということで現状の金額での対応を考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、報償費ということで、それぞれ個人の、個人ではないんですけど、個人の口座へ振り込まれるということで理解していいんでしょうかね。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 議員おっしゃられますとおり、そういう対応に変わってくるかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 先ほどの同僚議員の有償ボランティアというのは一応金額の表を出してやってください。同じようなことを聞こう思ってたんですが。

それから、4ページ、国民健康保険運営協議会委員、年額2万円、これは実施と実際とどうなってるのか。これ、間違いございませんか。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

今回、2万円ということで記載をさせていただいております。支払いについては、費用弁償という形で現在支出しておりますので、条例にあるようにしていきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） ここで、それじゃあ日額4,500円だったものが2万円に変わるということですか。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 今までの運用で4,500円ということでやってきておりましたが、この2万円ということで運用させていただきたいと思っております。

（9番 山本泰正君「いつ2万円、その条例をいつ変えとんのですかというのを」の声あり）

条例につきましては、合併当時からこういう形になっております。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） ということは、今までは条例違反で払ったということですね。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 今までは日額報酬で、費用弁償で支払いをしていました。

（9番 山本泰正君「ということは、ここで変わったんかどうかというのを」
の声あり）

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） よろしい。内容は厚生の方なので、聞いとかにやいけん思うて聞いたんですけど、これ総務の方へ付託になってますんで、そこらあたりちょっと調査して教えてください。この表を見る限り、今までが条例違反で支払ってきたんじゃないのかなという解釈になりますんで。恐らく2万円もらった人はいないと思うんですよ。日額、年に1回か2回しか開催していない運営協議会、4,500円を支払っていたものが2万円。ここで2万円に改定するんならいいんですけど、どうもそういうふうな解釈ができませんので、ここで変わったという状況じゃないんで。以前からこうだったんだったら、条例違反ではないかということなんです、まして報酬を条例違反で払うというようなことは許されません。そのあたり、よう調査してください。委員会で担当にならんとするんで、総務部長の方でよく調査して報告願いたいと思います。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今の質問と同じなんですけど、私もこれを見たときに、現行で、国保の私も委員なんですけど、日額で払われとるわけですよ、ここ何年ぐらいかな、3年か4年ぐらい。私の経験ではそうなるんですけど。これは、気がつかなかったということなんですか、それともこういうふうに書かれてることはわかっていたけど、日額、費用弁償で払っていた、そのあたりはどんなんですか、はっきりしていただきたいと思えます。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） そのあたりも調査をいたしまして報告をさせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） この場で答えられないんですか。調査するって、現行で年額で支払うようになっていたものを費用弁償で今までずっとやっていたわけですから、それに対してどうなんですかね、現実。我々がもらってたのは、そういう日額4,500円でもらってたわけですけども、こういうふうに定められてるのに、そういうことを知っててやっておられたんか、どんなんでしょうか。そして、条例を定めているのにこういう違うことをやってるということに対して答弁をお願いします。

○議長（安東哲矢君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時04分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） ただいまご質問いただいております非常勤の職員の報酬及び費用弁償の欄の国民健康保険の運営協議会の委員、年額報酬で非常勤の報酬及び費用弁償の欄には計上されておまして、実は今までの経緯についてはこれから調査をさせていただきますが、何にいたしましても条例で制定されておるものでございますので、時効の関係もありましょうし、とりあえず弁護士とも十分相談、協議をしながら解決をさせていただきたいというふうに思っておりますので、大変申しわけないことになっておりますが、おわびを申し上げ、訂正を

させていただくということでご了解をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 7ページのちょっと原始的な質問で申しわけないんですが、学校教育指導員と社会教育指導員、これが今度、会計年度職員になる。ほかの地域おこしとか町税もある。これは、私もよくわかってないでもう一遍教えてほしいんですが、何人ぐらいおられて、それぞれどういう仕事をされてるのか。それで、特にこれで単年度単年度で契約するようになる、主な改正点というか、会計年度になるということで、それもちょっともう一遍教えていただければありがたいんです。よろしくお願います。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員のご質問でございますが、こちらの任期につきましては、現状の任期となっておりまして、1年度の任期でなっております。

それから、業務につきましては、地域おこし協力隊がちょっと現状、資料を手持ちで持っておりませんので、はっきりしたことを申し上げられませんが、また後ほど資料の方をお配りさせていただきたいと思っております。よろしくお願います。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 学校教育指導員についてのこういった内容かということですが、教育委員会に以前配置しておりまして、各学校の教師の指導を行ってたという状況がありまして、当面何年間、今現在は配置に至ってないと、今はないという状況でございます。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 私の方からは、社会教育指導員につきましては、現在1名委嘱いたしております。人権教育啓発に当たる者として任務を務めております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 学校教育指導員は今はいないということですけど、要するにこれはいわゆる俗な話で、指導主事ですか、だからそれは前、幼稚園か何かの方でおられたということでしたかね、それだけお願います。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

学校教育指導員についてのご質問にお答えをしたいと思います。

主な職務内容としましては、以前、県の指導主事が1名、2名のときがございました。そのときに各種起こる学校のいろいろな問題について管理職にアドバイスをしたりというような形、あるいは直接教員に指導支援をしたりするというような職務で活動をしてございましたけれども、現在は県費派遣の指導主事が3名おりますので、そういう関係で現在は配置をしていないという状況であります。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 西本君。

○税務課長（西本幸司君） 失礼いたします。

町税等の徴収嘱託員でございますが、1名おります。こちらの方は税金、水道、介護、後期高齢の回収を回っております。

（10番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第106号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） これは、何か労働組合関係のそういう文書を見ると、今回はいわゆる全般のベースアップは行ってないんだと。さっき言われたのは、三十五、六歳ぐらいまでの分だけ上げてるんですか。それで、上げたとはいうものの、初任給というんが高卒の場合は1の5なんですか、それを時給に計算すると897円で、全国のそういう最賃の加重平均のあれにも届かないと。最賃割れになる地域が年々こういうことだと増加してるんだということで、非常にこういうことをすると役場の職員、優秀な人材が確保困難となって、なかなか難しい、公共サービスの安定的運営に支障を及ぼしかねないというふうなことも書かれているんですよね。一般的には初任給が2,000円ですか、高卒の場合が。大卒が1,500円ということですが、これは去年も給与アップがあったんですかね。差額を見てみると130万円ほどですか、いわゆる必要な財源が。かなりこれは最近の給与アップに比べても非常に低いんじゃないかなという感じがするんですけど、去年もあったのかな、おとしでしたかね、あれは。最近の例と比べてアップ率がどうなのか、あるいはさっき言った、いわゆるベースアップ的にはなってないんですかね。36歳ぐらいまでだけちょっと上がって、ほかはほとんど変わらない。最高給与を見てみると全部0です、上がってないです。一番下、例えば25ページの下の方、6級で一番高い分ですか、これが。41万200円、これ全然、前の分と比べて上がってない、0ですね。それから、その前の5級の分も39万3,000円、これも上がってないというふうなことで、その辺ベースアップを全くしてないのか、給与のあれはどうなのか、もう一遍端的に教えていただければありがたいです。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

給与改定につきましては、議員おっしゃられますとおり、行（一）で申しますと6級まで運用しておりますが、35歳未満で申しますと3級、4、5、6級については、もうほとんど給与改定がないというような運用状況になってきております。

（10番 西中純一君「もう一つ、最近の給与アップと比べてどうなのかっていうのは」の声あり）

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） じゃあ、もうきちつと言います。要するに29年度ぐらい前でしたかね、勧告があったのは。最近のあれに比べて割と財源的には少なくてもできるんじゃないか、低いんじゃないかなという感じがします。その辺は事例と比べてどんなんですか、最近のあれと。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 申しわけございません。ここ数年の給与改定の資料を持っておりませんが、私の記憶ですと、ここ数年、同じような傾向で若年層への手当がメインになってきております。内容につきましては、また後ほど調べまして回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第105号及び議案第106号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第105号及び議案第106号の2件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第105号及び議案第106号の2件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここで10時35分まで暫時休憩といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第107号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 済いません。ちょっと私、勉強不足で申しわけないんですが、ここの47ページにあります、いわゆる銀行、農協が合併して、形が変わるんで、この町有財産管理の例によるということに条例が変わるんですが、その町有財産管理の例というのは具体的にどんなものですか。ちょっと教えてください。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

町有財産管理の例によるということでございます。一般会計等におきましては、町の財務規則等で現金あるいは預金の管理、こういったようなものの運用を定めております。それに準じた形でこの国民健康保険も取り扱うということでございます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 言われとることはわかるんです。でも、今までは銀行なんかには貯金をしてたということで、具体的なそういうことで管理をしていたということを書かれとるわけでしょう。それをこういうふうには町有財産管理の例によるということで、具体的に、だからどういうふうな管理をするかということがちょっと聞きたかったんです。ちょっとようわからんですかね。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

ここでは、公金、現金預金について申し上げますと、現金預金についてはより安全な方法によりということで、金融機関への預託、あるいは金融機関への預金その他最も確実、有利な方法により管理をしなければならないというような規定に基づいて運用いたしておりますので、そういった運用に倣うということでございます。

議員ご指摘のとおり、今回の改正につきましては、この国民健康保険条例に現金の預金先として個別金融機関の名称等を列記をいたしておりましたので、これについては今後の金融機関の統廃合等があって、逐一そのたびにということではなくて、一般的な表記に表現方法を変えさせていただいたという目的でございます。

また、町の例規の中では、各基金等におきましては、基金条例等におきまして、おのおのその基金、預金、現金の管理運用方法について条例で定めて、条例に従って運用いたしているところでございます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 大体わかりました。今まで具体的に預けてる銀行だとか、そういうところを明記しとったということで、それはもうこれからいろんな統合があつたりするんで、わからんので、それはもうしないということで、そういういろいろな有利な方法を使ってそれを運用するということで理解をしておきます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第107号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第107号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第107号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（安東哲矢君） 日程第6、議案第108号から議案第118号までの11件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 続きまして、議案第108号から議案第118号までの11議案につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、議案第108号の令和元年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は既定の予算に1億8,546万3,000円を追加し、予算の総額を80億9,170万1,000円とするものでございます。人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の補正のほか、主な内容は、歳入においては各種事業に係る国県支出金、地方債等の財源を追加いたしまして、歳出においては防災都市公園関連事業費、スクールバス駐車場整備事業費、農林土木維持工事費等に係る経費の追加などを行うものであります。また、令和2年度からの3カ年の学校・園における英語指導助手派遣事業に係る債務負担行為の設定を行うものであります。

次に、議案第109号の令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は歳出のみの補正で、既定の予算の総額に変更はありません。内容は、職員人件費を減額し、電算委託料償還金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第110号の令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は日笠診療所勘定で、歳出のみの補正で、既定の予算の総額に変更はありませんで、内容は職員人件費、賃金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第111号の令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は保険事業勘定では既定の予算から160万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を18億5,170万1,000円とするもので、歳入では一般会計繰入金を減額し、歳出では総務費の職員人件費を減額、地域支援事業費の職員人件費を追加いたしまして、予備費で調整するものであります。

また、サービス事業勘定では、既定の予算から643万円を減額いたしまして、予算の総額を1,163万6,000円とするもので、歳入では一般会計繰入金を減額し、歳出では人件費を減額するものであります。

次に、議案第112号の令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は歳出のみの補正で、既定の予算総額に変更はございませんで、職員人件費の追加を予備費で調整するものであります。

次に、議案第113号の令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算に503万5,000円を追加し、予算の総額を9億2,256万9,000円とするもので、内容は歳入では消費税還付金、修繕工事に伴う地方債を追加し、歳出では職員人件費を減額し、ポンプ修繕料、認可変更委託料等を追加しまして、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第114号の令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は歳出のみの補正で、既定の予算の総額に変更はなく、職員人件費及び公課費、消費税の追加を予備費で調整するものでございます。

次に、議案第115号の令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算に110万円を追加し、予算の総額を4億1,242万8,000円とするもの

で、主な内容は歳入ではCO₂削減診断事業補助金を追加し、歳出では職員人件費、CO₂削減診断事業委託料、公課費の消費税等を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第116号の令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は既定の予算に324万8,000円を追加し、予算の総額を1,324万7,000円とするもので、内容は、歳入では地方債及び一般会計繰入金を追加し、歳出では広域水道移設の設計委託料を追加しまして、予備費で調整するものであります。

次に、議案第117号の令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は収益的支出において既定の予算から営業費用594万3,000円を減額し、予算の総額を7,902万1,000円とするもので、内容は修繕費及び動力費の追加、職員人件費の減額であります。

次に、議案第118号の令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算に収益的支出において329万4,000円を追加しまして、予算の総額を1億7,734万4,000円とし、資本的収入において500万円を追加し、予算の総額を9,367万2,000円とし、資本的支出において500万円を追加し、予算の総額を1億1,494万5,000円とするものでございます。主な内容は、水質検査料、給水ポンプ修繕料、動力費等の追加と職員人件費の減額及び岡山県からの支障移転負担金、支障移転設計委託料でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようにどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第108号から議案第118号までの11件、順次細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第108号説明した。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第109号・議案第110号説明した。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 桑野君。

○介護保険課長（桑野昌紀君） 議案第111号説明した。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） 議案第112号・議案第113号・議案第114号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、11時40分まで暫時休憩といたします。

午前11時25分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開し、細部説明を求めます。

産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 議案第115号説明した。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） 議案第116号説明した。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） 議案第117号・議案第118号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第108号から議案第118号までの11件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いします。

まず、議案第108号令和元年度和気町一般会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） では、68ページ、防災都市公園費の5, 200万円、これについて9月にも上げられておりますが、9月から今までの経過等ありましたらお聞かせ願いたいんですが。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 5, 200万円の社会資本整備事業交付金の件でございますが、今回計上させていただいております。これ、先ほど特別委員長の委員長報告の中でもございましたが、かなり詳しく委員長の方からもご説明をいただいて、その中でプロジェクトでの検討の経過状況、それからそれが今度は総合グラウンドに変更した経緯等についてもかなり詳しくご説明をいただきましたので、ご報告をいただきましたので、重複しないような形の中で話させていただこうと思いますが、これ最初は、ご承知のとおり29年の学校の再編成、これから始まったわけでございますが、この学校の再編成からこの話が始まりまして、29年のたしか7月だったと思うんですが、IPUへ無償で貸し付けしましょうということで、総合グラウンドと石生の小学校を貸し付ける、この契約議決が議会で議決をされて、その後、大森町長、当時でございましたが、10月の定例で町長がこの跡地については後、実はその社会資本整備事業交付金の中で総合グラウンドを益原でという、ぜひこの事業をやらせてほしいというようなお話があったんですが、その後、まだその間にいろいろ経緯はあるんですが、30年4月8日に町長選挙がございまして、私が当選をさせていただきまして、そのときにもぜひこの防災公園事業についてはやらせていただきたいということで、3, 837票を私もご支持をいただいたわけございまして、そのときにも私はこの防災公園事業についてはやらせていただきたいということを公約に掲げさせていただいたんです。それから、その9月に定例で5, 200万円の社会資本整備事業交付金を計上させていただき、これは5カ年事業ですということで歳出の方はたしか1億5, 000万円、6, 000万円でございますか、計上させていただいて、これはご議決をいただいたわけでございます。ところがその後、年を越して2月の月でございますか、議会議員選挙がございまして、その議会議員選挙の後、今年の3月の定例で、このことについてはとりあえず繰越明許をさせていただきたいということで5, 200万円、それから1億6, 000万円、それと合わせて1億2, 700万円だったと思うんですが、31年度分の交付金、これ全て修正をかけられてきたわけございまして、その後、特別委員長の方から町民の声をもう少し聞く必要があるだろうと、町民の声を聞くために諮問委員会的なものを立ち上げるべきだというご指示をいただいたり、ご指導をいただいたわけございまして、そこでその諮問委員会を立ち上げるべく準備をしまして、要綱もこしらえて、今度それを議会へ提出をさせていただいたんですが、これも費用弁償についても否決をされ、その諮問委員会の立ち上げについても否決をされてきたという経緯がございます。

その後、6月17日だったと思うんですが、万代委員長が中国地方整備局に事業についての意思決定について今後期限はいつがタイムリミットであるとか、それから計画変更できる範囲についてはどのような範囲ならできるといふような質問をしていただいております。それで、それを受けて9月13日だったと思いますが、万代委員長自ら岡山県の都市計画課に出向いていただいて、9月議会での当該公園整備補正予算が否決される見込みであることを踏まえまして、これまでの経緯と今後の進め方について相談をしていただいたようございまして、これも県の方からご報告をいただいておりますが、県は万代委員長に対しまして、繰越金5, 200万円、それから現年内示額1億2, 700万円が予算化できていないこと自体が異常事態であると認識しておりまして、早急に地元と議会等と調整を行うようにということのを和気町の方へ要請をしておるという報告を受けたそうでございます。繰越費5, 200万円は和気町でしか執行できないわけでございますが、現年1億2, 700万円は県内の他の自治体に流用することがその時点では可能であったわけございまして、流用先のこととも考慮しまして、10月中旬までには方針を決定する必要があることを和気町に対しまして説明したということのを万代委員長は聞いて帰っていただいております。

それで、事業計画の変更は、要件を満たせば事業途中でも可能であると、流用することでのペナルティーはな

いと、こういうふうに私たちもお聞きしまして、昨年度に続いて今年度予算で多額の不用額を出す事態となったら、国の信用も失ってしまいますし、県も同様に信用がなくなるということを伝えたという報告がありました。その9月議会定例会の一般質問において委員長から、5,200万円は不用額で返さずに何とか和気町で整理できる方法がないか考え、議会に理解してもらうこと、また5,200万円と1億2,700万円、両方返すことは最低の選択であるというふうに万代議員から発言をされております。

これらのことから、岡山県からの提言とかご指導、万代委員長と協議の中で、今後の事業推進について、私はこれでご理解がいただけるんだと、議会の方から。このように判断をいたしまして、10月7日、私は体調を崩しまして、長期の休暇をいただいておりますが、発言ができないというような状況がありましたので、私が県の方へ出向くことができなかつたんですが、副町長と産業建設部長に県を訪問していただいて、本町に交付決定されております現年内示分1億2,700万円、これの県内流用を私は承諾をしたんです。これが一番適切な判断だろうというような指導もいただいて、その結果でそのようにいたしましたわけでございます。

ただ、その場合、5,200万円は和気町でしか執行できないということもありますので、今期の定例会へ補正予算を上程させていただいております。それから1年延びることは承知の上で、今変更事業計画を出させてもらっております。ですから、1年おくれで国の方で認めていただこうと、そういうご指導でございましたから、そういうことで今進めさせていただいております。と申しますのも、何回ももう同じこととお話し申し上げておりますが、あそこは浸水地域だということでございますが、あそこをショートカットして吉井川の樋門を閉めると、サイフォンを通して曾根の排水機場へ水が行っておりまして、あそこはつかったことがないという認識のもとに私はこの立場におるわけでございます。それから、南海地震、東南海地震等の心配もあります。

もう一つは、ご承知のとおり新見市も今年異常気象によりまして時間雨量が150ミリを越すような時間雨量があつて災害が発生したというような事態も実は地域的に発生をいたしております。もう他人事でない、よそごとではないなというふうな認識のもとで、もし災害が発生した場合、何とかその拠点的な役割を果たす防災機能を持たせた公園をぜひあそこへこの際、国でお認めをいただいたわけでございますから、やらせてほしい。しかも和気ドームの問題もあります。何回もこのお話は申し上げます。それから、和気鶴飼谷温泉のプールのアルミは大丈夫ですが、樹脂部分がもう大変傷んでおりまして、これの対応もしていただける、事業費の中へ入れていただけるということでございますから、これなんかはもう単町では将来的に不可能でございますので、何とかこれをやらせてほしい。

それからもう一つには、昨年、私は岡山の国土交通省河川局長とお話を申し上げまして、吉井川の河床を下げてください、吉井川の河床を下げてくださいと水害がもし堤防が決壊するようなことがあつたら、もう天災じゃありません、人災ですと。大きな穴が昨年も7月の集中豪雨によりまして大樋のところで大きな穴が開いたと。しかし、深夜3時ごろから雨量がどんどん減ってきて、吉井川の流量が減ってきたために何とか石生地域が浸水を免れたというのももうこれ事実でございます。ですから、吉井川の河床を下げるために、これを益原へ入れさせていただければ、今は吉井川はもうご承知のとおり見ていただいたらわかりますが、15万立米をとりあえずもう工事契約がされて、しかもこれを私の早とちりで申しわけなかつたんですが、何とか残土は益原で1メートル埋めさせていただければ6万立米、もう1メートルあの地域で設計的に池にならないというようなことがもしあるんなら、12万立米あそこで処理がしていただける、しかもこれも無償でしていただけると。そうすることによって、吉井川、右岸側、左岸側の堤防の保護にもつながる。また、合流点から金剛川の右岸側、左岸側の堤防の保護にもつながる。初瀬川の堤防の保護にもつながる。この周辺一帯の流れが変わってくる、そのことをもう本当に期待をして、皆さん方をお願いをいたしておるわけございまして、ところが今、これが今こういう状況でございますから、実は今15万立米、あの吉井川の浚渫土は西大寺の方まで行っておるんです。西大寺の方

へ行けば、その運賃で浚渫量の土量が減ってくるんです。これはもう取り返しがつかないことになってしまう。ひとつぜひそのあたりのこともご理解をいただいて、何とか和気町の将来、和気町をこの地形的にも、この東備の私は中心だと思っておりますから、皆さんはどう思われとるかわかりませんが、隣の市より和気を中心だと、いろんな面で交通の結節点でもありますし、インターが2カ所もある町はありはしないのです。ですから、この町を、将来を展望して、この町に住んでよかったと思っただけのまちづくりにつなげていきたいと、それ以外に何のあれもないんです。ですから、ひとつぜひそのあたりをご理解をいただいて、今回のこの補正予算もご理解をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 9月議会から後の動向についてお伺いすればよかったんですが、丁寧にありがとうございます。

この5, 200万円です。今回上げておられますが、これがもし通らない場合、この5, 200万円はどういうふうな処分になるのかと、それから変更事業計画を出されたということですので、それはもうお認めいただいとんのかどうか。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 5, 200万円の例の社会資本整備事業交付金の今回の補正でございますが、これは今回何かお認めをいただくということを基本的には思っておりまして、また次にこの変更契約、変更事業計画等についても提出をさせていただいております、ちょっと提出しとんじやろ、もう。まだか。

（「まだです」の声あり）

まだ。

（「はい」の声あり）

提出する予定でありますので、これは国土交通省とも話し合いをしておりますから、ですから引き続きご協議をいただく、そういう場を持たせていただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） その変更計画をこの今議会中に何とか私らに説明ができますでしょうか、それを1つ。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 今、今回の補正で上げております業務等委託料、これが国と協議する委託料、協議資料になっておりますので、内容は先ほど町長が申しましたとおりドームの屋根と塗装、プールのあれになってますので、その内容はわかりますが、国との資料をつくる上で今回委託料を上げさせてもらっておりますので、正式なものはまだ、確実なものは提出できないものと考えております。

（6番 山本 稔君「わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ここで1時まで暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 午前中の最後のお話ありがとうございましたんで、防災都市公園の話で、町長から私の名前を何回も出していただいたんで、質問といいますか、よくお話を聞いてたんですけど、ちょっとわからんところもあったんで質問させてもらいたいと思いますが、質問というか、率直に1つだけ私の方から言わせていただきたいのは、31年度に内示額で提示されている1億2, 700万円というお金と、それから30年度で既に交付決

定、和気町にしか使えないというか、和気町のための交付決定されている5,200万円というお金がありまして、その9月の私が県へ行ったというような話が先ほどありましたので、それにひっかけてお話しさせていただきますと、その2つのお金を、端的に言いますけど、もう簡単に言いますけど、そのどちらも不用額として来年の3月31日をもって不用額となったということで国に返すということになれば、これは大変に和気町にとってダメージが大きいなとは思いました。今の議会の中の状況の中で考えたとき、せめてとといいますか、1億2,700万円を流用して岡山県内で使うということにすれば、県の顔も立つわけですから、そうするのが一番和気町にとって私はベストだと思います。で、5,200万円のことにつきましては、9月の段階では私は何とか和気町でしか使えないお金ですから、何とかならないかなと考えておりました。

結論からいいますと、10月29日に特別委員会をやって、委員の皆さんの意見を聞くというのが私の結論となりました。それで、10月29日の特別委員会を開催した報告は先ほどさせてもらったとおりでございます。そういう話の中で、特に私も、こういうふうな話があるんですね、1億2,700万円を返したと、返したという県内で流用したというようなことで、もう町長はこのように言われてるんですよ、10月29日の特別委員会のときに。私も静かに聞いてたんですけど、30年9月に5,200万円の議決をいただいて、認定をいただいて、採択をいただいたと。このことは行政の継続性の中から国、県もこれは必ず予算措置をしてくださないと、つまり流用に当たっての話ですよ、県に対しての話です。そうすることによって流用は認めますと、このことを担保してくれるんなら、1億2,700万円の管内流用を認めざるを得ないというふうな意思表示をしたと言われたんです。私はそれを静かに聞いておって、ああ、町長はこの1億2,700万円を県内へ流用することによって、また今後この事業をするための布石といいますか、そのことを県の方とお話し、どのようなお話をされたんかわかりませんが、されて、熱意を持っておられるんだなというふうに私は思った。私もいろいろ思っておりましたけども、9月の定例会の中でも草加町長、あと議員3名、4人で話をしたときに、ゼロベースでもいいとか、野球場は白紙にしてもいいとかという話もありました。しかしながらその後、全員協議会なんかでもそれを強く最初に言われたこともありますけども、結局この前の特別委員会では、報告にもいたしましたけど、総合グラウンドをつくると、野球場にも使う、サッカーにも使う、陸上にも使うと、そういう計画でやっていくんだというふうに言われました。そのことも私もまだ耳に残っておりますけど、静かに聞かせてもらいました。そのような経緯で今、きょうがあると思っております。

これは、私も簡単にうまく言えませんが、そのように私は思っております、少なくとも1億2,700万円を返したことによって和気町のダメージは軽減されて、今後またこういう話につながっていく可能性が残っているんじゃないかなというふうに私は受け取っているんですよ。両方とも不用額で3月の末まで和気町がじっと持っておって、それで不用額になったというんでは、これは本当に緊急事態というか異常事態だなというふうに思ったんですけど、町長、その辺はどのように思われますか。それをちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 1億2,700万円の管内流用についてのご提言をいただいたり、ご指導いただいたりしたことに対して、私は別に他意があってお話を申し上げたんじゃないしに、万代特別委員長の主導のもとに委員会が開催をされまして、その結果をご報告をなさっていただきましたから、その後を補足的に1億2,700万円、5,200万円の30年9月の議決、これは5カ年の継続事業としての担保ができるというふうに私は思っておりますから、ですから1億2,700万円については、私がそのときに10月7日の段階で、10月の初めの段階で万代議員が県へ行っていただいたあたり、そのあたりに私がたまたまその長期の休暇をいただいていたときだと思うんですが、その話し合いの中で5,200万円の予算措置をしていただけると、1億2,700万円を管内流用すれば、それがやっぱり和気町の信用にもなるし、岡山県の信用にもつながるしというふうな

実は解釈はさせていただきました。事実です、これは。それはもう、もとから5, 200万円を担保しとんですから、それを予算措置をしていただけるということが、私は次の事業を1年変更して1年延ばしても、次の年にペナルティーはないというふうに万代議員からのご発言もあったというふうに私は職員からも聞いておりますし、副町長からも聞いておりますから、ですから変更計画を1年おくれて出させていただいて、令和3年度には、令和2年度に出させていただいて、令和3年度から事業にかかっていると、このように私は思ったんです。ですから、決してほかに変な意味で万代議員、名前を出させていただいたのは、それは受け止め方が万代議員の受け止め方でおっしゃっておられるかわかりませんが、私は変な意味でお話ししたんじゃないやありませんで、委員長という職責の中で前向きにご検討いただいたと、そのことに感謝をしながらお話を申し上げたことでございますから、誤解のないようにしていただきたいと思えます。

それと、それからこの事業そのものがさっきからも言うておりますように、本当に前向きにお考えをいただいて、財政的にも95.5%の経常経費比率というお話もあるんですが、これの一番大きな要因というのは、実は和気町は他の市町村に比べて繰出金も多いです。この繰出金が影響いたしております、これが来年、再来年になってきますと、どんどんこれ公共下水道です、この繰出金が減ってくる。そうすることによって、経常経費比率も来年ぐらいは90%少々ぐらいになるんじゃないかなというふうに思っておりますが、これもまた想定で物を言えば、うそをつくとか言われるような発言があるんですから、想定で余り物は言いたくありませんが、どんどんこれ落ちてくるとは思っています。ですから、その分が今回のこの事業に財源充当ができる、そのことが和気町の交流人口を増やすことによって2040年問題もクリアできるし、和気町の将来が展望できる。それが私の役割だろうというふうな気持ちを持ちながらお話を申し上げておりますので、決して不真面目に言っているのではありませんので、ひとつぜひそのあたりを、しかも河床を今下げていただくのも、今じゃないともう取り返しがつかんです。何十年もあの金剛川の合流点から下流、もう皆さん十分ご承知だと思っております、いろいろうねえんです。それを今下げているのです。それを下げているのが捨て場がないから仕方がない、西大寺の方まで行く。西大寺の方まで行けば運賃に食われてしまって、浚渫土の量が減ってくるんです。浚渫できないのです。ですから、それも一つ理解をしていただきたい。それを理解していただければ、笑い事じゃなしに理解をしていただければ、吉井川の右岸側、左岸側の堤防も守れますし、金剛川の堤防も守れます。この地域の水害の心配もなくなるというふうに私は思って今話しておることでございますので、いろんな意味で防災公園事業をやらせていただくことがドームの改修にもつながり、プールの改修にもつながり、これも事業費として組み入れていただけるといふ確約をしておるわけでございますから、ひとつご理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。どうぞぜひ、ひとつよろしく願いいたします。

(8番 万代哲央君「よろしい」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番(山本泰正君) ちょっと順番は逆になりますけど、どうも防災都市公園のことなんです、まずそちらを聞きたいと思えますが、町長、基本計画の軽微な変更は認められるけど、大きな変更はできんというのを今までに言うたられます。町長と2人で協議、お話をさせていただいたときに、実はドームの鉄骨はさびてしまいうるし、温泉の水回りはもう大変な状況よと、今後、和気町の財政、そっちへの繰り出し、かなりのもんが要りますよと言ようたら、次からはドームもプールもこの事業へ入るんじやと。それから、さっきも確約と言われたようなんじやけど、実際に確約がもらえたんかどうか、そこらも問題じゃし、それから5, 200万円の問題、これ29年12月ですか、地元の区長から請願が出たのを6対4で不採択にしています。にもかかわらず、補助申請をして、内示があったということでどんどん話が進んできますが、後から補助申請したんだという報告はありました。たしかあったと思えます。しかし、議会の判断を無視して補助申請したものを正当化したように今言わ

れておりますが、私はそれはちょっと議会軽視というか、議会無視というか、そこからのスタートだというふうに思っております。ここらあたりの見解をちょっと聞きたいなど。一般質問でも関連して言おうと思うのですが、同僚議員の質問の中でちょっと気になりましたので、言わせてもらいました。

それから、順番にあといきます。58ページ、一般管理費の人件費4,122万7,000円ですか、5人が増になっておりますが、何か大きな機構改革でもしたんですかね。そのあたり、ちょっと教えてください。

それから、67ページ、観光費、藤まつり駐車場管理費の69万2,000円、30年度の当初では、たしか170万円、200万円ってなかったと思いますが、今年は243万円、当初へ上げとったんですか、それが69万2,000円、312万2,000円になるんですか。これ、業者がかわって単価が上がったんか、余りにも上昇が激しいなという状況です。これは、単価が上がったというような説明があったんですが、どのような形態でどの程度出たのか教えてほしいと、藤まつりは4月から5月にしたもんが12月に出てくるというのもどういうことかなというふうに感じております。

それからもう一点、74ページの給与費明細、さっきの5名の話もあるんですが、特別職のその他の特別職107名増になっておりますが、この内訳をお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 請願のお話でしたが、請願はそれはそれなりに私も提出をされて否決をされたということは知っておりますが、これは私のときじゃなしに、前の大森町長の時代でございまして、請願の扱っているのは、それは十分私も認識はいたしております。それは、そんな軽く受け止めとるわけじゃございませんし、私も前の代ですからどうこうというのは言いたくありません。それはもう行政の継続性でございまして、それは尊重しないといけませんけど、ただ請願は100%尊重しながら前へ進めるということ、できることとできんこととありますので、そのあたりは議員の皆さんもご理解をいただいております。この事業そのものが、さっきから私が何回も申し上げておりますように、町民の生命、財産を守るのは我々行政の責務でございまして、防災は特に一丁目一番地でございます。そのあたりのこともありますので、今回もうしつこいと言われながらも、私もそんなことを言われながらお願いはしたくないのですが、ただそうは言いながらもこれは仕事でございまして、和気町の将来を考えたら、やっぱり私の立場として、理解がどうしてももらえんのかなと。

どうしても私が理解ができないのは、大きく言いますと3つの理由で反対をさせていただいております。1つには、あそこは浸水地域だということと、それからその金は福祉に回すべきだと、社会資本整備事業交付金で用地費については3分の1、事業費については2分の1の交付金をいただくわけですが、これは目的のある交付金でございまして、福祉は福祉でそれなりに私はよその他の市町村に比較してそんな手当てができてないというような状況じゃないというふうに私は思っておりますから、このあたりについても一つ理解ができません。それからもう一つは、野球場は要らないということでございまして、今までの皆さん方の協議の中で私は聞く耳を持ちながら、野球場もできるし、陸上もできるし、サッカーもできるし、総合グラウンドを整備したいと、有事の際にはこれは防災機能を持たすことによって、あそこへ例えば震度6弱がここで発生を仮にするとしますと、そうしたら今、瓦の上がっている建築状態でございまして、そういう場合、ハウスメーカーの家はもっても、そういう家はなかなかもちにくいというようなことも私も聞いておりますから、その場合、建築廃材等もそこへ備蓄ができると、そのときには山本議員は、あそこじゃそんな長いものはできんのじゃと、しかもあそこはそんな量はできはしないということでございまして、そりゃ長いものは短くしながら、しかも日にちは8時間で10トンでございまして、24時間あるわけでございますし、日にちは続いとんですから、そのあたりのこともご理解をいただきたいと思っております。

そういうことで、これが和気町の生命、身体、財産を守る一つの基本だという信念に基づいてお願いをしておるわけでごさいます、決してもうそれ以外の何事でもございませぬので、しかも6人の議員はぜひそれはやるべきだとおっしゃっていただいとんです。あと6人の議員の方々も今、このことについてご理解がいただけていない。しかも、浚渫なんかについてはもう取り返しがつかんことになる。その場合どうしたらいいんでしょうかと、私は夜も眠れない状態の中で不安を持っておるわけでごさいますので、そのあたりのこともひとつご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 先ほどの山本議員の変更契約を確約いただいとんのかというご質問でございませぬ。

県の方には、事業計画の変更については、防災公園要件を満たせば事業途中でも可能ということをはっきり確認をいたしております。ただ、あくまでドームの屋根、それから温水プールの屋根部分の改修については、それだけじゃだめだと、あくまで防災機能を持たすことが必要だということ、その機能を持たすための業務の設計を今回50万円、委託料として組ませていただいております。ですから、これからその機能をどういったものを持たすか、貯水の温水プールであれば、プールの水を使って防災時に充てるといったことも考えられるかなと考へております。今後、そういった内容については詰めていきたいと考へております。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、人件費の58ページでございませぬが、一般管理費の給料におけます職員対象が5名増えておる原因は何かというご質問でございませぬが、こちらにつきましても、機構改革といたしまして、まち経営課が財政課とまち経営課に分業を4月1日からいたしました。その関係で財政課の職員3名分と、それから有償バスが地域交通の有償バスの関係で総務管理費へ人件費を新たに1名増員しております。それと、佐伯庁舎でこちらの一般管理費の科目の人員として1名増員しておりますので、トータル5名の増となつてございませぬ。

それと、給与費明細の件でございませぬが、給与費明細の中で、74ページになりますが、比較の中で107名の増となつておる、この内訳はというご質問でございませぬが、61ページにありますこのたび統計の方で補正をいたしております。こちらが人員が102名、それから62ページにあります高齢者サービス調整チームの運営委員、こちらが6名、それから71ページにあります社会教育指導員報酬、こちらが1名の減になつておりますので、トータル107名の増となつてございませぬ。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 67ページの藤まつりの駐車場の管理委託料69万2,000円の増額ということで、今回この12月補正ということで、本来もっと見積もりが単価それから期間が増えるのであれば、当然それまでに補正を上げるべきでした。その点はお断り申し上げます。

今回、4月27日から5月10日まで14日間、藤まつり開催で、14日間の警備をお願いいたしております。今年は10連休を挟んでおまして、当初見積もりより警備の単価が上がつたということ、それとちょっとまだはっきり今確認したいと思つておりますけれども、14日間当初で何日の警備委託を考へてたか、その期間が延長になつたということも聞いておりますので、合わせて69万2,000円といった増額になつております。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 5名の増はわかりました。それから、107名の分、あんな大きな数字が動くときには、できれば参考資料なり説明なりしていただければなと思ひます。

それから、観光費、やっぱりどのくらいの計画じゃつたんがこうなつたというぐらひは、今補正で上げるときには説明してほしいなという気持ちです。

それから、防災公園の問題なんですけど、町長と何ぼやっても平行線のままでございます。その中で、社会資本整備事業ですか、この福祉に回せというのはある同僚議員が言うたことで、この事業を回せというようなことを思っている議員はほとんどいないと思います。言葉のあやで言ったんじゃないかなと私は思っております。浸水地域、それから野球場、利用人口が町民からはほとんどいないという問題、それから財政問題、こちらで私は反対の意思を表明したというふうに理解しておりますので、私どもが福祉へ回せというような話をした覚えはありませんので、それは解消していただきたい。

それから、請願が不採択だったのは前のというのは、これはもうやめてください。これを言われると、不採択になったのは前の町長のときだというのはやめてください。継続して同じ事業をやりようるわけですから、この責任も事と次第によっては追及せざるを得ませんが、やめた人まで悪く言いたくは私ありませんので、そこらあたりは理解してもらいたいと思います。

もう一点、また一般質問にかかわりがありますので、防災都市公園関係も出てくるかもわかりませんが、議会との対応ということでお話しさせていただきたいと思います。

それから1点、ドローンの購入費ですが、これ6月議会の際にFDD Iですか、ここに965万円だったと思うんですが、委託料でスマート農法で肥料散布や農薬散布、これをやると、実証実験をやるということを確認して私は賛成の立場に立ちました。それが前回、委員会でも聞いたかったんですが、これは厚生産業の方だということで聞けなかったんですが、今回また同じのが出てます。実際にはもう既に民間がやっている事業もあります。それを今さら1台でなかなかできる問題ではないと思いますし、そこらあたりどういう考えでまた出されたのかなというふうに思います。これ事実かどうか、聞くところによると、委員会の方で危険を伴うからFDD Iはようしないんだと。町が機械を買って、保険を掛けて、FDD Iの職員にやらすんだというような説明があったというふうにまた聞きしたんですが、これ間違いじゃったら聞いた話ですから、間違いじゃったらお断りなんですが、こういうやり方というのはちょっと不自然ですし、私は納得できません。このあたりを説明をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） それでは、実証実験のことについてまずご説明させていただきたいと思います。

実証実験につきましては、6月議会等でも説明させていただきまして、ご議決いただいておりますところですが、965万円の補正をいたしまして、こちらについては内閣府の地方創生交付金の補助金を受けて行うということでご議決いただいたわけですが、それとあわせてこのたび総務省の協議会での委託を受けた事業、こちらの方でも今の防災、それから今のスマート林業、スマート農業、そういったものを防災等やっていくということでございます。それで、10月6日から事業を実施いたしまして、今の内閣府の事業と総務省の事業を月ごとに今の交付金で実施をいたしてございます。今現在、議員がおっしゃられている965万円につきましては、今の物流の方での対応事業となっておりますが、内閣府の事業の方で防災、そういった事業について農林、スマート農業等の事業は実施していく予定にしておりますところでございます。よろしく願いいたします。

（9番 山本泰正君「やるんか、やらんのか、趣旨がわからんのじゃけど」
の声あり）

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 今回、例の何ぼじゃったかな。

（「270万円」の声あり）

270万円の件につきましては、これは実は私たちの説明が悪かったのかもわかりませんが、実はこれは農協が岡山県農協に合併をすることになっておりまして、その合併をする前に和気町へ対して100万円の補助をしていただくと。それで、100万円の補助をしていただく目的といいますのは、ドローンの整備をさせてほしい

と、ドローンを整備するために100万円補助をいただく。それとあと170万円につきましては有利な財源で、できれば辺地債とか過疎債とか、そういうような充当ができれば一番いいんですが、何とか財源的にはそういう考え方で270万円の大型ドローンを整備をさせていただく。そのパイロットにつきましては、FDDIというのを私が申し上げたのが間違いでございまして、和気町内のパイロットが賃金でそれを運行すると。それで、運行の内容については、農薬散布等につきましても農業委員会を窓口にも農業委員に地域の皆さんの意向を聞いていただいて、地域の要望を受けて、それぞれ例えば日笠なら日笠で1番地から10番地まで、ここをほんなら何月何日ということになると、和気町が整備しましたドローンでそのパイロットを、資格を持ったパイロットを賃金でお願いをして、実施をすることによってお手伝いができるんだと。それから、その農薬散布じゃない、農薬散布が必要でないときには、それは防災にも使えますし、それから写真撮影にも使えますし、いろんな分野で行政が、もし災害が発生したときにはその災害地へ飛ばして行って状況把握もしたり、それから人がいなくなったときには人捜しもできるしというんで、町へ1機、大型のドローンを整備させてほしいと、そういうお願いをしたんで、今の内閣府の実証実験、これとはもう全く関係がありませんし、できれば私がFDDIにそのパイロット業務を受けてもらえば安全に運行ができて、業務の能率がよいけるのかなと思って言うたんですが、FDDIの場合はそれはちょっと申しわけないのですが、町内で養成ができたパイロットの方をお願いしてくださいよということでございますから、町内で養成ができたパイロットがおられるんですから、その人に賃金でお願いをすることによって、農家の皆さんが高齢化して消毒をされとんを見ると、やっぱり民間でやるより実費でできるんですから、お手伝いができるなど。そうしたら、それは民業圧迫だというようなお話をいただいたんですが、町内にはそういうまだドローンで消毒業務等に携わっておられる方がおられんような状況がありますから、行政側が今それをやらせていただければいいんじゃないかなという思いの中からそのお願いをしたんであって、農協も合併したらもう今度は補助ができませんから、合併する前に補助をしてあげましょと、和気町のために補助しますということですから、後は何らかの形であと170万円は財源を充当して整備をしていこうと、それが町民サービスにつながるんだというふうに私は説明をしたんです。ですから、それは実証実験とそれから今の和気町が270万円かけてドローンを整備するのは、もう全く別の話でございますから、これはちょっと誤解のないようにしてほしいと思います。

それから、実証実験については、今物流を昨年から引き続いて内閣府で今年はやっております。それとあわせて農業、それから林業、これの実証実験に入っていくということで、今物流については30キロですか、稲蒔と、それから延原と、田土と、3カ所へ注文を受けた品物をお届けをしていこうというやり方を……

(「稲蒔じゃない、津瀬」の声あり)

津瀬か。津瀬へその物流、それから農業については、これは農地の上を飛ばすことによって、ちょっとおくれましたから、今回ちょっとうちの予算が可決されなかったということもあったりして、稲刈りが済んだ段階になってしまいましたから、あの田んぼの上を飛ばすことによって施肥の状況とかそういうことを実証実験をしよう。それから、林業については大体山1反に300本植林するんですが、40年たったら大体150本ぐらいになってくる、その150本ぐらいになったものの目通りが4寸角の柱をとるんなら15センチ、これならその15センチで石数を、上から飛ばすことによって本数と石数を即座に出していけるような、そういうソフトを実証実験をやっているというのでやっているのです。それで、今内閣府はそういう形でやっております。

それから、総務省の分は、これはやることは同じことをやるんですが、これは顔認証をやりましょとということで、今お話し申し上げたプラス顔認証をやりましょとということで進めるんですが、これは野村総研というところが事務局を持ってやるんで、和気町はちょっと一緒にはやるんですが、事務局は野村総研が事務局を持ってやるということでございますので、これはそういうふうにご理解をいただきたいと思います。

スマート農業をやりましょとというような話は、私はちょっと認識がないんです。それで、それが将来的にス

マート農業につながれば一番いいことをございまして、いずれにせよ全国の先鞭を切りながらそういうことをやることで、和気町も将来必ず人手不足になってくる、人口減少はもう避けては通れない、そのときにどういう形で行政がドローンを取り入れて、行政が地域に貢献ができるか、そのあたりの実証実験をやっているわけですので、そういうふうにご理解をいただいております。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 最後になりますが、委員会だったか、特別委員会だったかのときに、私はあくまで農業の担い手不足の関係もあってメリットもあるから、和気町にとってどんだけのメリットがあるんらということ、農業散布も実証実験でやるということで965万円は賛成したという私は認識を持っております。これ、調べてみてください。そういう記憶がありますんで、完璧にとは言いませんが、そういう流れの中でした。

それから、補助金、農協からの100万円ですか、これドローンに限定したものではないという情報も得ております。そのあたり、うまく言われるのはなんですが、私らのところに入っとる情報では、限定しとるものではないというふうに聞いておりますので、そこらあたりも委員会の方で十分同僚議員、聞いてみてください。あくまでドローンを町が今までも1台かな、購入済みは何台かな。

（「1台」の声あり）

1台だけかな。それで不足するのであれば、また防災あたりには必要なものは、私は整備すべきだと思いますが、農業散布に町が実施するというのは、あくまで問題があると。1台そこらじゃだめです。同じ時期に消毒は、農業散布はしなくちゃならない。恐らく10台も20台も買わなくてははいけないし、それから町内のFDDIの研修を受けた者は、農業散布はできないというふうに聞いたんですが、それも事実かどうか。そこらあたりも委員会の方で十分議論してください。何か話と違う部分が町長の説明の中に出てきますんで、本当に100万円も農業推進にということという流れも聞いてます。正規の文書や何やじゃありませんので何とも言えませんが、そこらあたりも含めて委員会の方で十分検討をお願いしまして、もう私の方はいいです。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 私は決してでたらめなことを言うたり、うそをついたりするようなことを言うておりませんで、質問の仕方についても少々考えて物を言うていただかないと大変失礼な話でございまして、私は農協の組合長とドローンを買うために100万円補助しましょうというお話をしとんですから、何も私が作り事を言うて、そんなここでお話しする必要もありはしませんし、どういう情報でどういうふうにおつかみになられて、こういう公式の場でちょっと違うじゃねえかというようなご発言をなさるんか、理解に苦しみます。私は、組合長が最高責任者だと思っておりますから、組合長と私との話し合いの中で決めとることであり、それから職員が農業散布はできないって、そういうことを言うた覚えは私はありません。職員はそりゃあパイロットの資格は取得して今一生懸命、晩には5時をしようてから毎週何曜日か、きのう、おとついても練習しとったというて言ようる話ですが、訓練をコントローラーが微妙なもんがありますから、ドームで一生懸命訓練をしていただいて、すぐに取得をしたら飛ばせる、実用に使えるっていうもんじゃございませぬから、そのあたり訓練を一生懸命していただいておまして、勤務時間の中で災害等のときにはどこへでも出ていかないとはいけませんし、どこでも使わないといけません。そういうときに対応できるだけの訓練はいたしております。農業の散布ができるできんというような話は、私はそれは実はした覚えはありません。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） はいじゃ、細かい問題、二、三点。

まず、補正予算の56ページの藤公園の収入関係と、それから支出の今ありました67ページ、この収入、歳入歳出あわせてお聞きしたいと思います。数字はもうこのとおりでわかりますけども、支出状況の中で209万

3, 000円、これは入場者が多かったということで、これは数字を見たらわかるんですけども、現実問題もう4月段階から半年ほど経過しまして、これは特別会計じゃございませんので収支がはっきりわかりませんが、多少井になるかもわかりませんが、今段階である程度その細かい数字はよろしい、概算で約1, 600万円の収入の中で支出がいろいろ、役場の職員の皆さん方のオーバータイムとか人件費はちょっと除いても、概略どのくらいの藤まつりは経済効果とは言いません、これは観光という要素もありますので、それを含めて効果があると思うので、ただ数字だけで少しマイナスじゃからおかしいじゃねえかと、そういうやばなことは言いませんけども、概略でよろしい、つまみでちょっとここは教えていただきたいと思います。

それから、今ありました、次は57ページですけども、JAの今のドローンのそういう話がありましたけども、これは一言簡単に聞けばいいです、これはひもつきなのか、それともひもつきじゃないのか。いわゆる事由を、こういうことをやりたいからということの、例えばドローンなのか、これは例えばの話だけでも、例えば和気町は今、乗用の草刈り機が今2台、もう実質1台ぐらいで、ああいうのも例えばということで出せば、100万円なら100万円、そういう出るのかどうか。今はそういう申請の前提は、ドローン前提で補助をもらうということをしてもらうというように私はそういう理解をしたんですけども、もしひもつきというのは、言い方はわかると思うんですけど、その辺はちょっとお聞きしたい。今段階では、町の方はドローンで100万円いただくということをお願いしとるといように思いましたので、その辺の解釈がちょっと。私が言いたいのは、農業振興という面ではもちろん町長言われるようにドローンのこれからの将来性とかというのがありますけども、当面今その農業団体、それから今現在そういうことでやってるとこ、そういうところがどんどん私どもとしてはそれが本当に行政としてはそういうことを、農業散布をやってほしいというよりも私の知る限りでは、いわゆる農機具メーカーが、官がやりようするのは、民でできることは民と、官がどうしてもやらにやいけんことは官がやらにやいけんけども、これについては流れとしてはもうこれだけ全国的にもドローンというのは普及しょうります。そういう面で効率のいい民間の農機具会社とかそういうことも少し考えていったらどうかということの検討のぐあいのことがもしありますれば、それをちょっとご披露いただきたいということでございます。

それから、59ページ、地域交通の対策の経費、バスの運転手の756万2, 000円、これの中身はわかるんですけども、ちょっとこれ詳細を私ども何人、今14人採用して、プラスしても十四、五人だと思っておりますけど、その辺の詳細をこれせっかくの機会ですので、この756万2, 000円の内訳というものをさせていただければと思います。

それから次に、72ページ、プールのボイラーの故障、これはいつごろから故障になったのか。それとも1台で、これは予備の、どっちが予備なのか一応2台あるから、片肺でできるということなのか、その辺の中身、あそこも大事な体育施設です。これはきちっと修繕してもらわにやいけませんので、その辺の概略をせっかくの機会ですのでぜひお教え願いたいということです。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） まず、一番最初の藤公園の収支のことのご質問でございます。

ざっくりした概算をとということですけども、会期中に職員人件費を除いた収入と支出の資料をつくったものをまたお配りさせていただきます。

それと、ドローンの助成金のごことでございますけども、あくまで確認しましたら、ドローンを購入するための助成金ということで100万円、決定いただいているというのをお聞きしております。ここで岡山市を除いて、ほかの県内の農協が合併いたしますけども、その後について交付金の枠が不透明だということで、今の岡山東があるときにぜひ活用したいということで今までお答えをいたしております。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

それでは、私の方からは59ページの地域公共交通対策のバスの運転手の賃金について説明をさせていただきます。

バスの運転手の方は今、嘱託職員が14名、それからパートタイムで非常勤職員が4名、あと再任用の職員が2名、この人数で運転業務、それから運行管理業務に当たっております。このたびの補正の主なものは、まず運転手の方の優秀なとか、運転手の方を確保するために割り増し賃金の支給を採用のときに決定をいたしまして、その分を追加で補正をさせていただくものでございます。

それから、運行開始初年度ということで、いろんなことが運行してたらあるわけなんですけど、例えば学校行事なんかがございますと休日出勤ということになります。その手当がございましたり、それから職員は年次休暇をそれぞれ持っておりますので、その代替え、そういったことで最終的には年度当たり、スクール部分と合わせて1,000万円ほどプラスの予算に今回要求させていただいています。これは、距離案分にさせていただいておりまして、町営バス分で756万2,000円、それからスクール分で261万5,000円、これの予算要求をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

私の方から和気鶴飼谷体育施設温水プールの鋳鉄製の温水ヒーターの修繕の質問がありましたので、状況を説明させていただきます。

このボイラーでございますが、施設ができてから約24年が経過いたしております、このボイラーによりましてプール施設内の給湯、暖房、プールの昇温に役立っているというような状況でございますが、経年劣化している関係がございまして、既存の熱効率といえますのが79%まで落ちとります。2台で行っておりますが、その1台の特に施設のコアとなります部分が、真空にするコアが経年劣化しとるような関係もありまして、現在1台で稼働してる状況にもございます。そういったことで、安定した施設管理を行うために2台の1台も新たに購入するもので、特に今回の買い替えによりまして、温水ヒーターの方の熱効率が91%に上昇いたします。それに伴いまして、燃料の消費量からCO₂の排出の抑制にもつながりまして、ランニングコストの縮減にもつながりますし、地球温暖化にも対応ができるというような形になっておりますので、ぜひとも今回1台を修繕させていただき、効率のよいプール運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 藤公園の方の収支の関係はそういうことでよろしく申し上げます。

次に、運転手の14人とパートが4人と再任用が2名というけど、相当従事者がおるということで、細かい数字で初めて知ったんですけども、何となくは知っとったけど、何となくわかってないということですけども、これで今回は人数の関係じゃなしに、あくまでも割り増し賃金、休日対応、オーバータイム、そういうことでの経費が結構大きな金額ですけども、七百数十万円ということでもいいんですかね。それとも、例えば1人分プラス、当初予算以降1人増えたんだと、例えば今言うパートとかの関係で、当初予算から人数が増えた、それも合わせてこの数字なのか、それとも割り増し賃金とかそういう類だけでなのか、その辺の今後、これ賃金については毎年抑制ということがききませんので、もう少しずつ上げるしかありませんので、そういうことを今後の問題は別にしても、そういうことを含めて中身をもう少しかみ砕いた形での報告をお願いしたいと思います。

それから、プールの方ですけども、修繕と、これは今聞きますと古いボイラーの、いわゆる更新ということで、もう修繕というけども更新ということですか。それと、これは同時期ですから、もう一台分も当然また近々にいうということになるということで理解してよろしいですね。その辺のちょっと確認ですね。これは2台でないと、なかなかあそこはもう稼働ができないということだと思いますんで、その辺のところをもう少し詳細をと

いうことでお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

職員数ですが、予想していた以外で発生しましたのが、非常勤といいまして、時給の方なんです。時給の職員というのが当初の計画にはなかったんですけど、やはり運行しておりますと、便と便との間がすごく時間がなくて休憩がとれなかったり、それから急きょお休みされる職員の方がいらっしゃったりすることで、時間で来ていただく職員というのを雇用させていただきました。これは、当初の計画にはございませんで、そのあたりが増えていますのと、それからやはり最初は来ていただいてすぐじゃあ路線に乗ってくださいというわけにいかないのです。やはり運転している横で研修をしばらくしていただかないといけませんので、そういったことでその辺の賃金が発生しているということになります。

あと、休日出勤とか超勤ですよ、その辺が当初の計画にはなかったんですが、運行してみてその辺の経費がかかるということで、今回補正させていただくものでございます。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

平成7年11月1日の利用開始以来、この現在2台の温水ボイラーで運転をいたしております、その1台がほぼもう経年劣化によります取り替え、新たに更新ということでございますので、1台は安定した供給を行えば利用可能ですが、有事のときのことも考えて2台で今やっておりますので、もう一台についても将来的には更新の時期が近づくであろうと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 居樹君、よろしいですか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今の説明で一通り理解をいたしました。

あと、ドローン絡みでは、先ほどと重複しますけども、やはり農業委員会とか区長方、区長の会、その辺の地域要望というのが、私どもの把握では、まだまだ町がどちらかということ、いい意味で前のめりでやられとるということで、町が先頭に立ってやろうと、農業振興のためにということですけども、やはり要は各行政区から今回のペーパーにもありますように、そういう要望が本当にそういうニーズが今本当に和気町の全52区で農業振興の地区で一部私どもは、日笠地区なんかはもう既に業者と何年来やってるということで、やっぱり私が民でできるものは民でということなぜか言うと、一般的な話として民のがいわゆる効率、そういうのがいいということで、その方がよりベターじゃないかということで、官のやることも農業振興ということについての役所の役割は大きいと思います。ただ、この件についてのどうしても町役場としてやらにゃいけんという理屈は、いろんな今までの経過の中では資格の問題、それから資格だけじゃなしにその辺の議論の問題、安全性の問題、そこまでリスクをかぶって町が本当にやらなきゃいけんのかなというところ、最後そのことだけちょっとどうしても町がやらにゃいけんという特段の理由をお聞きして、終わりにしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 今議員おっしゃられたように、各団体からどれだけの要請があるのかということで、現実的じゃないんじゃないかと、民間の方で実際ドローンを民間のパイロットを使って散布されてるということも実際お聞きいたしております。今回この参考資料にも書いておられますとおり、今回農協のJAの助成金をいただけるということで、スマート農業の第1段階として1機、ドローンを購入させていただいて、行政区、団体等の要望を受けて実費の金額を低価格でぜひやってみたいということで、今後スマート農業はいろいろ各自治体に取り組んでおります。第1弾としてドローン、それから今後はこの一番下に書いておりますようにリモコン式の自動草刈り機等の導入についても考えていきたいと考えております。1弾としての購入ということ

で、ぜひご理解いただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ドローンの趣旨はわかりました。

ここで1つ、蛇足ですけども、今いわゆる行政区、各地区で農業者の人が待望してるのは、これは初めて言うんですけども、環境整備の草刈り機、乗用の草刈り機、どうしてもこれは余談ですけども、今後の検討としてぜひもう一台追加の乗用の草刈り機、あれは重宝してますんで、これをぜひ、これは結構皆さん方で奪い合いというたらおかしいけども、申し込みでなかなかこうあれしとんで、ぜひその辺も、それからこれドローンに絡めてというたらおかしいですけども、これもこれから来年以降、JAからそういうことでもらえるのであれば、そういうことも優先として考えていただければということで、質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 先ほどからドローンの270万円のことがいろいろ質疑をされてますけども、実は私は農協の総代もしてまして、金光さんとも話す機会がございます。町長も言われましたし、今田部長も言われましたけども、100万円のお金を和気町だけで出しているんですかという話ですよ。赤磐の方にいる人、備前の方にいる人、そりゃあ総代は怒りますよね。そういうことで、私が言いたいのは、その100万円のお金はいわゆるJA岡山東が統合されるから出すお金じゃないということなんです、言いたいのはね。JA地域貢献活動支援助成金ということで100万円出てますよね。これは、JA岡山東がやるのではなくて、いわゆる全国共済農業協同組合の連合会がやるんです。そこに申請をするお金ですから、金光さんが特段出しましょうというお金じゃないんですね。それは多分ご存じなんだと思います。そういうことでありますから、まだそれがドローンを買うお金になるのかどうかということもはっきりしてないですよということなんです。そういうことを承知の上で、それを単年度でその要望をお聞きをするということになってますから、聞くということにね、農協が。だから、単年度で申請をして、その事業ができてお金がいたら、お金は100万円ありますよと、そりゃということですけども、それはまだ決まったことじゃないというようなことを言われたということ、そういうことで別にドローンに限ることはないだろうというふうに私は理解をしているところです。

そういう意味からすると、先ほどから言われた、居樹議員も言われましたけども、リモコン式のそういう草刈り機だとかというのを買えば、安全にいろんな法面が刈れるんじゃないかなというようなことも思うんですけども、そういうことでそらのところをもう一度、この100万円の出どころとその経緯についてご説明をお願いをしたいというふうに思います。それが1点でございます。

それから、ダブることがあってはいけませんので、なるべく省きますけれども、59ページ、69ページにあるバスの運転手の賃金なんです、当初からいうと1,000万円以上のお金が、1,000万円ぐらいですかね、増えるということで、そのパートの労働者の方の立場といいますか、今言やあ今後会計年度の任用職員に多分運転手もなるんですかね、そこらはわかりませんが、その方と、またそのパートで来られる人がどのような形になるのかということ、この2点をお聞きをしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） JA地域貢献活動支援助成金100万円の出どころということでご質問ですけども、私もドローン購入費の申請書は確認しております。多分それはさっき太田議員が言われたような全国組織の農協の団体の方に申請をしてるんだろうと思っております。その確認を再度させていただこうと思います。

それから、100万円の使用目的、用途についてそこまで限定されていないというふうな今お話を聞かせていただきましたので、それについても再度確認させていただきます。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、先ほど太田議員がおっしゃられましたバスの運転手の身分と申しますか、取り扱いがどう変わっていくのかということでございますが、こちらにつきましては町の運用といたしましては、パートタイム、会計年度任用職員での運用を考えておるところでございます。短時間につきましても、例えば週10時間でもパートタイムになりますし、38時間45分以下であればパートタイム職員ということで、扱いは同じことになってまいります。ただ、期末手当の取り扱いで労働時間の多い方については、期末手当の対象が出てくるかと、このような待遇に変わってくるかと思っております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 申請書は見られたということで部長の方で、一応ドローンで申請されてるんだと思います。限定してないというのは、申請をするときに、このお金をこういふことに使いたいんですよということで申請をするから、ある意味限定をしてるんですけども、草刈り機を買うからということで申請をすれば、それでそれは大丈夫なんですけども、年に1回だというようなことを言われてました。それがそういうことです。したがって、それからそのドローンの関係について言うと、町長は町内の業者はされてないって言われてますけど、中国クボタだとか高原商会なんかも、高原商会のところは自分とはやってないけども、あっせんをしてやらせてもらってますというようなことで、町内業者もされてるところはあります。それはもう事実です。それはそれでいいんですけども、このドローンの関係はやっぱり2016年7月に空中散布が解禁されたんですよね、ドローンによる空中散布が。その後、非常に散布の可能な農薬がいろいろ増えて、いろんなのを使っているということで、私たちが食べる主食である稲に、いわゆるネオニコチノイドという農薬が、これもかけてるんですけど、これは国際ジャーナリストの堤未果さんといわれる方が本で書いているんですが、これ2013年6月に群馬県の甘楽町でこのネオニコチノイドという薬によって非常に近所の子供たちが体調不良になって病院に運ばれてるという事実がございます。農林水産省も非常に調査をしたんですが、なかなかやめろということは言わないんですね。やっぱり日本は最新技術は歓迎してそれには寛容なんだけど、ある意味そういう農薬を減らそうとか、そういうことについては非常に関心を持たないというような実態で、そのようになっています。非常にですから私はこの空中散布についても、松枯れなんかでも空中散布をいろんなところでして、あれは高い位置でしたけども、低い位置でも非常に心配をしています。そういうことを行政がやっていいのかどうかということも含めて非常に心配してますので、そこについては再考を促したいというふうに思います。それが1点です。

それから、バスの運転手の関係については、一応会計年度任用職員ということでパートがおったり、その中によって、働く時間によって手当なんかも変わってくるということですね、わかりました。

今言った農薬のことだけちょっとお答えいただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 今の議員からのネオニコチノイドという農薬を散布して子供がそういった障害というか、影響を受けたということをお聞きしました、恥ずかしながら。農薬のことについて、再度調査させていただこうと思います。確認を十分させていただいた上でドローンの実際の町が購入した散布について、それもあわせて研究したいと思います。

○議長（安東哲矢君） ここで2時30分まで暫時休憩といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 4つか5つ、済いません、聞かせていただきます。

まず、全体を通じて先ほどの給与アップのことが出たんですが、給与引き上げ。実際にこれ見てみると、ほとんど職員手当とか給料が、例えば62ページの高齢者福祉費なんかはこれ、給料が178万5,000円減、職員手当183万3,000円減とか、その下の児童福祉費でも給与が142万6,000円減、職員手当5万9,000円減、共済費が27万9,000円減と、全部は言うところら切りがないですが、若干増えるところもあるんですけど、減ってるところが非常に多いですね。これは、要するに今回の給与条例の分を織り込み済みの報酬でしたかね。その辺ちょっと1つ質問でございます。

それから、59ページの情報通信施設管理費で委託料、工事委託料が500万円、支障移転工事か何かについているんですが、場所とか内容、その説明がなかったんで、説明をお願いしたい。

それから次に、63ページ、社会福祉費の負担金補助及び交付金589万8,000円、和気老人ホームの負担金が589万8,000円、ちょっと私も老人ホームの組合議会を若干傍聴したんですが、入居者のあれが定員いっぱいってないとか、そういうふうなことがあったというふうに言われて、そのことの結果で負担金が増えるというふうなことを言われたと思うんですけど、もう一遍その辺をわかりやすく実際はどういう状況なのか、説明いただきたいというふうに思います。

それから、65ページの農業用ドローン購入費270万円、これは皆さんいろいろおっしゃっておるんですが、私もどうして民間がやってくれることを町がやる必要があるのか。それから、市場調査も前回聞いたときにやっていないというふうな中で、ちょっとある農業団体の方に聞いたら、私らは別にそんなことを要望しとるんじゃないんだというふうに言われてるんですけども、なぜこのようになされるのか。私はこの事業とは違いますが、当初和気ドームをああいいうふうな形でリフォームして550万円、それで受け入れをすると。あれが30年でしたかね、8月31日に何か専決処分をしてリフォームなんかをやられてるんですね。それから、そのFD D Iという法人の登記をまだ物が来てないのに先にされていたんですかね。非常に不透明というか、地方自治法違反じゃないかってその当時聞いたんですけど、今はそういう実証実験を1,000万円近くの方でやられて、更に農業の地域保全活動でしたかね、その分の監視をドローンでできるかっていうことで、加三方地区でやられようと、これはたしか県の100万円ほどの予算でやられるというふうになってるんですけども、どうも最初のところがもう非常に私は不信感を持ってるといふか、あれはもう法律違反じゃなかったかなと思うんです。後ほどFD D Iの法人登記簿を見たら、代表取締役は草加好弘さんから違う方にかわってるんですね。だから、やはり問題があったのかなというふうに私はそのときは思ったんですけど、このまま突っ走ろうとされるのかどうか……。

○議長（安東哲夫君） 西中議員、ちょっと議案だけの質疑にしてください。

○10番（西中純一君） ああ、そうですか、はい。わかりました。

それで、じゃあ次の質問です。ドローンは、だから今言った民業圧迫じゃないかっていうことと、要望がそんなに出てないんじゃないかと。

それからもう一つは、先ほど同僚議員も言われましたけれど、一回一回のドローンに積める量ですね、それが非常に限られてるっていうことで、50分の1とか、通常の農業の希釈率が物すごく濃いものをやられるというところで、非常に危険があるというふうに私は思います。だから、そういう点でも非常に問題があるんじゃないかなと思ってるので、その点も含めて答弁をお願いしたいと思います。

それから、71ページの社会教育費の人権啓発推進費ですか。これは賃金で、その中で人権啓発推進費の中の108万円が出てると。これは1人、そういうまた臨時的職員をこの人権啓発について増やして、新たに事業を展開されるのですか。その辺の説明がなかったんで、何か追加というのは言われたと思うんで、その辺の趣旨を教えてくださいたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） それでは、西中議員の一般会計の予算におきます給料額の変動についてのお答えをさせていただきます。

参考資料といたしまして154ページ、155ページの方に補正の件費の明細を添付いたしてございます。これを見ていただければあれなんですけど、全会計では人員が1名減で、給料額が509万3,000円の減額となっております。これは1名の当初予定しておりました人員が減になっておりますのと、それから給与改正条例で申し上げましたが、今回の給与改正に伴います賞与額が130万円要しております。これら等も盛り込んでおります。それと、年度中途の職員の育休によります減給、それから当初予算時に昇格等を見込んでおまして、そういったものの異差によります金額がこの509万3,000円となっております。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

59ページ、情報通信施設管理費の500万円の工事委託料の追加について、施工場所等はどうお尋ねでございます。

従来、町の光ケーブル自設線を中電あるいはNTT柱に共架をして町内一円に走らせております。この電柱が何らかの要因がありまして電柱移設等になりますと共架をいたしております自設線の移設経費については町の方で負担をしなければならぬといったようなことでございます。こういった経費で例年、年間で約20件前後の支障移転等の工事を行っておるところなんですけど、通常1件当たりが10万円から二十数万円程度というのが平均的な事業費でございますが、今年度におきましては1カ所で160万円とか、それを超えるような事業案件が2件ほどございました。そういったようなものに対応するものでございまして、今後の執行予定は予算額にいたしまして560万円程度でございます。

恐れ入ります、その箇所別は今手元の方にはございませんが、大きなもので今後予定されておりますのは、藤野地内の案件が1件、大きなものとして上がってございます。あと、和気地内での交通事故に伴います支障物件というか補償物件、こういったようなものの対応、こういったようなものの経費でございます。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、お手元の資料63ページ、和気町老人ホーム組合負担金についてご説明いたします。

老人ホーム組合負担金につきましては、中に2つございます。まず、1点目が施設の建設に係る起債の償還に係る分担金、それから運営に必要な費用の分担金と2種類ございます。

まず、1点目の償還に係る分担金でございますが、それぞれ組合の構成市町の旧町単位である均等割部分と、それから入所者割、構成市町村の入所者による按分と2つございます。均等割分については変更はございませんが、入所者割につきましては当初予算では44人入所ということで計算をしておりましたが、確定しましたのが35人ということになりましたので、1人当たりの負担金が増えたということで、償還金部分につきましては21万1,482円増額となります。続きまして、運営に必要な経常費分担金でございますが、こちらにつきましては当初予算44人で計算しておりましたが、9月1日現在で37人ということになりましたので、こちらにつきましても増額ということで568万6,212円増額とするものです。合わせまして589万8,000円の増額となりました。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 65ページ下段の農業用ドローン購入費270万円のご質問でございます。

市場調査もせず、各農業団体からも要望がない状況の中で、なぜ購入するのかというご質問だったと思いま

す。先ほども少し申しましたが、スマート農業導入のまずきっかけとしたいというのが1点ございます。本町のような小さな農地が多い中山間において、やっぱりドローンの農薬散布はこれから普及してくるものと思います。実際、民業圧迫という今ご意見もございましたが、高齢者が多い中山間の山の上で実費負担で農薬散布ができるということになれば、かなり行政サービスとしては妥当かなと考えております。

先ほどの農薬の危険性というお話もありました。先ほど太田議員からも子供に被害があったというようなこともございます。農薬の使用については十分その辺は研究した上で、そういった事故があっても、当然安全が第一番のことでございます。そのあたりは十分研究した上で、導入して実施したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

私から人権啓発推進費におけます臨時職員賃金の増額についてであります。この賃金の増額につきましては、当初予算におきまして社会教育指導員2名の体制において人権啓発推進を行う予定として予算を計上いたしておりましたが、4月1日から教育委員会社会教育課が啓発を担う事務局となりまして、1名の指導員のまま体制を行っておる中で、地域啓発でありますとか推進の事務局を担う事務補助員を1名、年度途中で採用するためにここで賃金を増額させていただき、2名分の社会教育指導員1名を減額させていただくための予算計上をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 給与の方は大体わかりました。

それから、負担金も大体わかったんですが、だからいわゆるそもそも老人ホーム、どうして入居者が満たないのかという、それがちょっと気になるんですけど、かなり施設が悪くなって、結構雨漏りもするとかというふうなことをちょっと小耳に挟んだこともあったりして、その辺はもう施設的には何も問題はないんですかね。

それから、いわゆる職員がほとんどパートになってるんじゃないかなという、その辺もあるんですけど、そういう状況はどういうふうなのか、もしあれば、それだけお願ひしたい、その件についてはね。

それから、ドローンについては、だからこれも元根本というか、さっき言われた危険もあるし、それから農業団体も普通のほかの会社がやってる場合も、日笠で私も散見しましたし、それから普通はラジコンヘリみたいなのでやってるということで、別にわざとドローンにしてもらわなくても問題はないんだというふうにもおっしゃったんで、だからこれは本当に何かドローンありきでやってるなという感じがして、私は納得できないんです。コメントがあればお願ひします。それだけお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

藤見苑につきましては、平成12年10月に建設いたしまして、それ以降20年近い年数がたっております。施設の方につきましても雨漏り等が発生している状況でございます。そちらにつきましては、対応できるものにつきましては随時対応しております。それから、大規模な修繕につきましては、これから将来にわたって計画的に修繕をしていくというふう聞いております。

それから、職員につきましては、現在19名、職員はそちらの方におります。そのうち5名が正職員で、残り14名が嘱託職員及び臨時職員ということで運営の方を行っております。

（「何でマイナスになってるのか」の声あり）

失礼します。定員50人でございます。現在、構成市町以外の入居者も含めまして44名、現在入居しております。定員に満たしていないという状況でございますが、これは市町村によりまして在宅介護、いわゆる施設へすぐ入れるんじゃなくて、在宅の方でできるだけのことをやっていこうという考えの市町村が最近多くなってき

ておりますし、厚生労働省の方でもそういった方策を進めております。そういった関係で、入居者の方が少なくなっているというふうに考えられます。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 先ほども申しましたが、スマート農業の1弾として、行政としてまずトップを切って、助成交付金がつくということで、ぜひ実施したいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

（10番 西中純一君「ちょっと最後だけ。ごめんなさい」の声あり）

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） うちの地域では、もっといい、高いお米をつくりたい、もう無農薬でいきたい、そういうふうなことを考えてやられてる方もおられます、佐伯の地域では、だから、世の中はそういう機械というふうなことがあるかもしれませんが、無農薬だとか、もっといいお米をつくりたい、そういう考え方もあるので、その点はよく心得ていただければありがたいと思います。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第108号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第108号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに防災都市公園整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第108号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに防災都市公園整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第109号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第110号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第111号令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第112号令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第113号令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 2つだけお願いします。

1つは、消費税の還付金というのが、これは毎年あったことかもしれませんが、ほかでも出てきてるので、そこだけで先に。この申告というか、消費税の納税をしてる分ですよ。それで、この分は多かったから還付が

あったんじゃないと思うんですけど、これは半年ごとですかね、納付は。その点を含め、どういうふうになっているのか、もう一度。後では逆に納付、歳出で出てくるところがあるんですけど、還付じゃない、消費税そのものですか。

それから、この113ページの今回の修繕というのか、これがちょっとよくわからなくて、脱水機の制御盤と言われたんですか、原地区でしたかね、ちょっとどの辺の分なのか、和気浄化センターの分を言われたんですかね。これ、2つあるんですかね。終末処理施設の分が和気浄化センターですかね。もう一遍、詳しく教えていただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） 消費税についてお答えします。

消費税というのは、前年度に納めた消費税によりまして中間申告が1回、3回、11回に分かれております。前年度の消費税を納めたのが48万円以下であれば、中間申告は不要となります。48万円から400万円の場合は年1回、400万円から4,800万円が年3回、4,800万円以上が年11回となっております、この場合は年3回となりますので、中間申告で納めておまして、9月の確定申告によって還付金が発生したという状況でございますので、中間申告の方は年3回を金額によって適用しております。

それからもう一つ、修繕料であります、113ページの終末処理施設の修繕料が和気浄化センターの負荷量の演算器の修繕と脱水機の制御盤の修繕でございまして、環境維持管理費の修繕が石生地域の原の中継ポンプ場のポンプの修繕でございます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） もう一回、ごめんなさい。修繕料の分は、浄化センターの何じゃ言うたんですかね、もう一遍それだけお願いします。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） 浄化センターの方は、和気浄化センターの負荷量の演算器、それから脱水機の制御盤、この2つです。

（10番 西中純一君「ごめんなさい」の声あり）

はい。

（10番 西中純一君「負荷量の何とあって、もう一遍。何のこと、それ」の声あり）

負荷量の演算器といいまして、どれだけ処理したかという量をはかる機械です。浄化センターでどれぐらいを処理したかという測定の器械です。測定の器械です。

（10番 西中純一君「また教えてください。まあいいですわ、はい」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に、議案第114号令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第109号から議案第114号までの6件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第109号から議案第114号までの6件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第109号から議案第114号までの6件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第115号令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） これ、あす、また特別委員会がありますんで、細かいことは聞きませんが、いわゆる人件費の中で10名から11名ということで、私、今聞いたように思うんですけども、私、当初から11名体制ということでおったけども、その辺の経過と、それからこれ温泉の全体の経営の問題になりますけども、あれは定員というのは特にないと思うんですけども、11名でないといけんとか、10名でないといけんとかはないんで、その辺の人件費コストが大きいんで、この辺はあすまた具体的に聞きますけども、その辺の考え方をちょっと準備しておいていただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 当初10名で職員はやっていけるという予算をとっておったんですが、最終的には11名必要だということを聞いております。経緯については、委員会の方で説明をもう一回再度、細部説明をさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 128ページの省エネ化事業委託料110万円。今、二酸化炭素を減らせと、環境が今、毎年これだけ台風が起こるってことで、そのCO₂削減ということだろうと思うんですが、具体的にはあそこはガスで沸かしてましたかね。その辺、もうちょっと詳しく教えていただければありがたい。そういうガスをもうちょっと減らすためにどうしたらと、そういう研究なんですか。そこら辺、説明をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） 西中議員のご質問でございます。

ガスが全てかということで、ちょっとどのくらいの割合でガスと電気を使ってるのか、再度確認をそこはさせていただきます。

今回、診断内容としましては、CO₂の排出量、それからエネルギー消費量削減のために有効と考えられる運用改善や設備導入等の対策を提案していただけたものになっております。築24年経過してる温泉にとって、どんな診断結果となるか、今のところはわかりませんが、効率のよい運営に向けての一助となるよう情報をいただけたと考えております。診断結果は十分今後の運営に活かしていきたいと考えております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 要するに、ガスも使ってるけど、電気、何とかチラーですか、ああいう電気でこう沸かす、両方あるんですかね。その辺をじゃあ専門のコンサルタントとかそういうのに委託するということですか、研究を。

○議長（安東哲矢君） 産業建設部長 今田君。

○産業建設部長（今田好泰君） はい。省エネ化事業ということで、CO₂の削減ポテンシャル診断推進事業の交付決定を受けた業者、低炭素エネルギー技術事業組合が実施するというふうに聞いております。

（10番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第115号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第115号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第115号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第116号令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 濟いませぬ、ちょっとお願いです。あの状態で、草ぼうぼうの状態、いつまでもほっとくというのはどうかと思うんで、早急に頑張っていたきたいというお願いと、これ土地購入から設計から全ての経費でどのくらいかかって、有効面積が何ぼとれて、坪当たり坪単価何ぼで売り出しができるというあたり、今回答をくれとは言いませんので、次回までにそのあたりも中間報告で見通しをぜひ報告していただきたいと思ひます。それと環境保全のためにも、あの状態を一日も早く解消できるように頑張ってくださいようお願いします。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） 今、山本議員が言われましたように、開発協議に向けて、今現在、県と調整して近々開発協議申請を出す予定になっております。9月の議会のときも言いましたように、3月中には開発の許可がある予定です。それで、次の令和2年度で工事請負費等を上げていきますので、その後だんだんとその分譲地の単価等についても、どういったやり方でやるかというのも今後内部でも協議して、その辺を議会の皆さんにもお知らせしたいと思ひます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第117号令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第118号令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第116号から議案第118号までの3件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第116号から議案第118号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第116号から議案第118号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（安東哲矢君） 日程第7、議案第119号和気町道路線の認定についてを議題とし、提出者の説明を求

めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第119号の和気町道路線の認定についてであります、道路法の規定により、和気町道路線として路線の認定をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようによろしく願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第119号の細部説明を求めます。

都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 議案第119号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第119号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） これ、現場を見てみまして、実際はこの清麻呂公の前、南側の方は新規に四、五年前ですかね、買われとる土地、これは舗装されてあるんですが、道が確かに途中までしか出てない、この終点というのがそうですかね。そっから先はまだ田んぼなんですよ。だから、これを町道認定するという、何となくこれは腑に落ちないというか、ちょっと強引だなあと。要するに収用法を適用できないっていうふうなこと、つまり今度土地を購入して、その方にお金をお支払いすると、そのときに譲渡所得税がかからんようにしてあげるには、先に町道認定しといて購入すると、そういう意味ですかね。その原因だけよろしく願います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 先ほど説明いたしましたように、税控除の対象になるには町道認定しないといけないと指摘を受けておりますので今回するものです。それと、田んぼの所有者の税控除もですが、JRのあそこへ土地があります、踏切、警鐘台でしたか、あれの土地購入に当たってもJRは絶対その土地収用法の対象にならないと話に応じてもらえないので、それもあわせて町道認定するものでございます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 大体理由はわかったんですが、私時々あの辺に行くんですが、要するにこれ一番の目的としたら、道をつくる目的は観光っていうか、この碑の周りに来たい方がいらっしゃるといふ理屈だと思うんですけど、私あの辺、歩いてくる、散歩されてる方は散見しますけど、あそこへ来て一生懸命その碑を見て感銘されてるとか、そんなの私は見たことはない。たまたま午後に行く場合が多いからそうなのかもしれませんけど、どうも私的にはちょっと余り理解できない。その一番もとというのは観光ですよ、それだけ願います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 西中議員のおっしゃるとおりで、観光目的、通常ですけど、藤公園に来たついでにあそこへ寄ってもらおうとか、そういう面もありますので、今回整備させていただくものでございます。

（10番 西中純一君「よくわかりませんが、いいです」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 私も済いません、同じなんで、簡単で結構なんです、なぜ土地収用法を適用するのかということをお聞きをしたかったんです。大体分かりました、土地収用するためにも、いわゆる町道の設定をしなければならぬということなんです、あそこへ確かにJRが残土を捨ててるんです。残土なんです、何かバラスなんです、あれ。北側にあります。そこは、なぜそれはだめじゃって言よんですかね、それをちょっと教

えてください。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） JRの本社、岡山へ行ったときに、そこまで詳しく聞いてないんですけど、土地収用法にならないともう話にも応じないと、土地購入できないという指摘を受けましたので、今回どうしても町道認定させていただくものでございます。JRの土地が買えないともうちょっといけませんので、今回議案で上程させていただいております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 今のままではもう売らないと、だから土地収用法にかかれば売りますよということで、少しでも税金を逃れようとするような形になるんでしょうけども、そういうことですね。理解しました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） これ、こういうスケジュールでいきまして、実際あそこを供用開始というたらおかしいけども、皆さんに来ていただくというのは、今からいくと来年の藤まつりにはちょっと間に合いませんけども、令和3年ぐらいからですか、いわゆる工事スケジュール、見通し。

それから、これ以前に聞いたと思うんですけども、あそこの筆数は何筆あって、地権者は何人かというのは以前、何か聞いたような気もするんですけども、ちょっと手元にありませんので、それもあわせてご答弁願いたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） ちょっと筆数までは持ち合わせておりませんので、委員会等で正確な筆数を述べさせていただきたいと思いますが、土地購入用地として予算のときに計上するに当たりまして、田んぼが2,679平米、鉄道用地が195平米の予定で計上いたしております。詳しい筆数等は委員会の方で報告させていただきます。

（7番 居樹 豊君「了解です」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第119号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第119号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第119号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（安東哲矢君） 日程第8、請願第4号から請願第6号までの3件を一括議題とします。

まず、請願第4号国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出についての請願を議題とします。

これから請願第4号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出についての請願の紹介議員になっておりますので、趣旨を説明させていただきたいと思います。

ここに書いてあるとおりでございまして、国民健康保険、国保ですね、これは市町村を単位として被用者保険

とともに、いわゆる雇われてない方、自営業だとか、奥さんとか、そういうふうな方を対象にして基本的には国保は運営しているわけでございます。それで、その計算方法というのがいわゆる均等割保険料というのがありまして、その人数によって国保の保険料は高くなるということがあるマイナス的な面があるわけです。

それで、今、全国的にはこの資料にもありますけど、国保が払えない方が出てきているということで、いろいろ問題になってる。今、最高額が、ちょっとはつきり覚えてないんですけど、かなり今、国保は高くなってますよね。そういうことで、その保険料の収納ということも大変で、大きい市町村なんかによっては特に一般会計からお金を援助して、足して、それで運営してるというようなところも結構あるわけなんです。ぜひ、とりわけ子供に係る均等割、子育て世代を応援しようというか、そういう意味で社会保険と同じように子供の人数とかそういうことで保険料が高くなるないように、もうちょっと低くなるようにしてほしいと、減免措置をそれで設けてほしいということの意見書を国に上げてほしいということが趣旨でございます。今、消費税が10%に上がったとか、そんな厳しい状況で本当に和気町でも払えない方もいらっしゃるというふうなことでございます。ぜひよろしくお願いします。大体ちなみに和気町の場合は、1人当たり子供の均等割ってというのは3万円ぐらいになると思います。

○議長（安東哲矢君） これから請願第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、ご苦労さまでした。

次に、請願第5号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願についてを議題とします。

これから請願第5号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願の紹介議員になっておりますので、趣旨説明をさせていただきます。

ここに書いてあるとおりでございますが、いわゆる看護職員の労働条件は大変厳しいということで、やはりなかなか慢性的な人員不足が続いているということで、流産をするとか、3人に1人が切迫流産とか、健康不安の訴えが7割で、いろいろとその中で皆さん病院で看護師さんに見てもらってるということで、よい医療をするためには、やはりもう少しいい賃金にしてあげなければいけないと。もちろん医療費の基準というのは一つなんですけど、実際には看護師の賃金というのは、やはり都市によって開きがあるということで、初任給の月額が約9万円にもなる地域間格差の実態があるということで、同じライセンスでもそれだけ給与に差が出ているということで、ぜひそういう地域間格差をなくして、そういう全国一本の適用地域にした特定最賃、そういうふうなものをつくってほしいというふうな請願でございます。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） これから請願第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、ご苦労さまでした。

次に、請願第6号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願についてを議題とします。

これから請願第6号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願、これも同じ、先ほ

どの分と団体は同じなんですけど、介護施設で働く労働者のアンケートをとると、これは介護施設の労働者の賃金は全労働者の賃金よりも約9万円も低くなっているということで、介護をやめたいということ考えたことがある人は57.3%ということで、やめたい理由が賃金が安い、仕事が忙し過ぎる、体力が続かないというふうになっているということで、十分なサービスができてないという回答が4割近くに上ると。やはりその理由として、人員が少なく、業務が過密、これが約8割と群を抜いているというふうなことでございます。いわゆる定着率が非常に悪いということで、絶えず人がやめていく、それを補充するのが大変だというふうな状況でございます。

実は、私の妻の方もそういう介護関係、おりますけど、やはりきちっと休みがとれないとか、非常にシフト制で不安定な勤務体制というか、そういうふうなものが非常にあるということで、ぜひそういうものを改善するためにこういうふうな、やっぱりこれも地域によって格差があるということで全国一本のそういう賃金水準を図るために全国一本にした最低賃金、特定最賃を、介護従事者に特定最賃制度を新設することと、そういう意見書の提出を上げてくれというのがこの趣旨でございます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） これから請願第6号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、ご苦労さまでした。

請願第4号から請願第6号までの3件を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり厚生産業常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

（日程第9）

○議長（安東哲矢君） 日程第9、請願第7号及び請願第8号の2件を一括議題とします。

まず、請願第7号大規模災害時における災害廃棄物の仮置き場として活用できる「防災都市公園」の早期整備に関する請願書についてを議題とします。

これから請願第7号の紹介議員であります当瀬万享君から説明を求めます。

11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） それでは、私の方から請願の趣旨説明をいたしたいというふうに思います。

請願の内容は、和気町内において大規模災害時に発生が予想される災害廃棄物を迅速に処理するために必要な仮置き場を整備するというところでございます。

環境衛生指導員協議会から紹介があつて、私も内容を理解したので、紹介議員にさせてもらうことになりました。環境衛生指導員は、元年8月2日に和気町環境衛生指導員協議会役員会での研修資料として、真備町を研修をしています。また、第63回環境全国大会に参加してということで、熊本大地震の後、延堂さん、岩井さん、それから周藤さんと3人が行って、災害ごみの視察に行ったというようなことでございます。

まず、感想を聞かせていただいたんですけど、災害が起きると近所周りの公園とか公民館、それから小学校のグラウンドに我々は持ち出しますよね。その後、一時の仮置き場、広いところが必要になってくると。量なんかは水分を含んで、人間の手ではなかなか持ち運びができないと、ほかに電気製品とかいろんなものがあると。だから、広いとこで重機が動き回れるとこで、またそれを破碎するために第2次仮置き場に持っていくために大きなダンプ——ダンプというんかトラックですね——が出入りできる場所が必要だということで、今年も台風15号、19号、去年は西日本豪雨ですか、毎年のように大災害がありますので、よそごとではないということで、ここで会長にこういう理由で請願をお願いしたいというような文書をいただいていますので、ちょっと読ませていただきたいというふうに思います。

災害に備えてと。近年は気候変動により台風19号のように日本列島を覆う力の強い大型台風が多く発生するようになりました。私たちの住んでいる和気町も災害に対して必ずしも安全な場所とは言えません。昨年の西日本豪雨、7月6日から7日は真備町だけではありません。私たちにとって忘れられない記憶です。あと2時間降っていたら、和気町も洪水で大きな被害をこうむっています。塩田の一部が被災しているというようなことでございます。私たちもここで反省しなければならないことは、台風は今までとは違う、被災感覚を改め、豪雨は必ず来るものと意識の転換を図る必要があります。また、和気町もそのための対応準備も当然ながら必要と考えます。一日も早く安全・安心につながる災害ごみ仮置き場の設置をお願いいたします。ということで、私の方でこのお願いの方をお願いしたいと思います。

同僚議員に言われたんですけど、環境衛生の方が災害ごみは主でないというようなことで、資料をいろいろ集めたんですけど、災害対策本部はやはり環境衛生の人に最終的にはお願いしますし、第1次仮置き場に集めて、囲いですね、飛ばないように囲いをしたり、いろんなことをするときには環境衛生、それから消防の人が見張りをしながら、とにかく災害ごみが来るとこには便乗ごみが多いらしいです。今がチャンスということで、家にある災害に遭ってないごみをいっぱい持ってくるということが真備町でも、それから熊本でも多く見られたということなんで、ぜひそういった地域に密着した人たちをお願いをして、ぜひお願いを通していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） これから請願第7号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 非常に経験がある議員さんがこのような出されたっていうのは、ちょっと私は驚いているというか。これは、防災都市公園を整備することがあれなんですか、それとも災害廃棄物の置き場をすることがあれなのか、ちょっとよくわからないところあるんですけど、実際に真備町の現場を見てみても、あるいはほかの東北地震にしてみても、もうそれは広いところがあれば、どこでも仮置き場に、それなりのお金の段取りとか要るんだろうとは思いますが、やってると思うんです。あえてその防災都市公園のところを持っていく意味があるのか、あるいはそういうことができるのかどうなのか。例えば、佐伯の方で起こったら、佐伯は、何ぼでも、田んぼでも何でもあるのに、なぜここに持ってくる必要があるのか、ちょっとその辺のミスマッチがあるのではないかなと思うのが1つ。

それから、先日も某新聞に和気町の財政状況っていうか、いろいろな表が出たんですよ。そうすると、実質の経常収支比率がやはり県下で2番目に悪いと。それから、将来負担比率というのは77.8ですから、3番目ぐらいですか、それも。だから、これからどんどん負担比率が増えてくるというふうなデータもあるわけなんですよね。その中で、いかにしてこういう大規模プロジェクトが本当に可能であるのかどうなのか、私は非常に疑問符を持っているもので、その辺は大丈夫なんですか。その2点だけ、お考えがありましたらお教えてください。

○議長（安東哲矢君） 11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） 大丈夫かと言われて、私がそうですとも言えないし、そうじゃないとも言えません、それは。災害に遭ったら、近くに田んぼがあるっていう、我々のところにもある。ただ、本荘の駅前のあたりの人は田んぼないよ。とりあえず言いましたように、災害に遭ったときは家の近辺にごみを出します。それを広いところへ1カ所に集めて、重機が動いて分別する。そのために環境衛生や消防の人に、早く言えば見張りを立てるようにして、おかしげなごみを持ってこないようしてもらおうというようなことでございます。

経常比率は、また別のところで執行部の人に質問してください。私が答えるべきことではないと思いますので。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 1点だけ、よろしくお願いします。

既に当瀬議員の方にはお尋ねをした問題ではありますけれども、資料も当瀬議員の方からいただきました。災害ごみ、先ほど言われるように、第1次の集積所をつくらにやいかんですね、集積所。それから1次仮置き場、2次仮置き場ということになると思うんですが、集積所は今さっき言われたように、あいてるところというようなことになるんでしょうけども。で、これをここの益原のところに持っていったということで、私はこの文章で少し疑問を感じたということで、下から3行目、焼却処理を行える和気町クリーンセンターの近傍であることから理想的な立地条件だということなんですが、果たしてその和気町のクリーンセンターがそれだけのごみを処理できるだけのものがあるのかどうかということも含めて、不安に思っているということです。答弁は別にこの間話をさせていただきましたんで結構ですけど、ほかの同僚議員にもいろいろ考えていただきたいという観点から質問させていただきました。

○議長（安東哲矢君） 11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） 乾燥しながら、ぼちぼち焼く。で、必要ないところは前からお世話になってる大栄開発ですかね、あっちの方へ持っていったり、いろんなことを考えりゃいいと思いますけど、それを決めるのは町長です。私がこうしますと言うて、そのとおりにならなんだら皆さんを裏切ったようになりますので、とにかくこういう災害ごみはもうテレビでしょっちゅう見ますから、ぜひ我々和気町も整備しとく必要があるんじゃないかなというふうに思いました。この前、環境衛生指導員協議会にも末席に座らせていただいて、みんなが激論を闘わせてるところを、役員会みたいなどこに出させていただきました。やっぱり熱意を持って、和気町のためを思ってやっているとこの通じたので、ぜひ私が紹介議員になりますというふうに申し上げました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

当瀬君、ご苦労さまでした。

次に、請願第8号和気町防災都市公園整備事業を早期に建設することを求める請願書についてを議題とします。

これから請願第8号の紹介議員であります山本 稔君から説明を求めます。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、和気町防災都市公園整備事業を早期に建設することを求める請願書というのを紹介議員になっておりますので趣旨説明を行います。

ちょっと読ませてもらいますが、近い将来発生するとされている南海トラフ地震や集中豪雨等の従来の常識が通用しない未曾有の大規模災害に備え、当事業は防災倉庫の整備、自衛隊等の復旧復興の前線基地、防災ヘリコプターの発着場所、更には災害時に大量発生する災害廃棄物の仮置き場や仮設住宅の建設用地等の拠点施設を整備するものであり、また近隣する和気鶴飼谷温泉や益原の多目的公園と連携し、救援物資の集積、被災者への支援を行うものであると伺っております。平常時には周辺施設との相乗効果による集客力の向上、交流人口の増加、地域住民の触れ合いの場が創出される施設として期待できるものであります。

事業実施に当たり、現在国からの交付金の配分があると伺っており、交付金が配分されているにもかかわらず執行できない現状は、今後の和気町の国土交通省関連事業に対して交付金の減額等、多大な影響を受けることを危惧しており、当会員の事業経営に直結し、協会としても大きなダメージを受けることとなります。

つきましては、平常時は町民のスポーツ振興、健康で長寿を目指すまちづくり、地域住民の触れ合いの場として利用されるとともに、町内外を問わず広く利用される夢のある施設を建設していただき、私たちが災害時には行政と共通認識を持ち、ともに行動することを相互に確認し、町民の生命、身体、財産を守るため、協会一丸と

なり対応いたしますので、和気町の発展、将来を考えたときに当事業は必要な事業であるため、和気町防災都市公園整備事業の早期建設を求め、お願いいたします。という内容でございます。

私もこの内容に賛同いたしましたので、この請願の紹介議員となりました。特に、実際になるかどうかはわかりませんが、国土交通省関連の整備事業をいったん断ったら、次ができないというような事業をいろんなところで見てきていると言われましたので、そこら辺の関係でそうかなあと思っております。

○議長（安東哲矢君） これから請願第8号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 何かその補助金がカットされるとか、これをやめたことによる悪影響ですか、いろいろと言われたんですが、どっかその辺の備前市のことを言われてるんですか。それはひとつ例を教えてくださいたいのと、先ほどと同じような理屈でございます。今の経常収支比率が95.5%ということで、県下で2番目に悪いというふうなこと、あるいは議員もご存じのように、これから水道だとかいろいろなインフラ整備の維持に必要なお金がどんどん必要になる。その中で本当にこれから和気町が住民の方に増税しなくてやっていけるかどうかなのかな不安なわけで、きょうの町長の挨拶でも国保値上げというふうなことを計画されてるといふふうなことをちょっともう言われたわけです。だから、そういうこれから税金が高くなったり、福祉の仕事ができない町が、そういうふうなことが難しくなってくるんじゃないか、それを私は危惧してるんですけども、議員のお考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 先ほども当瀬議員がおっしゃられましたように、経常収支比率とかは執行部の方で考えていただくことでございます。私がどうこう言って、私の考えは多少ありますが、それを言ってどうこうなる問題ではないと思っておりますので、ちょっと差し控えたいと思います。

それから、事業実施の減額等があるというのは、私が伺ったのは、赤磐市赤坂の下水道ができなくなっているということをお聞きしております。それから、津山の方にも、私は場所は知りませんが、そういうのが何かあると、持ってこられた人は言うておりましたんで、そうですかということでございます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 赤磐市の場合は、住民の方が、赤坂か、いわゆる公共下水は非常にお金がかかると、メンテナンスに物すごくかかる。だから、合併浄化槽でいって、もう安くいきたいと、そういうふうなことが根底にあって、そういうふうにやろうとしてるんじゃないかなと思うんですけど、何か事業をやめたとか、そういうなんが何かありましたか、赤磐市で。ちょっとその辺、私知らないんで、わかったら教えてもらいたいです。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 私も詳しい内容は知りませんが、建設業の方が言われるには、その下水道をするときに当たって、当時の町長が断られて、それが今やりたくてもそこはできないというようなことを言われておりましたんで、そういうことでございます。

（10番 西中純一君「ちょっと意見が平行線なんで、もうやめときます。わかりました、お考えは」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 済ませません。これは、防災公園特別委員会に係るということなんで、その中でいわゆるもう議員の中で検討すればいいと思うんです。そのときで答弁は結構です。

私、これも山本議員にもお伝えしたように、災害廃棄物の仮置き場と、それから仮設住宅を併用して使うというようなことは、それはもうあり得ないのではないかというふうに思っています。だから、この文章からいくと、拠点の施設を整備するものだというふうになってるけど、これはちょっとこういう文章であると、少し理解がいかないなというふうに思っています。またそれは特別委員会の中で、また議論させていただけたらと思います。よろしくをお願いします。答弁は結構です。

(6番 山本 稔君「1つだけ」の声あり)

はい。

○議長(安東哲矢君) 6番 山本君。

○6番(山本 稔君) この分、多分町の方から出ているパース図ですね、あそこら辺の関係で球場がメインで、へりに補助グラウンドというような格好になっていたので、グラウンドの中に仮設を建てるというようなことで伺ってるんじゃないかと私はちょっと思ったんですが、そういうことで、また委員会の方でしっかりと議論したいと思います。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、ご苦労さまでした。

お諮りします。

請願第7号及び請願第8号の2件を会議規則第92条第1項の規定により、防災都市公園整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって請願第7号及び請願第8号の2件は、防災都市公園整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

(日程第10)

○議長(安東哲矢君) 日程第10、今回陳情1件が提出され、これを受理しております。

陳情第2号を会議規則第92条第1項の規定によって、お手元に配付した陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

なお、その他1件の陳情を受理しております。議員控室のファイルに整理をいたしておりますので、ご高覧ください。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

あすは、午前9時から和気鵜飼谷温泉事業特別委員会及び防災都市公園整備事業特別委員会が予定されておりますので、ご出席方よろしくお願いたします。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時47分 散会

令和元年第8回和気町議会会議録（第7日目）

1. 招集日時 令和元年12月11日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年12月11日 午前9時00分開議 午後3時51分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名

遅参 4番 若旅 啓太
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草 加 信 義	副 町 長 稲 山 茂
教 育 長 徳 永 昭 伸	会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 立 石 浩 一	危 機 管 理 室 長 新 田 憲 一
財 政 課 長 永 宗 宣 之	税 務 課 長 西 本 幸 司
民 生 福 祉 部 長 岡 本 芳 克	生 活 環 境 課 長 岡 本 康 彦
健 康 福 祉 課 長 松 田 明 久	介 護 保 険 課 長 桑 野 昌 紀
産 業 建 設 部 長 今 田 好 泰	都 市 建 設 課 長 久 永 敏 博
上 下 水 道 課 長 山 崎 信 行	総 務 事 業 部 長 野 山 晶 義
教 育 次 長 万 代 明	学 校 教 育 課 長 藤 森 卓 麻
社 会 教 育 課 長 則 枝 日 出 樹	
8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 7番 居樹 豊 2. 5番 神崎良一 3. 10番 西中純一 4. 2番 太田啓補 5. 6番 山本 稔 6. 9番 山本泰正 7. 1番 尾崎智美 8. 4番 若旅啓太	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。遅参申し出1名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして7番 居樹 豊君に質問を許可します。

7番 居樹君。

○7番(居樹 豊君) 皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回は、これまで質問してまいりました和気町まち・ひと・しごと総合戦略の優先施策についての一般質問をいたしたいと思います。

まず最初に、和気駅周辺の活性化を図るといふ、この優先施策の中核であります和気駅の利便性向上についてであります。質問要旨にありますように、駅前駐車場の拡張、すなわちJR用地の取得の関係、和気駅利用促進協議会の設立、その他でございます。時間の関係もありますので、まずはそれぞれにつきましての答弁をいただきまして、再質問でただしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長(安東哲矢君) 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長(久永敏博君) 失礼いたします。

それでは、居樹議員の和気駅の利便性向上について、ご質問にお答えいたします。

まず1点目の駅前駐車場の拡張、JR用地の取得はいつまで延ばすかについてでございますが、平成29年1月にJR西日本に対しまして山陽本線と和気駅前駐車場拡張整備に伴う計画協議書を提出し、平成29年3月にJRから承諾書をいただいております。現在平面駐車場で計画いたしましたら、実施設計費、用地購入費、移転物件補償費、造成工事費等で概算事業費1億円、また2階建ての機械式駐車場で整備した場合、1カ所当たり350万円から400万円別途必要となることから、財源、工法等の比較検討を進めてまいりたいと思っております。

また、駅前駐車場の拡張は、満車問題の解決、和気駅の利用促進にもつながることから進めていきたいと考えておりますが、現在保留中である定住人口が見込めるマンション構想と一体として計画するため、用地取得の移行時期を申し上げることはできませんので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、2点目の和気駅利用促進協議会の設立はどうなっているのかでございますが、自家用車の普及は人々の行動範囲を広め、目的地まで自由に行き来できるようになった反面、公共交通利用者の低減や公共交通衰退の要因となり、公共交通機関の減便や廃止につながっております。公共交通の利便性が下がることには、来町者や移住希望者の減少要因となったり、若者の町外への流出にもつながり、町全体のイメージ低下となるものと考えております。特に車を運転することができない、いわゆる交通弱者にとっては、公共交通は生活の中で不可欠であり、その必要と重要性は十分認識しております。現在岡山市を中心とする8市5町で組織し取り組んでおります岡山連携中枢都市圏ビジョンの取り組みの中で、利用促進協議会の設立が必要であれば検討したいと考え

ております。

続きまして、3点目の駅周辺の活性化策の進捗状況はどうなっているかについてでございますが、人口減少社会において既存の施設や公共施設等の有効利用を図りながら、本町の持続的発展を図るため、地域の拠点である和気駅周辺の活性化、にぎわいの創出は重要なことであると認識しております。そうした中で平成20年度から平成24年度にかけて行った和気駅前周辺整備事業や和気駅周辺利用者のより一層の利便性の向上に資するため、平成27年度から平成30年度にかけて駅前トイレ及び駅前、駅南の駐輪場整備工事を行ってまいりました。現在駅周辺の利便性の向上のため、駅南トイレの整備を進めております。

また、昨年度和気駅前の送迎等で混雑を緩和するため、JRから取得いたしました和気駅前交番跡地を町営バスの待機場所としての利用を考慮しながら整備を計画しているところでございます。今後も和気駅周辺の整備を進め、駅利用者の利便性の向上に努めるとともに、ENTER WAKE（エンターウケ）や駅周辺の公共施設等の活用策と連携しながら、和気駅周辺の活性化、にぎわいの創出に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、居樹議員の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、担当課長の方から答弁がございましたけども、今の答えというのは、以前に私、これ先ほど言いましたように、数回この件については質問しております。ただ、答えはほとんど前と変わっておりません。

それで、今課長からありましたように、JR西日本の大阪本社の方から承諾をもらったのは、いつ言われました。29年のあれでしょう。あれから2年、今の答えは、2階建てをすとかという話も、これも前回そういう話をされました。いつまでそれを検討するんかと。私ここに書いてる短い言葉じゃけども、JR用地の取得はいつまで延ばすんかということ、要は余りにもスピード感がな過ぎるし、今この和気町のまちづくりに必要なのは駅前の駅周辺の活性化、その中核の駅と。これをもっともっとスピード感を持ってもらわないと、もう2年も経過しとる、いつまで検討すんかということですね。これも担当課長に責めてもいいけんか分かりませんが、最後町長に、これも町長、決断すべきじゃと私は思っております。2階建てもよろしいけども、2階建てを本気で考えとんか、そこまで私は追求しませんけども、2階建てというのは一般的には岡山の駅前とか土地の狭いとこ、公道利用というのはわかりますけれども、和気の場合に2階建てという発想そのものも、言ってみりゃあ本当に本気で考えとんならちょっと考え方を変えてもらわんといけんと思います。

それから、今の駅前マンションのこととか絡めて、要は今すぐなかなかこういうことはしませんということ、そのできん理由をいろいろやりましたけども、そこはほんならマンション構想、これ仮にあったところで1年や2年の話じゃございません。要は当面JR用地は必要ないと、必要ないなら必要ない理由をきちっと、今すぐでも喫緊の課題と私は思っております。そのすぐ必要ないという理由があれば、それはきちっと答えてもらいたい。

それから、和気駅の利用促進協議会、これも2年ほど前に、当時の危機管理室の室長と私と担当者3人で上郡駅に、上郡駅はこれも今まで言いましたけども、10年ぐらい前から山陽本線の岡山姫路路線の活用ということで、あそこも必死になって上郡駅の利用のことを考えております。それで、もう私も手元にきょうここにも持っておりますけども、全部利用促進協議会のひな形もここにあります。やる気があればすぐできる。これはそんなにようけはお金もかかりません。町長をトップにした各種団体の責任者で和気を中心の駅を本当によくしようと思うなら、もうちょっと、失礼な言い方やけども本気でやってもらいたい。そういうのが今の回答では見られません、正直言って。そこら辺をそれぞれ利用促進協議会でも必要ならやりますと、今8つの例の岡山市の中核、これも前回言われました。同じことをもう少し突っ込んだ形で、どこまで検討したんか、細かく詰めますけど、また検討状況を言うたところで、他力本願的なことを言ったんではこの町はようならんと思います。それ

で、いま一度その辺の考え方をお答え願いたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 駅前駐車場の整備について、いつまで延ばすのかというご質問でございますが、担当課長の方がお話を申し上げましたとおりでございますが、ただ私が今考えておりますのは、あそこの用地、実はかなり単価的にもなかなか私も理解ができないというような状況がありますし、もう一つは設備が、あそこは電気設備が入っておるそうでございますが、それが移設について3,000万円というような価格の提示をさせていただいております、そうしますと工事費も入れるとかなりな額になってくると。このあたりどう考えたらいいのかなということ悩んでおるところでございます、それともう一つは投資的な効果があるのかなと、橋上駐車場にするってことの方が、かえって経費的には安くいくんじゃないかなと、そんな気持ちも実はあるのが事実でございます、内部でもその協議もいたしておるところでございますが、ご承知だろうと思いますが、記憶にあると思いますが、下馬の踏切を改良するときに、実はJRが3億円という価格の提示をいただいたんですが、結果的にいろいろお願いをしまして、最終的には1億円台で整備が、踏切の改良ができたんです。これはもうご存じだろうと思うんですが、こういう経緯もありますから、もっともっとJRと詰めた話をさせていただきたいなと思っておるところでございます、この定例会も済みましたら、一回JRの方へ出向かせていただこうというふうにも思っております。

それから、駅前マンションの問題なんですが、9階で32戸、13億円の事業費でやろうという計画で今まで来ておりました。これもディベロッパーが2社ほどついたんですが、なかなか最後の最後になって、和気町は怖いと、和気では怖いというような話の中から撤退をせられるというような状況がありまして、できればどこかディベロッパーが和気へ進出していただけないかなというので、まだ諦めておるわけじゃございませんで、広島の方の業者にも実はこここのところ話し合いをしておる途中でございます。まだ、これも最終的な結論は出ていないというのが現実でございます。

瀬戸までについては、それなりにディベロッパーがつくようなふうなんですが、和気はさっきもおっしゃっておられますように、在来線が瀬戸どまりというようなこともありますし、こういうものの解消もしないといけませんし、何とか和気駅の乗降客の確保をしたいということで努力をしておるんですが、今現在実は2,600人台になってしましまして、2,800が2,600になっただけです。これを3,000人に持っていくために、マンション等の計画も進めたいということの中でおるわけですが、駐車場につきましても、それとあわせて考えさせてほしい。投資額が億の額になりますから、今、日通の跡の引き込み線があったところ、あそこを整備するとすれば、概算で言いますと億近い金になってきます。そのあたりのこともありますので、もう少し検討をさせてほしいというふうに思っております。

それから、利用促進協議会でございますが、上郡、それから備前市等も含めて利用促進協議会を立ち上げられて検討されておるということは十分承知をいたしておりますが、和気駅の利用促進協議会等についても、これはそれぞれのお立場からご検討いただければ結構なんですが、何にいたしましても公共交通機関、今定時定路線バスを走らせておりますが、これ13路線全てほとんどが和気駅へ集中させております。これも和気駅の乗降客を何とか確保していきたいということが一つにはあるわけでございます、それと駅前まちづくりの協議会の皆さん方にもお世話になりまして、いろんな形の中で和気駅の前を活性化に向けて、駅前商店街等も含めて、今回も12月から1月にかけてイルミネーションの点灯式もこの前も実施をいたしまして、かなりの皆さんがそこへお集まりをいただいております。これなんかも活性化の一つの事業として位置づけておるわけでございます、このことについても、町も今後まちづくりに対してできるだけの支援もしていきたいし、協働でやらせていただきたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても和気駅は和気町の玄関口でございますから、環境整備ができたので、これを何とかも

う少し活性化に結びつくような、そういうことにしていくために、さっきから申し上げておりますようなマンションのこともあります。駅前の駐車場の拡張のこともあります、事業費との整合性も考えながら進めさせていただきたいというふうに考えております。もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 済いません、先ほど町長が下馬の踏切と申しましたが、馬喰町の踏切ですので、訂正の方をよろしく願います。済いません。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、町長の方から、どっちかというと答弁というよりも、今すぐ買えないんだという、できない理由を言われたように私はとってしまったんですけども、いや、マンション構想、これは以前にも私一般質問をしまして、これは町長と私もぴたり合うとんです、これできりゃあと。ただ、マンションという言葉はいいけど、これやろうと思えば、これは四、五年かかるような話、今から仮にあったとしても。だから、それまで、それじゃあ今の駅前の狭い駐車場で我慢せえよというのかということ、今度は逆に。それから、今の駐車場も狭くなりましたからね、駅前の整備事業の関係で。そこで、一般駐車なんかも、午前中なんか時々見てもらえばわかる、私もしょっちゅう毎日見るんで、もう満車も多い。じゃから、細かいことでは当面駐車場を確保するまでは定期駐車のを一般駐車というそういう運用は、私も言っておりますけども、それは担当部局でやっていただいております。

ただ、もう少し全体的な、本当に和気駅の利用を2,600、2,800にするためには、そりゃあマンションを言ったんじゃ、もうそりゃあ5年も6年もの話になります。それまであそこをというのは、町長、あそこは仮に和気町が買わんでも、そんなに値段が高いと言いながら安うなることはないと思います。だから、そこは喫緊の課題という認識をちょっと、やっぱりある程度共通認識に立ってもらわないと、これはいつまでたってもあそこは買わないというようなことははっきり言われんけども、そこは再度都市建設課のそういう担当ともう少し議論していただいて、それから今言われた2階建ての、あるいは自分でやったら、またこれは別途、この場ではよろしいけども、1億円とこの2階建てをしたときのその概算をまた、これは別途でよろしい、教えてください。

ということで、やっぱりきちっと詰めた形で、何となくこの議会でその場でこういうだけではなしに、やっぱりもう早く、これはもう実現せにやいけんというふうに町として、町のまちづくりの中核とっております。それは誰もそうでしょうけども、それからあそこをやることによっていろんなことが実現できる、それから促進協議会も、ただこれは手段であって、目的は町長も先ほど言われました瀬戸駅までの止まり、和気まで延伸できんかということもあります。当然エレベーターのこともあります。そういう問題がある。そうすれば、交通環境がいいという和気になれば人も増える、流動人口で移住・定住もやっぱり一つの魅力、和気町の魅力化ですわな。そういうことをトータルとしてもう少し本気でこれ考えていただきたいと思いますというように、失礼な言い方だけでも、やっぱり本気で考えれば何かいい知恵が出てくるかわからない。そういうことで、ただ今町長が言われたのは、今度JRへ、とりあえず一回はやろうということで、それはぜひやっていただいて、結果はともかく、そのアクションを起こしていただきたいということで、この項目は終わりたいと思います。時間の関係もありますので、次に進めたいと思います。

ただ、今私が今回の2つの項目は、全て町民の皆様はご存じでしょうけども、こういう冊子がございます。和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略、和気町は今行政はこれに基づいているんな仕事をやってるということをご理解いただきたいと思います。

それじゃあ次に、妊娠・出産・子育て支援についてであります。

先般、私ども厚生産業常任委員会の方で子育てしやすいまちづくりの推進ということを行政の最重要課題とし

て取り組んでおります大阪府の熊取町というところに行ってまいりました。これは子育て環境がすばらしいということで、あえて先進地に行ってまいりました。その中でいろんなことを勉強させていただきました。ただ、冒頭あそこに行く中で、先方も和気町のことをある程度熟慮をしまして、和気町も外交辞令じゃなしに、和気町は先進地から見ている環境でされてますなという高い評価は冒頭にありました。しかし、現状を見まして、それじゃあ全てそれがそうかということで、私から見ればきょう質問する中身でありますように、改善点も見受けられます。そういう意味で、ここに書いとる、何点かございますけども、これにつきましての具体的な回答をして、できれば私は思い出すところ、和気町は教育の町、人権の町とかいろいろあります。ただ、私はこれに加えて、子育て環境のよい町ということで、ぜひこういうことを加えていただきたいというのが本心でございます。

それじゃあ中身に入りまして、まず簡単に質問要旨ですけども、いわゆる10月から幼・保の保育料無料ということですけども、これに絡めて和気町独自の施策として、ゼロから2歳児の保育料の無償化ということです。

それから、出産祝い金は、今現在ご承知のように長寿祝い金といたしまして、88歳で1万円、99歳で3万円、100歳で5万円という制度がございます。これに対応するいわゆる子育てのお母さん方、そういう世帯に対してわずかながらでもそういう祝い金制度を設立していただきたいというのが趣旨でございます。

それから、産後ママあんしん、これは今現在もありますけども、これは中身の修正ということで、担当部課長の方から返答があると思っておりますけども、これの見直しです。

それから、今回も研修に行きまして、やっぱりあの町は子育ての支援環境を組織の一本化と、今でしたら教育委員会があり、健康福祉があり、住民課があるということで、あれはあれ、あれはここ、これはここ、要するに組織の一本化というのを、これ大きな組織、内部組織ですから難しい問題ですけども、これも最後に、この組織割は担当部課長言いませんけども、副町長には最後そういうことで総括的に答えていただきますけども、そういうことで具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

それでは、ゼロから2歳児の保育料の無償化についての考えはどうかについての質問に回答させていただきます。

現在ゼロから2歳児は、132人がにこにこ園に通園しており、保育料は所得に応じて年間約800万円のご負担をいただいております。この保育料の中には給食費も含んでおり、仮に今年10月からの3歳から5歳児の幼児教育無償化と同様の所得区分により給食費をいただくと考え試算しますと、保護者からいただく給食費相当額は年間約550万円となり、おおむね250万円の町費が必要となります。また、町の独自施策として、1歳から2歳児において6,200円を上限に保育料の減額を実施しております。これには年間約700万円の町費が必要となっております。ゼロから2歳児は、10月1日現在町全体で236人おりますが、にこにこ園利用者は132人、就園率は56%であり、多くの方が家庭において保育をされている状況です。

そのような中、無償化をすることはにこにこ園保育と家庭保育の選択によって不公平が生じることになるのではと考えております。更に現在も保育士確保が厳しい状況である中、無償化をすることにより、新たな利用希望や長時間保育が増えることが予想され、待機児童が増えることも考えられます。こうしたことにより、現在和気町ではゼロから2歳児の保育料の無償化について予定していないというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それではまず、出産祝い金制度の創設についてでございますが、居樹議員におかれましては、以前から出産祝いの制度化についてご提案いただいているのは存じ上げております。岡山県内の自治体でも幾つかの市町村で

出産祝い金制度を策定はしております。ご指摘のとおり、直接出産に係る費用42万円は出産育児一時金で当てられるものの、産前産後に係る費用は子育て世代にとって大きな負担となっていることは承知しております。しかしながら、子育て支援という意味では、経済支援もさることながら、子育て環境の整備が第一と考えております。乳幼児ら子供たちの触れ合い、保護者同士の育児相談や交流のできる機会の確保や、子供が自由に遊べる広場の整備、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をする相談窓口の設置など、妊娠、子育て期を初め、乳幼児期から学童期まで切れ目ない支援を充実させることによって、子育てしやすい環境の町として、子育て世代の定住と出生数の増加が期待できるのではないかと考えております。

2点目、産後ママあんしんケア事業の一部負担の見直しですが、現在は出産後4カ月以内の母親と乳児を対象に、出産後の不安の解消に向けた相談窓口として、訪問型、宿泊型、通所型の3つの体制があり、訪問型では1回2,000円、宿泊型は1泊1万円、通所型は1日7,500円の自己負担が必要となります。また、これとは別に産婦健診というものがございます。産後2週間及び産後1カ月を目安に、問診や血圧測定といった体調面、産後鬱に対する質問の実施といったメンタル面の健診を無料で実施しております。ここで問題があった場合は、ハイリスク産婦として病院と町とで情報共有を行い、町の保健師による自宅訪問を実施しております。

産後ママあんしんケア事業は、出産後1カ月以降の母親と乳児の利用が主となっております。利用者は平成30年度実績でいいますと、訪問型のみの利用で延べ13回、実利用者は5人となっております。宿泊型、通所型の利用がない理由については、サービスの提供を必要としている人がいないのか、利用できる病院が限られているからか、あるいは自己負担額が問題になっているかについて聞き取りを行い、自己負担額が問題となっているようであれば、自己負担額に対する何らかの支援を今後検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の子育て支援の縦割りを一本化し、組織の見直しをどう考えているかというご質問でございますが、現在の和気町の子育て支援につきましては、おおむね3課で行っている状況でございます。住民課医療保険係におきましては乳幼児医療業務、健康福祉課におきましては児童に対する手当て、母子手帳の発行、妊婦からの相談、各年齢別の乳幼児健診、保護者からの育児相談等の業務でございます。教育委員会におきましては、教育総務課で子育て支援センターの運営、にこにこ園に係ります手続の業務を行っております。

ご存じのように、和気町では平成30年度で64人の出生がございました。母子手帳の発行時、出生時の面談を行いまして、赤ちゃん訪問事業といたしまして全ての自宅を訪問し、相談事業を行っているところでございます。また、必要な情報につきましては、横断的に関係部署、各担当におきまして情報共有をしながら、子育て支援を行っているところでございます。

大阪の熊取町で行っております厚生労働省の推進する妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する目的で、子育て世代包括支援センターというものが厚生労働省の方で推進をされておりますが、現在和気町では母子保健分野と子育て支援分野が複数の施設、場所であっても、それぞれの機能で役割分担をしつつ、一体的にサービスを提供するための相談窓口として役割を現在3課で補っているところでございます。これを一本化した総合的な相談窓口設置となりますと専門職員の配置等が必要となることから、マンパワーの体制等につきまして、関連各課でこのことについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今の担当課長から答弁がございました。

私は比較してほしいと言っておりません。確かに一時金よりも子育て期間中の支援充実が優先と考える、これ

平成29年3月の答えです。そのままコピーでありました。しかし、私はどちらがいいかでなしに、今ここであえて子育てを言うとするのはトータルケアということで、これはこっちの方が高いからこっちだけでいいんだというんじゃないし、あれもこれもやっぱりトータルとしてのケアということで、しかし子供の今の現状を聞きますと、先ほどの出産祝い金は、今、国保新聞がここにありますが、国保新聞には出産に伴って約51万円が平均です。国保では42万円、約10万円ということで、私はこの出産に伴うもの、それだけじゃ済みませんが、とりあえず直接的に赤ちゃんが生まれて産婦人科で払う、そのせめて差額ぐらいを補填していったらどうかということで、あくまでも私が言うように経済的支援ということで、この一環で私は言っております。ただ、それよりもということで、支援の充実、これもお金がかかる話です。いずれにしても経済的支援の中身です。そういうことで、その辺の切り口がちょっとね、もう2年前とも同じ、物事が進んでないということで、少子化も今この数年はもう70人切つとる状況でございます。そういう中で本当に、これも言うても失礼な言い方だけでも、本気でもうちょっと子供をとということで、それは全てではありません。私が言つとることが全てですぐさま子供が生まれるというにはないけども、いわゆる和気町という一つの町の売り出しとして、県下一の和気町は、岡山県一の子育てに優しい町なんだと、そういうことをひとつキャッチフレーズじゃないけども、そういうことの方に向けてそれぞれの施策を展開するというなかで、私は全てはわかりませんが、出産祝い金なんかも長寿祝い金のいわゆる対応した形、お年寄りも大事、これからの世代も大事、そういう視点から言っておりますので、原資のことも含めて考えていただきたいというのが趣旨でございます。

それから、この後、あんしんケアの方は、これ今課長からありました4カ月未満ということですけど、これは私一部見直しというのは、中身はせめて期間は1年ぐらい長くしてほしいと。いわゆる母子の健康という意味では、約1年未満というか、今4カ月で、もう5カ月になったらだめなんですわな。そういうことを含めて、それから今2分の1の補填ということになっておりますけども、これも数が、今聞きましたら人数的にはわずかですわね。原資はそんなに要りません。ですから、制度の完備ということでは、本気で検討してもらったらいと思います。そういうことで、子育て環境、やはり私は今全体的に見て、和気町は子育て環境は比較的すぐれとるといのは認識しております。

余談ですけども、先般移住者の懇談会で意見交換会へ行きましたが、和気町は子育て環境がいいから和気町に移住・定住したんだという方が、ああ、なるほどということでございました。ですから、それらをやっぱり若いお母さん方にとっては一番大事なことでございます。その辺をもうちょっと親身に考えていただけたらというのが、それぞれ担当部局で一生懸命やられとるのは十分承知しております。やっぱりプラスをもっと伸ばすということで、和気町は子育て環境がいいんだと、それをもっともっと後押しして、私は決して日本一とか言いません。せめて岡山県一ぐらいの環境にするんだというようなことの発想を持ってやってもらわないと、現状で満足じゃなしに、やっぱり私は少しでもよくするというので、そういう立場で物事を考えて、それぞれ日々やられとるのはわかりながらも、私はこれでよい、現状に満足すると物事は前進しませんので、ぜひその辺もそういう観点から引き続きやっていただきたいというのがございます。

それから、組織関係は、これは今回はこの問題に絡めての窓口の一本化ということで言いましたけども、これは前回9月の議会では言いました。和気町の役場の組織体制、今仕事の分担が、私も恥ずかしながら、これほどこというのがちょっとわかりにくい。危機管理、総務、まち経営、いろいろあって、財政課もできました。その辺の組織体制、ちょっとこれとは違いますけども、そういう組織のもう少し見直しをして、また別途機会がございましたけども、やはり200人体制のこの組織の機動化というんか、そういうのを、これは大きな、一人の力は知れてます。組織力をもっともっと生かした形、そのためには組織の見直し、改正が必要だと思っております。そういう立場で考えていただくというのが、今の対する答えでございます。時間もありませんので、じゃあこれで終わりたいと思います。意見が何かありましたら。

今回は問題が多岐にわたりまして、なかなか一つ一つが難しい問題でもあります。そういう意味で時間の制約がありますけども、最後に全体的に言いますと、私はこれからの和気町のまちづくりについては、やはり環境整備というのはいわゆる交通環境、和気町はご存じのように1番目は交通環境の充実ということで言うつもりでございます。2点目は、子育て環境、これらはいずれにしても和気町の一つの長所を生かすという立場で言ったつもりです。あれもこれもじゃなしに、この辺をもう少し力点を入れて、めり張りをつけた形で、総花的に物事をやったっていいことにならんとと思います。町外から見た皆さん方は、やっぱり市町村で比較する。和気町はいいなというように思わせるような施策をもっともっとこれからやっていかないと、移住・定住と言葉で言いながら、具体的な数値は出てこないと思います。そういう意味で執行部の皆さん方、本当に一生懸命やられとるのは知っておりますけども、それでいいんだということでは物事は前へ進みません。ぜひともそういうことでいろいろ検討していただいて、ますますこの和気町がいいようになりますように、お願いをしながら一般質問といたします。

○議長（安東哲矢君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

次に、5番 神崎良一君に質問を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ただいま議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の1年半に及ぶ議員生活、一般質問は全て私のテーマは和気町の活性化、この一点に絞ってやってきております。今回もそのテーマに従って大きく2点、防災対策についてと、重複はするんですが、先ほどの居樹議員の一般質問と同じ子育て支援ということで、2点に絞ってさせていただきます。

最初に、和気町を活性化するためにどれだけ移住者、それから観光客、その他もろもろの方が和気町に来てくださるか、または来てくださるためにはどんなことを議員としてやっていけばいいのか、そういう観点から質問させていただきます。

1番、防災対策について。

今、和気町にはこういった、ファイルは関係ないんですが、中に和気町地域防災計画といったものが約三百数十ページにわたって細かく規定されております。ちょっと一遍目を通したぐらいではなかなか理解しづらいんですが、ただいま9月に行われる避難訓練とか、そういうことで消防団を中心に和気町はされていますが、和気町の防災対策は和気町民に周知徹底できているのだろうか、どうだろうか。なかなか和気町は地震だとか、昨年度はありましたけども、大きな水害が起きたときに、町民はまず何をしたらいいのか、避難する、避難経路はどこにするというようなことが、きちっと町民が理解、それから周知できているのだろうか、こういうことから質問させていただきます。

2番目、昨年は関東を中心に台風15号、19号、もろもろの台風がやってきて、ただ単なる水害のみならず、電柱が倒れた関係で電気が届かないというようなことで二次災害的、考えようによっては人災的な災害が大きく発生しました。この他者の災害状況は、和気町にも当然考え得る、災害の件数は少ないけれども、いったん起こるとああいう二次災害的なことがあり得ると私は考えますので、そういった災害の教訓を和気町はどのように反映しておられるのか、そのあたりをお聞きしたい、これが2点目でございます。

それから、3点目はちょっと細かい話にはなるんですが、さっき申し上げた和気町地域防災計画、これの特に復旧復興のあたり、このあたりに若干目を通させていただきました。避難をして人命を守るのは当然第一です。2番目は、その避難した人たちがより早く、より迅速にもとの生活に戻る、ここまでやって防災対策だと当然考えます。当たり前の話だと私は思います。申請手続がうまくいかないから認可が出ないとか、お金がおりないとかというような不細工な話が他市町ではあるようですが、そんなことは和気町であっては困ります。ということで、例えばということで一例ですが、和気町地域防災計画の第7編第5章災害復旧事業に必要な融資等の第1

で個人被災者への融資等の項目があります。ただ、融資金額だとか、申請手続きがどうか、借り入れ実行日はどうか、具体的な事項はこれとは別に子細が決まっているのかどうか、これ一例ですよ、例えばそういうことは決まっているのかというのを3番目として質問させていただきます。

それから4番目、最後ですが、和気町は当然のことながら、防災関係で今回も予算案の中に入れてますが、防災都市公園事業というのがありますが、そのことは当然防災計画にも関係はすることだと思います。ただ、議会でそれが通ってないので、記載等々は難しいこともありましようけども、その考え方だけですね、防災都市公園が当然町が考えている中に入っておれば、この和気町地域防災計画も変更のところがあつたり、変更したり、変更する予定だったり、そういうようなことがあると思いますので、そのあたりの防災計画の改訂とかあれば、それに当たって特記するような事項はないのだろうか、以上4点を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

神崎議員の防災対策についてというご質問にお答えをいたします。

4点ございまして、まず和気町の防災対策は町民に周知できているのかのご質問についてでございますが、和気町の防災対策の基本となります地域防災計画につきましては、当然、公表させていただいておりまして、町民の皆様に見ていただくことができるようになっております。

また、防災の取り組み等につきましては、広報紙、それから新聞、テレビなどのメディアなどを通じて積極的に発信するとともに、地域住民の代表でございます区長が集まる区長会議においてもお知らせするよう努めております。このような取り組みにより、町内52区の区の中の51の区において自主防災会が組織されておまして、それぞれの行政区で様々な訓練や啓発活動が展開されており、今月15日にも田ヶ原区において高齢者、障害者の方々を対象とした避難支援個別計画を用いた避難訓練が開催される予定となっております。今後も引き続き町民の皆様へ、防災対策や取り組みについて広報紙や告知端末で随時お知らせすることで防災意識の高揚につなげていくことができると考えております。

次に、今年の台風19号を初めとする災害の教訓を和気町にどのように反映していくかというご質問でございますが、今年の災害では大規模停電に対する対応や高齢者など、災害時要配慮者の逃げおくれ、避難所の受け入れ態勢など、多くの課題が上げられています。本町といたしましても、これらの課題に対応するための対策を講じていく必要があると考えておまして、このたび指定避難所の運営マニュアルを策定したところであります。今後も町の防災の根幹となる地域防災計画や職員初動マニュアル等についても、より具体的で実効性のあるものに随時修正していくこととしております。

停電時の対策といたしましては、来年度の予算編成が迫る中、災害対応の拠点となる施設の非常用電源について、最も有利な財源で72時間カバーできるよう整備をしていきたいというふうに考えております。指定避難所への発電設備の整備につきましては、投光器とあわせまして今年度既に配備を完了しております。高齢者等災害時要配慮者対策といたしまして、田ヶ原区が岡山県のモデル事業として避難行動要支援者個別支援計画の策定に取り組んでおりますので、この取り組みを町内全域に広げたいというふうに考えております。

また、避難所の受け入れ態勢については、避難所運営マニュアルによりまして、地域での避難所運営体制の確立を進めるとともに、高齢者や障害者など要配慮者の避難受け入れ先を確保するために、町内の福祉事業所と協定を締結をさせていただいて、福祉避難所の充実を進めてまいります。

それから、3点目の和気町地域防災計画第7編第5章災害復旧事業に必要な融資等の第1項で個人被災者への融資等の項目があるが、融資金額、手続、借り入れ実行日等、具体的な事項が決まっているのかのご質問についてでございますが、町が実施する貸し付けといたしまして災害援護資金がございます。災害援護資金につま

しては、県内で災害救助法が適用された市町村がある災害で被害を受けられた方に対して、所得制限がございしますが、生活立て直しのための資金をお貸しするものでございます。和気町災害弔慰金の支給に関する条例というのがございます。貸付限度額は、被害の種類や程度によって異なりまして、150万円から350万円の間で定められております。申請手続など具体的な事項は、災害弔慰金の支給に関する条例及び施行規則に定めております。

なお、昨年度の7月豪雨においては、和気町でも1件貸し付けの実績がございます。

最後、4点目の地域防災計画改訂に当たって特記する事項はないかという点でございますが、今年度岡山県が防災計画の修正や平成30年7月豪雨災害の検証結果等を踏まえて地域防災計画の修正を行っておりまして、町民の命を守ることは行政最大の使命でありますので、今年度中にも和気町においても最も起こり得る災害を想定し、骨格を定め、来年度から改訂に着手してまいりたいというふうに考えております。

改訂に当たりましては、国や県の防災計画の修正内容や近年の災害の特徴と対応、また改めるべき点などを踏まえた上で内容を検討するとともに、地域防災力向上のために現在取り組みを進めております避難行動要支援者対策、それから避難所運営など、共助である自主防災組織の取り組み促進なども盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ありがとうございます。

まず、周知の方はそういう公表、告知端末等々でということ、それからメディアを使ったところ、それから区長会で、今52区のうちの51区までが自主防災ということで、あと一区だけですので、それは進めていただくとして、いつもある話ですが、一方的に周知と私も聞いたからそういうお答えになったんかもしれないんですが、周知イコール相手がわかっているかという、これが一番大事な。何でもそうです。どんなところで、電話をしました、ファクスしました、電話をしました、言いました、子供の使いです。相手がどれだけ理解し、どれだけわかっているか、和気町が大事なことをいっぱい発信してますが、そのことをしっかり町民が受け取っていたかというこの確認をしっかりとやっていただきたい。そのあたりはまた町の方にお任せします。

それから2番目、停電、これは発電機等々、ほんで効率がいいとかというお金を使うお話ですが、今や太陽光だとか、それからいろんなバイオエネルギーだとか、いろんなお話が和気町にも来てると思います。普通に考えて、昔というか、二、三年前に北海道でありましたブラックアウトという、要するに送電が止まってしまう、1カ所がやったら全体がとまっちゃうとか、送電できないというふうな中で、私も一太陽エネルギーとか、太陽光発電の業者に聞きましたら、基本的には災害時はそこで使っていただくのが原則だと、このように聞いております。当然和気町として、機器を備えて発電をすとか、それも並行的にやればいいのしょうけども、和気町にも特にゴルフ場を跡地とした太陽光の開発が進んでおります。そのあたりに各地区とご相談をされて、災害時の発電、昼間の太陽光の電気が何らか町の方で災害時に使えないのかどうか、そのあたりの検討もしていただいたらなと思います。

それから3点目、去年の復興時でいいんですけども、固有名詞は当然個人情報でできませんが、1件ご融資の実績があるといった場合に、どの災害で何日に申請され、貸し出しはいつ行われたかの時系列を、もし今お答えいただけるならお答えいただき、もしできない場合は後でよろしいから、議員皆さんにご連絡いただきたい、これが第3点目。

それから最後、4点目、当然国や県の防災対策に基づいてされるのは当然です。ただ、その受け売りをそのまま紙に写すとか、それを和気町に適用するというのではなくて、それを踏まえた上で、当然和気町独自の、特に和気町は吉井川、金剛川、初瀬川が合流する地点があります。ここがゆたえると浸水ということがよく過去に起

こっけいき、上にある日笠川だったり、上流がつかるといことなので、和気町独自のマニュアルといひますか、ところにもう少し目を配り、しっかりとやっていたきたい。

特に今室長おっしゃられた避難場所、避難地区、これがあって初めて大きな中継基地だとか、援助基地がきてくるので、各地区での避難場所、避難経路、それから私が一番よく心配するのは、日中は働きに行かれて、いわけゆる力が要るとか、配慮される方が多いところのお手伝いができる方が少ない。このように日中の人口移動を考えたところの災害が発生する時点での人口構成がどうなつて、どこに配慮者がおられるのか、その配慮者の避難経路、ここまできちつと色塗りをするぐらひの避難地区での細やかな防災対策がなければ、それこそ絵に描いた餅になるので、そこらあたりから足場を固めた上での防災対策をお願いしたい。これは毎年しないと、亡くなられたり、生まれてこられたり、それから移住されたりで、毎年人口、それから住まわれる方が変わつてきますので、そのあたりも5年前にしたからいいんだとかといふような話じゃおかしいので、ぜひ刷新した一番新しい情報に基づいてしっかりとやっていたきたい、このように思ひまして、1番目の防災対策については終わります。

続きまして、2点目、これは先ほど居樹議員が細かく、それから全体像と大所高所から質問されたので、重複しない範囲で別の切り口でといふ観点でご質問させていただきます。

先ほども居樹議員の方からお話がありました、移住者の方が和気町を選ばれる大きな理由として子育て支援の充実がある、このようにおっしゃつてます。移住者の多くが就学前のお子様がいらつしやる。つまり逆に言うと、ゼロ歳児から6歳児までのお子たちを連れての方が、どうしても動きやすいから移住しやすいといふか、移住ができるといふことで、そういう方が多いんだと、こう思ひます。

そういう中で、次のまた4点を質問させていただきます。

1つ目、医療費の無料化とか妊婦の方への一般健康検査の無料券配布等々、様々な政策がなされてますけども、どのように町としてはつかんでおられるのか、子育て世帯の移住・定住にこれが結びついているかどうか、このあたり町としてはどうつかんでおられるか、これについてお答えいたしたい。

2番目、公営塾、オンライン英会話、放課後学習支援などの政策、これも町が行つておられます。それが実際の今のお子たちの学力向上にどのように結びついているのか、町はどう把握されてるか、これについてご質問させていただきます。

3点目、当然子育て世代にとっては産婦人科、産科、産科が今和気町にないといふことで非常に不安だと聞いております。とつさとか、急な痛みだとか、いろんなことがあつたときに緊急対応、事前に町の方にいろいろご連絡しとれば、ご相談等があつていろいろ対応はできると思ひますが、急に病気になるとか、おなかが痛いとかなつたときのことで心配だと、このように聞いております。町としては産科の設置を今後どうしていくのか、検討されているのかどうか、この点をお聞きしたい。

最後は、発達障害児の対策といふことで、私自身発達障害児の政策を和気町でやりたいと思つて、今現状岡山市内でほかの方と一緒に来年4月を目指して支援事業の立ち上げのお手伝いを、議員ですのでお手伝いをしています。その物件を探すことだとか、政策投資銀行、政策金融公庫等々の融資の話といふことでお手伝いをさせていただきます。その事業がうまくいけば、そのノウハウをまた和気町に持っていくたい、このように考えています。といふことで、発達障害児、今や統計的には10人に1人、それ以上だといふ声がある発達障害児の対策を、幼少期から就労に向けての取り組みまでで一貫性を持って、和気町は政策としてどのようにお考えになるか、この以上4点、これを質問させていただきます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

神崎議員からの質問について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の医療費無料化や妊婦健診の無料券配布などの各種政策によって子育て世代の移住・定住に結びついているかのご質問でございます。

移住希望者の年齢層がゼロ歳から8歳までのお子さんがある20から30歳代の子育て世代が多いことから、本町における18歳までの医療費無料化や各種子育て支援策は大きな魅力であると考えております。実際平成28年度から30年度までの3年間の和気町への移住者の約7割が子育て世代という調査結果も出ております。引き続き移住・定住者の推進に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、産科の設置は町として検討しているかについてでございますが、ご質問のとおり、町内には産科、産婦人科を標榜科目としている医療機関はございません。このことから町内の患者は岡山市内、または兵庫県赤穂市の医療機関で受診されていると思います。出生率の低下や苛酷な勤務、医療訴訟の増加などにより産婦人科を希望する医学生も少なく、平成30年10月の厚生労働省の調査では、産科、産婦人科のある病院数が過去最少を記録したとのことです。しかし、少子・高齢化が喫緊の課題となっている現在、町として安心できる出産のための周産期医療の充実に向けた取り組みが必要であると考え、県内産科医療機関とは連携のとれる体制をつくっております。今後とも町内の医療機関において産科、産婦人科の開設に向け、医師会を初め、各医療機関と情報交換を進めてまいりたいと考えております。

3点目、発達障害児の対策は幼少期から就労に向けて一貫した政策がなされているかについてです。

現在、就学前の時期の健診や各事業の中での保護者からの相談、就園後はここにこ園で行っている個々の成長を促す支援や対応、就学後の小・中学校における個別性を配慮した支援や対応など、それぞれが切れ目なく行えるよう各部署で連携をとり、学年や所属が変わっても一貫した支援が受けられるような取り組みを行っております。これらの支援についての個別の情報が、発達障害のある子供が社会的に自立できるまでに確実に引き継がれるシステムを昨年度から岡山県発達障害者支援センター、保健所、教育委員会、健康福祉課でワーキンググループを立ち上げ、協議を行っております。このグループでは、親子の支援のために必要な情報を引き継ぐ各機関共通シートの作成、個々の目標や支援に結びつく支援ファイルの活用についても検討していくこととしております。そのシステムの延長線上に自立、就労に向けての取り組みがあると考えており、今後も一貫した支援を実現できるよう進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 藤森君。

○学校教育課長（藤森卓麻君） それでは、私の方から公営塾、オンライン英会話、放課後学習支援などの政策についてのご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、社会教育課が中心になって運営しております公営塾やオンライン英会話につきましては、英語に興味を持って、自分から英語の力を身につけようという児童・生徒が参加する場です。いわゆる学力向上というよりは、英語を中心に子供たちのそれぞれの目的に合った学習の場が提供されていると考えております。学力向上につきましては、各学校現場では授業改善でありますとか、家庭学習に関する取り組みなど、様々な取り組みをしておりますが、その中の一つが放課後学習支援です。県の事業を活用してありまして、地域の方や非常勤講師の先生が学習支援員となって児童・生徒の個別の対応に当たり、教育委員会としましては、個々に対応できるような教材の提供を行っております。県の教育委員会が行いました11月の学力状況確認テストと4月の全国学力状況調査と比較しますと、依然課題の見られる分野、領域もあるんですが、漢字の使い方でありますとか、読むこととか、計算の力といったことについては伸びが見られます。放課後学習支援もその伸びの一端を担っていると考えております。このような放課後学習支援も含め、様々な取り組みを通して、これからの子供たちに必要な力をつけていこうとしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 答弁の方、ありがとうございます。

ちょっと二、三、追加質問をさせていただきたいと思います。

1番目の移住・定住に結びついているかというのは、なかなか難しい話ですけど、ただ世帯のゼロ歳児から8歳児というところなので、非常にその効果は大きいんだろうと思います。

その中でというか、直接定住・移住じゃないんですけど、若い子育て世代のお母様から質問を受けました。さつき松田課長は、居樹議員のお金というか、出産祝い金というお話をしたときに環境が大事だと、環境を優先して考えるんだということで答弁されておられました。それとも関連するんですけども、遊園地が非常に少ないというお話を聞く、若しくは学校が閉園、閉校になった後、遊具はあるけども、当然のことながら閉園、閉校になっているのでメンテができていないから使えないということで、遊具の使えない状況がずっと続いているんだけれども、何とかありませんかっていう、もう率直な子育て世代のお母様方からの質問を受けました。もしこれが回答できるのであればしていただいてもいいし、後また調べていただいても結構ですが、そういう質問でございます。

2番目の公営塾等につきましては、さっきおっしゃられたように、当然社会教育課とそれから学校現場ということであって、なかなか学力が向上したかということについては、即答はできないかもしれませんが、それであれば逆に言えば、現状の使用状況というんですかね、例えば公営塾であれば週何回で、延べ人数何人来られてるとか、オンライン英会話は大体何年ぐらいの方が週何回とか月何回使われて、こんな現状だとかといったような数字的なもの、そのようなものがもしおありであればお答えいただきたいし、なければまた調べてでも後日、議員の方々に閲覧してください。

産科、産婦人科の件は、今お聞きしましたように、昨年度からそういう協議会といいますか、設置の方向で前向きに考えておるといふふうに私の方で捉えてよろしいでしょうか。そのあたり、確かに少子・高齢化になったところで産婦人科がという議論はありましようけど、逆の発想ですね。ちょうど今や自然減を埋め合わせるだけの移住者の方がおられて、去年、おとしと和気町の人口が減少が止まっているということ、これは大きく若い子育て世代が来るといふことになる、和気町の人口構成も変わってきて、数年前よりは当然、さっきおっしゃられた20代、30代の方が増えてきてるんだろうという中で、健康福祉課の方でそう考えていただけるならば、これはまた非常に移住・定住策の後押しにもなるし、今実際に来られてる方の定着にもつながる、安心してお子たちを出産、育児ができる、こういうふうに思いますので、前向きに町の方は考えていただいとるというふうに理解をさせていただきますが、もしご意見があればおっしゃってください。

最後、発達障害、これは非常に難しいし、自分のお子たちが発達障害だとお父様、お母様方が認めるのも本当に心苦しいお話だと思うし、なかなかこれを公表だとか、人に調べられてとか、人に言ってしまう問題でもない、非常に難しい面があります。ただ、私、たつの市に先日就労支援ということで、たつの市が非常に全国的にもやっておるといふことを聞きまして研修に行ってきました。これは民間企業です。民間企業が18歳以上の就労を手助けするということで、いろんな事業を立ち上げて、そこに障害者の方を集めてお仕事をさせている。1つは、印刷といいますか、紙すきですね、紙、紙をつくる場所。それから、お弁当屋、それからいわゆるスタンド形式のコーヒーショップといいますか、そういったお店等々、たくさんのお仕事をされてる。私、そこで事業主、まだ40歳代の若い人ですが、お聞きしました。たくさん健常者がおった中で、障害者の方はハンデをお持ちで、お仕事はなかなか難しいでしょうとこっかが尋ねますと、彼いわくは、たつの市の日中にまちの中で働ける人がどれだけおると逆に聞かれました。いや、そりゃあわからんと言うたら、はっきり言って、そりゃあ醤油会社があったり、大きな会社もあるので、そりゃあ多少はおられるんですけど、大概がもう市外へ仕事に出

られていない。そういう状況の中で、はっきり言いますが、この人たち、つまり障害者たちがたつの市の労働力の一部を大きく担ってるんですよ。仕事をさせてくれる業者を、その事業主が買い手市場で選んでるんですよという意外な答えが返ってきました。障害者だからやるのが固定してて、企業にお願いしてやってるんじゃないのと、こういうばかな質問をしたところ、神崎さん、そんなことはないんですよと、彼らは健常者の方よりもある一面ではすぐれた能力を持っておるし、いろんなことができますよと、それをどのように切り出し、見出すかだけなんですよと。それに私は20年間力を注いできたので、それがよく見えますということで、逆に各企業からは日中の少ないたつの市の労働力を発達障害の方がカバーされてると、このようにお聞きして、目からうろこでした。

こういうこともありますので、決して取り扱う問題が難しいので、個人の情報だとか、個人の感情が非常に優先する分野でもありますので難しいのですが、ただ今思われてるような人数ではない、多くの方が発達障害だということが徐々にわかってきている現状の中で、和気町としても幼児期から、個々にはいろいろ何歳児の健診でわかったとかということがあるでしょうけど、これを就労まで向けた一貫性のある何か施策といいますか、組織づくりをしていただいて、今後の大きな課題として和気町もやっていただきたいということで、以上でございます。さっき言った数字的なことでお答えができるようであれば言っていたら、なければ後日ということをお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

先ほどの質問の件で、子供の遊び場が少ないということについてでございますけども、来年度当初予算に向けまして今計画はしているところでございますが、子供の遊び場、そういった町内のお子さんに限らず、町外からのお子さんも来て遊んでいただけるような遊び場ができないかということで、現在来年度予算に向けて検討をしている段階でございます。

それから2点目、産科の設置に向けた取り組みでございますが、これにつきましては前向きかどうかということでございますが、もう基本的に医師が不足していると、産婦人科の医師が不足しているということでございますので、なかなか実際には町内で窓口をつくるというのは難しいところでございます。備前市でも同様の問題を抱えておりまして、備前市とも連携をしながら、何とかいい策ができないかということで考えているところでございます。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 時間がございませんが、公営塾につきましてはサエスタで火曜日、ENTER WAKE（エンターワケ）で水曜日と土曜日ということで、小学校5、6年生、中学校1、2、3年生を対象に行っており、学年児童数、生徒数の約半分以上が登録している状況でございます。それぞれの学年に応じたカリキュラムで取り組んでおりますので、それぞれの活動状況につきましては改めて数値的なもので報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ありがとうございます。

これをここで回答したら、それで終わりという話じゃないので、継続的に注視をして、またある段階では進捗状況をチェックする意味で一般質問等をさせていただいて、その進捗状況を確認したいと思います。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時21分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま若旅議員が来られましたので、ただいまの出席議員数は12名です。

次に、10番 西中純一君に質問を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） まず、私1番目には、町長の政治姿勢についてお伺いをさせていただきたいと思えます。今いわゆる防災都市公園というものが去年の9月に、その前の議会でございますが、出てから、その後我々の選挙を経て、その前の予算については繰越明許すると、それから新たに次の予算も出すというふうなことがありましたが、それぞれについては修正削除というものが3月議会で行われるということがありました。それから、6月にも同様にあったのと、それから途中から検討委員会を立ち上げて、そこで検討していただくということで、その報酬についても修正削除するというふうなことがあって、今回の12月議会にもまた同様に5,200万円の補助金を基にした1億5,000万円余りの予算が、また今回出されているわけであります。

地方自治というのは、町長、執行権とそれから議会の二面性、有権者の方は町長も選ぶ、それから議会も選ぶということで、地方自治は二面性というか、それらが牽制しながら、住民の要望というか、地方自治を行っていくというのがたてりでございます。そういう形で、たびたびそういう町長と議会というか、執行部と議会というのは対立する場合も時々あるということが散見されるわけでありますが、最終的には幾ら執行権があっても、議会を通さなければ予算は執行できないということでございますので、今の町民の意見として、私たちというか、とりあえず私は今の防災都市公園については、もうそろそろ撤退せえというのが本当の町民の方の意見だと私は思います。ぜひその辺もお考えになって、そろそろ軌道修正といいましょうか、そういう時期に来ていると思います。町政が停滞しないように、もう方針転換をしていただきたいということで、これについての答弁をよろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、西中議員の防災都市公園予算が修正されているのに、議会軽視じゃないか、無視じゃないかというようなご質問がございましたが、そのことについてお答えをさせていただきます。

この問題は、29年1月だったと思いますが、最初から、最初をいいますと29年1月7日に全員協議会でこの問題が討議されました。学校の再編成が基本になったわけでございますが、その経緯を話しておりますと時間がかかりますので経緯は省略をさせていただきますが、いずれにいたしましても創志学園へ総合グラウンド並びに小学校は無償で貸与しましょうと、100人あそこへ住んでいただくということの中から始まったわけでございますが、たしか29年6月の議会だったと思うんです。このことを受けて、810万円でございますか、予算計上して、概要計画をなささいということでご議決をいただいて、総事業費20億円で5カ年の継続事業ということで議会へ提案を、30年9月の定例でございました、提案をさせていただいて、賛成多数でご議決をいただいて、そのときには5,200万円の社会資本整備事業交付金と、それからたしか1億5,600万円だったと思うんですが、歳出、用地購入費等について計上させていただいたわけでございます。

それから、30年4月に、私は選挙をやらせていただいて、選挙公約の中でも防災都市公園については取り組ませていただくということで当選をさせていただき、その後、今度は年を明けて議会の選挙がありまして、2月に選挙があって、3月の定例でこのことについてはとりあえず繰越明許を提案をさせていただいたと。それともう一つは、1億2,700万円、31年度の事業費が交付決定されましたので、それと合わせて計上させていただいて、それをあわせて修正をされたわけでございます。しかし、私といたしましては、このことについて5カ年の継続費、基本的には5カ年の継続事業ということで、行政の継続性というのを基本にお考えをいただきたい。

それともう一つは、行政でございますから、財源的に文科省の事業とかいろいろあるわけでございますが、効率の一番いい事業をやるのが我々の仕事でございますから、いろいろ検討した結果、社会資本整備事業交付金なら用地購入について3分の1、事業費については2分の1で、20億円の事業なら、ざっと概算で言いますと半分、2分の1の交付金が決定になると。それから、起債についても7割が充当される。7割のうち、幾らかが交付税算入をされるというような、効率のいい事業であるということと、もう一つは基本的には10町歩ということで、あの場所しか、少子・高齢化社会の中で公共施設コンパクトに1カ所へまとめて管理を下さいという中で、あの周辺約5町歩近くありますから、そこをあと6町歩ほど地域の皆さんにご協力いただいて、あそこでやらせていただく以外に、町内にはもうその他ほかに場所がないということの中から、それともう一つは我々行政として住民の生命、身体、財産を守るのこれはもう行政の基本でございますから、このことを考えると、今南海地震、東南海地震等につきましても、内閣府は30年以内には70%から80%の確率でこの近辺も震度6弱ぐらい発生する可能性があるというふうに発表されております。しかも、今回12月へ入って、NHKも特番を組んで、茨城県沖の地震、これも1日に震度3から4が10回程度発生をしておると、これが関東大震災につながるのではないかというような想定の中でNHKが報道をしておると、そんなこともあるわけでございますし、それからもう一つはもうご承知のとおり、この前、今年新見では時間あたり雨量が200ミリ近いというような集中豪雨が発生をいたしておまして、異常気象によるところの時間的な雨量50ミリ以上というのが、もう頻繁にあちこちで発生をいたしておるわけでございます。

そんなことを考えますと、やっぱり町民の安全・安心のまちづくりには、どうしてもこのことをやらせていただきたいということの中でご提案を申し上げて、その中で議員の皆さん方も6名の方はぜひやれということで、今回も委員会では可決しとんです。前回は本会議で修正が可決をいたしました。今まで委員会では可決をしてきたというような経緯もありまして、町民の生命、財産を守るためには、どうしてもこの事業をやらせてほしい、このことが和気町の将来を担う、しかも2040年には和気町は8,000人台になってくる。こういうことも内閣府がもう想定をされておる。このあたりで和気町の地の利のよさ、東備地域では私は中心だと思っておりますから、この中心地和気町、将来を考えたときに、交流人口を増やして経済効果を生じていく、これが和気町の生きる道だと将来へ託せる。高速道路のインターチェンジも、2カ所も和気町にあるんです。この近辺で高速道路のインターが2カ所もあるような町はありません。そんなことを考えておると、どうしても町民の皆さん方のご意向を、いろいろなええお話を実は聞いております。

議会の皆さん方の意見をもう無視したり、そんな考え方は一切持っておりませんで、そうでなしに、ひとつぜひこういう状況でございますから、気候の状況にしても、それから人口の状況にしても、それから吉井川の堤防が30年7月の集中豪雨が発生したときに、この近辺280ミリの集中豪雨が合ったんですが、このときにも大樋の一部が、吉井川の堤防、大きな穴が開いたんです。ところが、それが午前2時半ごろから3時ごろにかけて水量がどんどん減ってきたと、そのことで堤防の決壊も免れたと。また、金剛川にしても、水位が上昇しますと堤防に水を含む、異常なおいがする。今まで私たちも余り経験したことがないんですが、そんなことが実はあったんです。ですから、そういうことを考えると、吉井川の合流点、それから下については、ひとつぜひ河床を下げてください。何とかこの河床を下げてください、吉井川の右岸側の堤防、左岸側の堤防、それに金剛川のバックウォーター部分の堤防、これも吉井川の水位を下げてください、合流点の水の流れが変わってくる、それが初瀬川の堤防の保護にもつながってくる。そうすることによって、この地域が水難から守られると、こんなことを考えておりますと、どうしてもこの事業をやらせてほしいということの中で、たまたま私も体調を崩しまして、31年度の1億2,700万円の交付金、決定になっておりましたが、これは管内流用をせざるを得ないということの中で、県にも迷惑をかけてもいいけませんし、国土交通省にも迷惑をかけてもいいけませんし、国・県に対しての和気町の信用の問題でございますから、これは紳士的に管内流用をしていただいて、その代わり5、

200万円の30年度の最初の決定についてはこれは担保していただいて、1年延長してでも変更申請をかけてお認めをいただく。議会でお認めをいただくことによって、和気町の将来を考えさせていただく、これはもうご理解をいただきたいということで、私は今まで来ておるわけでございまして、吉井川の下流の吉井川の合流点、あそこは15万立米の浚渫をいたしておりますが、これがこういう状況になりましたから、私はあの益原の6町歩へ1メートル上げさせていただければ6万立米、もう1メートル上げさせていただければ12万立米が、あそこで処理ができる。

それと、区長方にぜひその浚渫の残土の処理する場所をご協力がいただきたいというお願いもいたしておりますが、そういう形の中で和気町の地域の安全・安心を守っていききたいと、こんなことを考えておるわけでございますが、たまたま今回お認めがいただけなかったということで、用地の買収に取りかかることができなかったわけでございまして、今回何とか5,200万円、繰越明許を5,200万円を補正でお認めをいただいて、1年おくれますが、変更申請をかける中で用地の取得をさせていただき、今の浚渫土を益原へ処理させてほしい、そうすることによって吉井川の流れも必ず変わってくるのはもうわかっていただけだと思うんです。ところがそれができないために、今西大寺の方まで行っているのです。西大寺の方へ行けば、もう運賃に食われてしまうんです。浚渫土がどんどん減ってくるんです。15万立米って、今予定しておるのがどんどん運賃に食われてしまう、こんな現実があるんです。取り返しがつかんことになってくる。

このことをどうか皆さんご理解をいただいて、今回もご議決を賜りますようお願いを申し上げますとともに、そういう事情でございますので、決して議회를軽視したり、無視したりしておるわけじゃございませんので、このあたりをひとつご理解を賜りますようによろしくをお願いを申し上げます。答弁にかえさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） かなりの時間を今使われたんで、もうほかの質問は余り私はできないと思ってるんですが、結局平行線をたどっているというか、私としては、今回の議会の初日にも言われたんですけど、今まだ国保の基金が5,800万円残ってるのにもかかわらず、令和3年度から値上げを検討というふうなことも言われたわけです。結局これから原案でいけば5年間かけて20億円の事業を行おうということになるわけです。今5,200万円補助金を使って1億5,000万円と言っておりますが、最終的にはそれを目指されているということだろうと思います。そうすると、今の和気町の財政が経常経費のうち95.5%を、95.4でしたかね、どっちでしたかね。えろう関係ねえけど、要するにいわゆる通常行すべき福祉とか教育とか、いろいろそういう水道だとか、そういうことにほとんど使っていて、なかなか新規のことができない財政であるということですよ。もちろん基金もちょっと40億円も今あるんかどうか、30億円以上はあるんだろうと思うんですけど、これも最終的には財政、国の交付税の一本算定ですか。ということによって、これからどんどん減っていく。それから、今回の上水とか簡水のところでも出ておりますが、これから基本的なそういう生活的なものの費用がどんどん増えていくだろうというふうなことも思っている中で、和気町の財政が非常に厳しいというふうに思っております。

もちろん防災というのは、今、田土の方でも県の事業として砂防ダムの工事をいよいよ開始をしております。11月末でしたかね、開始しとる。だから、そういう個別の防災、塩田の住宅近辺の洪水があったということで、それについても県が今後工事をしていくと、2年間にわたって。佐伯も寺山周辺の一帯災害があった、そういうことでやって、個別のそういう河川とか、そういうところの改修だとか、そういう防災対策というのはやって、それからさっき言われましたかね、いわゆる防災の住民組織ですね、それもどんどんやっていこうというふうなこともあるわけなんです。

ですから、もちろん防災そのものはやっていくべきであります。この防災都市公園というのが非常に高くつ

くといひましようか、国としてはそれをやる、それは必要なんで、どっかでやればいいですけど、和気町があえてそれだけ起債、借金までして10億円も借金までしてやっていくと、そういうふうなことがあるかというふうなことを私は危惧しているものでございます。

ですから、余り言ってももうあれなんで、財政的な面だけひとつ余裕が出てくるというふうなことをおっしゃるのかもしれませんが、簡単にちょっと財政と、それからいわゆるこれを決めるときの経緯についても非常に学校統合が行われて、石生地区の総合グラウンドですか、これが創志学園に20年間貸し付けると、その中で新たなグラウンドが要ると、そこから発端が出てきているというふうに思います。その中でこれをやろうということですが、本当に両面というか、防災という面といわゆる和気町の活性化と2つの2本柱でやろうということなんだろうと思うんですけど、財政的な面は本当にいいのか、その点だけ簡単にお答えしたいと思います。お願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 財政的な面につきましては、今まで何回もお話を申し上げておりますが、これ平成18年合併した段階では、全部の基金は21億4,000万円というような状況で実は合併したんです。ところが現在は全部でざっと40億678万9,000円、そういう状況になっております。

それで、財政的に、話が長くなるんですが、実は下水道の会計が年々繰出金が減ってきますので、これが令和元年度では10億1,300万円、令和2年度では8億8,900万円、令和3年度になりますと8億4,300万円で、だんだんと令和2年では令和元年から比べますと1億2,400万円落ちてくるんです。それから、3年度では4,600万円、令和4年度では5,400万円減額をしていくというような状況でございますから、私は令和2年度では経常経費率も90%ぐらいになってくるんだろうというふうに思っているのですが、いずれにいたしましても繰出金、県下15市12町村の中で、私の町の繰出金というのが突出して大きいんです、繰出金が。これがだんだんと今申し上げましたように下水道の繰出金が大きく減ってきますから、この分を充当していくというような考え方の中で財政的な計画を基本的には立てていっておるわけでございまして、財政的には私は健全な財政でいけるというふうな考え方でおるところでございます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 余り長くすると次の質問ができないのであれですけど、いわゆるインフラ整備の件については言われてないんですけど、その辺はどうなん。これから水道の本管をいらうとか、そういう点がまた増えてくる、それだけひとつお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） インフラ整備のことにつきましては、基本的に下水道というのは自然流下でございますから、下水道の管線というのは、ただ橋の添架とか、そういうことについては修繕が発生する可能性は十分あるんですが、管線そのものはこれは自然流下でいくんですから、半永久的にというふうな私は考え方をとんでいます。

それから、水道につきましては、その下水道の整備のときに、下水道管の上へ水道管が上がるとるわけですから、そのときに旧和気町内140キロですか、これは全て水道管は布設替えをしておるといふふうに聞いとんですが、今宮田の一部でまだ石綿管の部分があると、これは順次整備をしていこうというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） ちょっとまとめて、次へ行きます。

今の防災都市公園をやる、私は体力が本当はないと思います。水道のことを言われましたけど、私の認識とは大分違うというか、まだまだ古いというか、もう10年して30年たって水道の管もいらったり、それから下水もそういうことが非常にこれから増えてくると、とてもこれから10億円起債をするとかというふうな、あるい

は一般財源をどっと使うとかというおそれが防災都市公園はあると思います。そういう体力的にはもう本当に無理だと、私はほかの地域で防災都市公園というものはやってもらった方が本当いいというふうに思います。ぜひ方針転換をよろしくお願ひしたいなと私は思っとる。

次の質問をさせていただきます。

矢田の工業団地の問題ですね、おくれが、結局計画が、設計が県の方で最終的に認められなかったというふうな、変更しなければいけないということで、本来今年の4月から工事にできていたものが、結局また三千何百万円、お金を払っていたにもかかわらず、また余計に九百何十万円ですか、新たに設計をやり替えてやるというふうになっているわけでございます。そういうおくれの原因はどうだったのか。一般の考え方では、そういういわゆる県の設計の許可が通っていないというふうな形でお金を払ってるのはもうあり得ないと、なぜ払ったのかという、不思議だというのが本当だと思います。矢田の説明会でも、設計屋がもうかっただけじゃねえかとかというふうな何か意見があったというふうなことも聞いております。本当に不思議なので、その辺のもう一度工業団地の設計といたしまししょうか、その経緯ですね、よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 野山君。

○総務事業部長（野山晶義君） 失礼いたします。

西中議員の県との協議は完了していないのに請負代金を支払っているが、一般的な商取引では理解しがたい状況である。設計業者と業務進行は問題なかったのかについてのご質問にお答えいたします。

設計業務につきましては、岡山県等各部署の指導のもとに協議を進め、了解を得た後にそれぞれの申請書類の納品を受け、業務を完了したものと考えております。その後、県の開発担当部局との協議において、昨年7月の西日本豪雨の影響もあると思われませんが、調整池について原案では地震にそぐわないという理由により計画変更を余儀なくされたことが本事業のおくれた要因でありましたので、設計業者と業務進行については問題はなかったと考えております。

以上、西中議員の答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 先に言えばよかったかもしれませんが、設計の請負というか、それを払ったのが平成29年10月ですかね、それで最終的にこれができないというのがわかったのが3月議会じゃないかなと思うんです。その設計というか、あれも28年に予算を出して繰越明許をして、29年9月まで契約が変更になっておりますね。29年3月までだったのが29年9月まで延びて、完成するというか、完成したことにして入金をしてるんですかね。この契約書も委員会で私たちはもらったんですが、素人的に見て、私はこれ瑕疵があると。これを見てると、発注者は成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、または修補にかえ、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるということだとか、それからもしそういうふうになったら3年間は瑕疵の担保があるというふうなことを書いてあるんですね。

だから、事務の担当としてはそれは問題がなかったと言われるかもしれませんが、本当住民感情的には、ああいう草がいっぱい生えて困る、種が飛ぶ、いわゆる残土を置いているということで、本当にみずぼらしいというか、状況なんですよ。その点、瑕疵担保というか、それも含めて本当のところどうだったのか、もう一遍、何も問題ないというふうにおっしゃるんだらうと思うんですけど、その当時は町長は大森さんだったと思うんですけど、その辺のもう一遍コメントを町長の方からいただければありがたいと思いますけど。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 設計業者に瑕疵があったんではないかというお話でございますが、私が就任したのは30年4月でございますから、その以前のことでございまして、契約期間が契約書に基づいて執行したというお話は私は伺ったんですが、その後私が就任しましてから何とか開発協議を進めていくってことの中から、

いろんなお話は聞きましたが、地域事務所へも、それから備前県民局へも、県へも、再三私もお願いをしまして、何とか早急に開発許可がいただけるようにというお話をしたんです。そうしましたら、実は今までのことはこれでいけるだろうという指導のもとにやってきたんですが、県の指導もあったんですが、今までこれでいきなさいという。それで、それを提出をして協議をしていただいたんですが、県の内部で、たまたま30年7月5日から8日にかけてのこのあたりの集中豪雨があった後でございましたから、県の方もかなり建築基準的に厳しいものを持っておられまして、あそこ生地が2万5,000平米、それに8,000平米の遊水池をこしらえなさいというようなお話がございましたから、そんな非常識なことを言われたんじゃ、なかなか前へ行きませんので、私は副知事のところへも行って、そういうことになるんですかというお話をしたんです。そうしたら、副知事も県を挙げてみんなで一番いい方法を検討しようじゃないかというご回答をいただいて、それから建築指導課、河川課あたりとも協議をして、結局最終的には遊水池ももとどおり、3,000平米ぐらいな遊水池で、これではんならよろしいという指導もいただいたりする中で設計屋と和気町と県とが協議をして、今現在開発協議をしておるところでございまして、今申請をほぼしたんじゃな。

(「いや、もうちょっと、来年の3月末」の声あり)

来年の3月末には許可がおりるという見通しで今進めておるところでございまして、それ以前の問題は、これは和気町だけでなしに、設計業者だけというんじゃなしに、設計業者も県も、県の東備も、それから備前県民局もあわせて協議をしながら提出をしたんですが、それが最終的には全面的にだめだったということで、先ほど申し上げましたような結果になったわけでございます。今度は開発許可がいただけるという見通しの中で進めておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。

○議長(安東哲矢君) 10番 西中君。

○10番(西中純一君) 町民というか、特に地区の人としては、何でお金を払ったのにそれが工事ができないか、非常に不信感というか、不思議がられているところでございます。町の財源、裕福であれば別に問題ないんですけど、こういう形でお金を使ってるというふうなことが非常に納得をできていない。

もう次の質問はちょっと無理なんで本当にあれなんですけれど、その当時町長ではなかったのというふうなことはおっしゃったんですけど、大体経緯は本当知っとられるというふうな思ってるんです。だから、そういう執行体制というか、その辺を私ら契約書から見て、本当にそれでいいのかどうなのか、私はその辺が納得がいかないんでありますので、この契約書上も問題はないということですかね、まさに。瑕疵担保じゃねえけど、何か悪いことがあったら3年間はこれ損害賠償を請求することができるということを書いてあるんですよ。非常に私としては納得ができないということでございます。時間がないんであれでしょうけど。もう終わりですか、はい。

ちょっと時間がもうないということで、3番目はできないと思えます。

この工業団地というふうなものが、県の水道企業団の水道もあるとか、歩道があるとか、自転車道、いろいろ問題もあったんで、本当に最初危惧をしていたところでございました。ただ、地元のことで工業団地も推進しなければいけないということで、そういう賛成したというふうな覚えております。ぜひ今後は早くそれが工業団地ができるようお願いしたいと思います。

3番目は、もう時間がないので、ほかの議員にやってもらいたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長(安東哲矢君) これで西中純一君の一般質問を終わります。

次に、2番 太田啓補君に質問を許可します。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) 皆さん、お疲れさまです。

それでは、議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目です。防災対策についてお尋ねをしたいと思います。

防災に対しては、防災対策基本法に基づいて進められていることと思いますが、まず最初に災害が起きたことを前提にして質問をしたいと思います。

まず1点目ですけれども、2015年に水防法が一部改正をされました。そこで想定をされる最大雨量に合わせた洪水マップを公表しなければならないというふうになっていますけれども、和気町ではどのようになっているのでしょうか。改正水防法によれば、想定される最大雨量とは千年に一度レベルとされていますけれども、現在各家庭に配布されている和気町のハザードマップ、これは今年の3月に作成をしたものでございますけれども、これはその改正をされた新しい基準に合ったハザードマップかどうかと、その点についてお尋ねをしたいと思います。

更に、そのハザードマップには避難所の位置や避難経路などを盛り込むことが義務づけられているわけですが、現在のハザードマップにはそうしたものが載っているのかどうか、お示しをいただきたいと思います。

3点目、避難所についてお尋ねをしたいと思います。

10月21日に開催された議会全員協議会や、先日の防災都市公園特別委員会の中で草加町長は、避難所には第1次避難所と第2次避難所があり、洋式トイレの改修や段ボールベッドの配備、そして3日分程度の食料の備蓄など、準備を進めているという説明をされました。災害対策基本法によれば、指定避難所と指定緊急避難場所というように表現がされていますけれども、第1次避難所というのが指定の緊急避難場所、第2次の避難所が指定避難所ということだろうというふうに理解をしますが、それで間違いがないでしょうか。

あわせて、その指定避難所と指定緊急避難場所とはどのような場所なのかということをお尋ねをします。私自身はこの質問をする前段に執行部の方にレクチャーを受けさせていただきました。そして、おおむね理解はできたんですけども、改めて説明をお願いしたいと思います。本町における避難所の位置と数もお示しをいただければと思います。

あわせて4点目として、その避難所の設備についてもお聞きをしたいと思います。洋式トイレへの改修や段ボールベッドの配備や食料の備蓄とは、具体的にどここの避難所に配備をされて、トイレなどもどここの避難所が改修をされているのかということをお示しをいただきたいと思います。同時に現在の進行状況がどのようになっているのか、ご教授をお願いいたします。また、避難所の空調設備など、どのようになっているのか、そのほかにも災害時には停電なども容易に想定ができるわけですから、同僚議員の神崎議員の質問の中でも自家発電装置などについてもご説明などがありましたけれども、具体的にどこに配置がされているのかと、配置されていない避難所があればそういうところもお示しをいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼をいたします。

それでは、太田議員の防災対策についてということでご質問にお答えしたいと思います。

まず、水防法改正後のハザードマップについてでございますが、平成27年の水防法改正によりまして、太田議員おっしゃられるように、浸水想定区域について、基本となります計画規模降雨から想定し得る最大規模の降雨による想定最大規模降雨を用いるということに変更になりました。町内の河川では、平成29年4月に吉井川と金剛川の国土交通省の管理区間において想定最大規模降雨の浸水想定区域が公表されておりますが、それ以外の上流部の岡山県管理区間につきましては、現在県の方で想定最大規模降雨による浸水想定区域の策定について作業を行っておりまして、令和2年度末に公表される予定であります。

現在の本町のハザードマップは、平成27年3月に作成したもので、計画規模降雨を使用した浸水想定区域というふうになってございます。昨年度、本荘小学校区と旧山田小学校区において土砂災害の特別警戒区域が指定されたことによりまして修正を行いまして、今年度も佐伯小学校区において同様に修正を行うこととしておりま

す。県内のほかの市町村においても、現在国のいいます想定最大規模降雨によるハザードマップを作成している市町村はございません。中国地方でも14の市町村の作成にとどまっております。本町といたしましては、今後国、県のご指導をいただきながら、想定最大規模降雨による浸水想定区域をハザードマップに反映させる必要があると感じておりますが、吉井川、金剛川の全流域でこの浸水想定区域が公表される令和3年度以降になるんじゃないかというふうに考えております。近年発生しております異常気象によるところの集中豪雨により、このハザードマップというのは非常に注目をされていることから、今後どこでも閲覧可能な紙だけではなくて、例えばウェブ版のハザードマップの導入なども検討していきたいというふうに考えております。

それから、避難所の場所と設備についてでございますが、避難所には太田議員おっしゃられたように、災害対策基本法に定めます地域住民等が当面の危険を回避し、緊急避難する施設で、自主防災組織等が自主的な判断のもとに開設をしていただく指定緊急避難場所と、指定した地域住民等の災害の危険性がなくなるまで滞在をしていただき、または帰宅困難となった方を滞在させる、町が開設いたします指定避難場所がございます。本町では、現在指定緊急避難場所といたしまして町内99の施設、それから指定避難場所といたしまして17の施設を指定しております。特に町が開設いたします指定避難所につきましては、現在土砂災害と浸水被害の危険性により開設する指定避難所9施設で運用しております。指定避難所まで距離があったり、それから避難経路が危険であったり、寸断される可能性のある地域への指定避難所の追加につきましては、このたび区長会で該当する地域の区長様に現在ご相談をさせていただいている段階でございます。また、避難所の設備、指定避難所につきましても充実に取り組んでおりまして、トイレの洋式化、それから停電対策としての発電機、投光器、それから情報を入手するためのテレビの配置、これは今年度全て完了しております。更に防災行政無線の感度の低い地域がございましたが、これもIP無線への切り替えを行いまして、災害対策本部との情報伝達、情報共有についても改善をいたしております。

今後も大規模災害で避難所生活が長期化するなどを想定したパーティションや、組み立て式の簡易トイレ、それから食料備蓄の購入など、計画的に整備をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ご答弁をいただきましたけども、再質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、結局現在のハザードマップは旧の基準でつくったものだということで、これから令和でいうと3年以降に公表したものを基に、国土交通省や岡山県が公表したものを基に和気町としてまた作成をしていくということで理解をしました。なかなか和気町の執行部の方できちっとつくるのは大変だろうというふうに思います。県や国土交通省のを参考にしながら作成されるだろうというふうに思いますけれども、なるべく早いうちに新しいものをつくっていただければというふうに、その点については考えています。

あと、ハザードマップに組み込むのを1枚の今ある新聞紙ぐらいの大きさですかね、あれだけでは全て網羅をして書き込むことが非常に困難であろうというふうに思います。できれば指定避難所や緊急の避難場所なども記載をしたり、避難経路の記載なども重要ではないかなと思います。避難経路における危険箇所の記載ですね、斜面崩壊だとか、それから地すべりがあるところだとかというのも、指定の避難所まで行くまでの間のそういう危険箇所も載せることも重要であろうというふうに思いますし、避難に介助が必要な人のそういう記載なども必要ではないかなと。同時に日本語のなかなか困難な外国人の方もおられるでしょうから、そういうところも含めてマップをつくっていくということが重要で、現在先ほど言われましたように、区長にお願いをして、各地域のそういうマップもこれから多分つくっていかれるんだろうと思います。各区任せではなくして、やっぱり町の執行部の方もそのマップの作成の中に入って、一緒にできるような体制を整えて、いいようなマップがつくられればいいんじゃないかというふうに思いますので、その点についていかがお考えですか。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

太田議員おっしゃられるように、今年度新しい事業といたしまして、各地域で今のハザードマップでは表現し切れない危険箇所とか、そういったことを各地域で点検していただいて、我が町の我が村のハザードマップを作成するという事業を展開しております。

昨年度が日室台で行いまして、それからその前が稲坪区で行ってます。これを全町に広められたらということで、避難経路でありますとか、今わからない危険を、地元の方だけしかわからない危険を把握していただく作業をしています。これを次回の新しいハザードマップの方につけ加えていこうかなというふうに考えていますが、これ多分今の1枚の紙ではおさまらんとっているんです。ハザードマップの形式も変えて、きめ細かい、どなたが見てもおわかりいただけるような、そういったハザードマップづくりを考えていきたいというふうに思います。

それから、外国人の方もたくさん住んでいらっしゃいますので、その方々にも意味が通じるといいますか、そういったことで考えていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ハザードマップについてはわかりました。

あと避難所についてですけど、再質問をよろしく願いいたします。

17カ所の指定避難所があって、現在は大体9施設で運用されてるというふうに今お聞きをしましたけれども、その現在運用している9施設全てに、今年度いわゆる投光器だとか発電機が配備された。トイレも改修されたというふうに理解していいのでしょうか、その辺についてお答えをお願いしたいのと、先ほど言われた非常用の電源というふうなことも同僚議員のときに危機管理室長がお答えされたと思うんですが、非常用電源というのはどのようなものなのかというのもちよっと教えていただきたいとします。

やっぱり非常に電気というのは人間が生活するのに必要なもので、人工呼吸器をつけられとる方が日常生活の中、おられるのかどうかと、病院以外のとこで、そんなんわからないんですが、そういう人にとってみれば停電をすると、これ生死にかかわる問題でありますから、いわゆる福祉的な避難所、福祉避難所みたいなものもひとつ整備をするということもご提案をさせていただきたいというふうに思いますので、今さっき言われた9施設でどのようになっているのかということと、9施設がどこどこなのかということもわかるような資料がございましたら、またよろしく願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 町内9つの施設ですが、これまた一覧でお渡ししたいと思います。

備蓄品ですとか、非常用電源とか、情報伝達手段、これは9つの施設全て今年度も配備済みでございます。今度は避難者の方に快適にというか、長期間になりましても滞在していただけるようなパーティションとか組み立て式トイレ、これを来年度以降整備していく予定でございます。

それから、非常用電源についてですが、これは一番今考えておりますのが災害対策本部を設置するところ、これ本庁舎になるんですけど、そこの非常用電源、今年度の台風19号で関東の方でも被害がありましたが、最低72時間電気が来なくても非常用の電気を賄う、そういった設備を来年度以降考えていこうというふうに思います。

それから、福祉避難所につきましては、これは神崎議員のご質問でもお答えをいたしました、今3つの施設と協定を結んでおりますが、今後は特に障害者の方の受け入れていただける福祉避難所、これの充実に向けて、町内の事業者様と協定を結びたいというふうに思っております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、2点目について質問をさせていただきます。

防災の関係になりますけれども、災害に強いまちづくりをどのようにつくっていくのかという点に視点を置きたいというふうに思います。

これまでハザードマップの作成や避難所の整備に関してお尋ねをしましたが、それらを災害を未然に防ぐという点でお尋ねをしたいと思いますが、まず和気町内の河川における氾濫危険水位の見直しについてですけれども、洪水にかかわる避難勧告等の発令判断の目安について、越水だとか、浸透だとか、侵食によるものに分けて設定をされているんだろうというふうに思いますけれども、越水に関しては避難判断水位、いわゆる警戒レベル4になるんですかね、ちょっとそこらはわかりませんが、避難判断水位を避難勧告等の発令時期に設定するなど、氾濫危険水位に達成するまでにはきちっと避難が完了できるようにしなければならないというふうになっていますけれども、避難するまでの時間、いわゆるリードタイムとされる時間を確実に確保することが肝要ではないかなというふうに今考えるわけです。

そこで、避難判断水位を各河川でどのように設定をしているのか、恐らく一級河川については国土交通省や岡山県がいろいろ考えているんですけども、どのように設定をしているのか、その根拠も含めお示ししたいというふうに思います。

2点目が、指揮命令系統ですけれども、誰が水位を確認をして、誰が避難勧告等を発令をするのかということをご教授お願いします。

それから、漏水や侵食が発見をされたときには、水位に関係なく避難勧告等を発令するなど、必要な措置と対応をしなければならないというふうに思いますけれども、その漏水だとか侵食がされている堤防などの監視体制や監視計画はどのようになっているのかということをお教えいただきたいとします。

2点目が、災害を未然に防ぐためについてですけれども、近年の洪水浸水被害は、堤防を越えた水が堤内側を侵食をして堤防が決壊をするという事例が多く見受けられるわけですので、それを防ぐためにフロンティア堤防という工法が整備、推進を進められたわけですね。これ1990年代以降に国土交通省が発表をしていましたが、数件の工事実績を残しただけで、現在はその工法は使用されていないということのようですけれども、フロンティア堤防についてご存じでしたら、なぜその工法が使われなくなったのかというようなことも含めて教えてくださいたいと思います。直接和気町本町が管理をするといいますか、整備をする、そういう一級河川、堤防、和気町では吉井川、金剛川、初瀬川という河川がございますけれども、本町の事業にはなかなかないだろうというふうに思いますけれども、そういう災害に強い工法を取り入れることは重要な視点であるというふうに思いますので、ご答弁の方もよろしくお願ひしたいとします。

3点目、内水の氾濫も水害の特徴です。排水機場も整備されつつありますし、水位の上昇を感知して自動運転可能なポンプ設備の整備も進んでいるというふうにお聞きをしていますけれども、そうした停電にも強い排水機場をきちっと整備をしてほしいというふうに思いますので、その点についてもよろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

それでは、太田議員の防災強化についてということで、私の方から災害に強いまちづくりのうち、洪水災害から安全に避難するための避難勧告等の時期と、それから指揮命令系統についてご答弁をさせていただきます。

水害、それから土砂災害にかかわる避難情報につきましては、今年から運用開始となりました5段階レベル、5段階の警戒レベルに応じて町民の皆さんにわかりやすく発令することとしております。警戒レベル3というのが避難準備・高齢者等避難開始という情報でありまして、高齢者、障害をお持ちの方、避難に時間がかかる方に対して発令をするものでありまして、吉井川や金剛川の洪水警戒レベル、それから県や気象台が発表いたします

土砂災害の危険度分布により、町長が発令することとなっております。避難行動に時間がかかる方への発令でございますので、夜間に発令することがないよう、発令のタイミングについても留意しております。

それから、上の段階、警戒レベル4、避難勧告、避難指示についてでございますが、避難準備情報と同様に河川の水位、それから土砂災害の危険度分布により、町長が同じく発令をいたします。また、県の指定する基本水位の観測地点であります赤磐市周囲の地点におきまして、氾濫危険水位に達した場合、国土交通省の岡山河川事務所長から町長宛てにホットラインで連絡が来ることになってございます。警戒レベル判断につきましては、町で判断することになっておりまして、基準値の水位、それから土砂災害の警戒情報、短時間の大雨情報、それから苫田ダムの放流情報、河川流域上流での雨量、それから近隣の市町村の状況、現場の情報、これらを総合的に判断をして発令をいたしております。警戒レベル、避難所情報につきましては、町長を本部長といたします災害対策本部において判断をすることになっております。

それから、この発令ですが、原則旧の小学校区ごとに発令することとしておりまして、町といたしましては告知放送、それからエリアメール等により住民への情報伝達にも注意をし、わかりやすい表現での伝達を心がけてまいります。また、安全に避難していただけますように、降雨の状況とか発令の時間帯にも配慮をいたしまして発令をするようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 失礼いたします。

それでは、太田議員の堤防の漏水、侵食被害の監視計画、体制についてのご質問にお答えいたします。

町内に流れるほとんどの河川については、国土交通省直轄河川、または岡山県の管理河川になります。まず、国の直轄河川につきましては、平常時は週2回のパトロールを行い、出水期には業者委託により2班体制での点検パトロールを行っております。岡山県につきましては、非出水期である11月から2月ごろに堤防等河川管理施設及び河道の点検要綱に基づき職員等による堤防等の点検を実施し、月に一、二回程度、岡山県河川巡視要領に基づき職員による河川巡視を行っておりますが、出水期につきましては町消防団、または町職員からの異常通報により河川管理者として対応を行っております。

最後に、町河川管理につきましては、不定期ではございますが、職員が現場へ出向いたときに目視により点検を行っており、出水期前、出水期につきましては、区長等の地元からの異常通報により河川管理者として対応を行っております。

続きまして、越水による堤防崩壊を起こさせないためにフロンティア堤防についてのご質問にお答えいたします。

フロンティア堤防とは、川裏側の法面を遮水シートと連結ブロック等で保護して越水による洗掘を防ぐ工法であります。フロンティア堤防の県内の状況であります。国、県に確認したところ、岡山県内の施工実績及び今後の計画はないとの回答でありました。なぜなくなったかの理由も問い合わせをしましたが、なぜなくなったかの回答は得られておりません。

現在の対策について説明いたします。

まず、国の直轄河川については、吉井川水系河川整備計画に基づき、堤防整備を順次進めているところでございます。整備内容といたしましては、堤防のかさ上げや堤防の補強、浸水対策が主になります。しかし、昨年西日本豪雨災害や全国で多発している河川災害の状況から、国土強靱化に基づき、河床掘削及び伐採等により流量の確保を図り、越水を未然に防ぐ対策を行っております。県河川につきましても同様に、河床掘削等を順次実施しております。また、本町では未実施であります。赤磐市内では越水対策として未舗装の堤防天端を舗装することで越水時の堤防崩壊を防ぐ、いわゆる危機管理型堤防の整備を行ったと聞いております。

なお、町河川につきましては、地元要望に基づき対応を行っているところでございます。しかしながら、財政上の問題もあり、改修が進んでいないのが現状であります。地元要望や地域の意見を十分に聞きながら、現時点では限られた予算内で緊急性の高い場所から有利な財源措置を国、県に対して要望するとともに、事業を取り組むように検討しておりますので、ご理解をお願いします。

また、排水機場の非常電源のことですが、町内の主な排水機場には非常電源、自家発は備えております。ただ、田原排水機場が未整備でありますので、国、県と財政措置をお願いしながら、今後進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 先ほど答弁いただきましたので、大体理解をさせていただきました。また、未整備のところについては、今後もまた整備をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、3点目の質問をさせていただきたいと思っております。

ボートピア建設についてでございます。

町長は今定例会において、冒頭の諸般の報告の中でボートピア建設については12月19日に倉敷市と協定を締結するという事を明らかにされました。それは条件が整ったので6カ月間熟慮し、ボートピア建設を認めたということのようでありますけれども、ボートピアが本町に建設されることでのメリットとデメリットを想定をされて熟慮をされたというふうに思います。そのメリットとデメリットについてご教授をいただければと思います。

それから、3月の定例会で私が質問させていただいたときには、まだ全然説明を受けてなかったということでございましたので、今後協定を結ぶとなればいろいろ説明は受けられているんだろうというふうに思います。ボートピアの敷地面積や建物規模、大きさですね、含め想定集客人数や売上額など、協定を結ぶに当たり説明を受けておられると思いますので、その点についてもお聞かせをいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

（2番 太田啓補君「いや、町長に聞いたんです」の声あり）

先に。先やっつて。

○総務部長（立石浩一君） 現況説明をさせてもらおうと思っております。よろしいですか。

（2番 太田啓補君「時間がないんで」の声あり）

はい。

それでは、失礼いたします。

太田議員のボートピア建設の状況についてのご回答をさせていただきたいと思っております。

まず、本区の場外舟券売りの建設状況についてでございますが、ご存じのとおり、場外舟券売りの設置につきましては、地元同意、議会が反対をしていないこと、町長の同意、この3つが要件となっております。地元同意につきましては、本年2月に本区の臨時総会において議決をされ、議会が反対をしていないことにつきましては本年6月に本区から請願が出され、議決をされておるところでございます。町長同意につきましては、今月19日に予定しております、和気町と倉敷市との行政協定を締結をもって町長の同意とすることといたしております。このことによりまして、3つの要件が全て満たされるということでございます。

今後施設整備が進んでまいるかと思っております。施設概要等についてでございますが、倉敷市から聞いております今後の予定については、協定締結後、施設設置に係る警察協議を行った上、国土交通大臣への施設設置の許可申請を行いまして、許可を得た後、着工にかかる予定で、令和2年度中のオープンを目指しているとのことござい

います。

施設の計画の概要でございますが、設置会社は福山市に本社のあります株式会社フューチャー、設置の場所については設置面積が5,440平米、鉄骨づくりの2階建てで、販売の窓口は13窓でございます。営業日数につきましては年間360日以上ということで、売り上げ1日平均433万円を見込んでいるとのことでございます。

以上、現状についての答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、町長、メリットとデメリット、どのように熟慮されたのかということをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） ポートピア舟券売りの誘致でございますが、地元の方に申し出がありまして、地元の方では賛成多数ということで誘致をお決めになられました。その事情については、地元区長からご報告を受け、その後、議会の方へは請願という形で提出をされまして、8対3で賛成多数でご議決をなさっておられたわけでございます。その後、私は6カ月間、熟慮に熟慮を重ねたんですが、結果的にはメリットとして地元雇用30というお話もお聞きいたしておりますし、それから先ほど申し上げましたように、部長が申し上げましたように、環境整備協力資金、協力金等についても交付されるということもあります。

それと、和気駅の乗降客が、先ほども申し上げましたように、2,600台になっておりまして、これがシャトルバスを、8時半から晩9時半までの営業とお聞きいたしておりますが、シャトルバスを1時間に1本は出させていただく、和気駅、会場、シャトルバスを利用するよという定義もしていただいて、交通停滞を招かないよというということについてもご理解をいただいております。これが和気駅の乗降客の増加にもつながってくる。それと、環境整備、それに地域の皆さん方のご了解、このあたりにつきましても十分連携をとってこうというお話でございます。このあたりが和気町にとっての一つのメリットだというふうに思っております。

デメリットにつきましてもということですが、いろんなお話をお聞きいたしますが、私も6カ月間、特に石生4区の皆さん方の、それぞれ全員じゃございませんが、お聞きできる立場の方々にはこのお話で意向、お考え方等についての見解をお聞きをいたしておりますが、昔と違って今は場外舟券売り場も100円券ということで、私は利用したことはないんですが、インターネットでもどこでも買えるんだというような事情があるというふうにもお聞きをいたしたわけでございますが、いずれにいたしましても、あそこへ環太平洋大学の野球部を誘致をいたしましたから、その距離的にも許可権限内に入ってくるということがありますが、ただ許可権限内だけで、それはいいということじゃなしに、あるいはあることで環太平洋大学の野球部の学生へ対する影響っていうのがひとつ心配をされるなというあたり、このあたりが一つのデメリットかなと思いつつながら、今の社会情勢そのものを考えたときには、まあ許される範囲かなと思いつつながら6カ月間考えさせていただいて、その結論を出させていただいたという状況でございます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 私は、ポートピアの建設については反対の立場でございます。

先ほどご説明はいただきましたけれども、やはり大学生だけでなく、周りに対するいろいろな影響が出てくるのではないかと、それから交通アセスメントもされていないようでありまして、交通渋滞のことも懸念される場所ですけども、そういうことでポートピアの建設については反対をさせていただきたいと思っております。

最後になりましたけども、防犯電話普及推進についてですけども、これは一度私が議員になったなりたてのところ、このお話を伺いまして新田危機管理室長とも話をさせていただいて、今後備前市とも調整をしながら進める

ということのようでしたので、今後早い段階に防犯電話を買った人に金銭的な補助をするのか、町が購入をして、それを貸し出すのかということも含めて、早いうちにも検討をいただいて、岡山県の中でももうそういうことをしてる自治体があるということが新聞でも報道されていますし、和気町においてもしていただきたいというふうに思います。最後、時間がなくなったので、答弁はもう結構です。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで太田啓補君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番 山本 稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 議長の許可を得ましたので、私からは2つ質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目といたしまして、健康いきいきポイント、これは岡山市の方でこういう題目でポイント制があったということで、ちょっと使わせていただいております。こういういきいきポイント導入はしないかということでお聞きしたいと思います。

前に同僚議員の質問で、現在ポイント制は考えてないという答弁だったとっておりますが、今和気町は医療費が県内トップということになっております。医療費が高くなるということは、保険料も当然高くなると予想されます。医療費を少なくして、保険料も高くないようにする方策を考えなければいけないとっておりますので、この前私、厚生産業常任委員会で研修に行っていました。田原本町というところで、私らが研修した内容とは違うんです。私ちょっと道の駅の方でこういうのを見つけまして、これ健康ポイント事業、田原本町健康ポイント事業ということでやっておられます。この内容を見ると、ポイントカードを受け取って、役場等にきていただいて1日1ポイントとか、500ポイントたまると500円券と交換と、上限は設けられているようですが、そういうふうなことで、65歳以上を対象として、ひきこもりですかね、家の中でずっと過ごしている方を少しでも家の外に出して、運動するというようなことを推奨してこういうふうなことをしているんだと思いますが、私もこういうふうなことをどんどんして行って、和気町の体育館であるとか、それから老人クラブであるとか、そういうところにどんどん参加して、運動したり、それからおしゃべりをしたり、自分の楽しいことを見つけて長生きできるような、病気をしないような、そういうふうなことを考えてやっていく必要があるんじゃないかと思ひまして、こういうことを質問させていただいております。

現在介護の方でポイント制が少しあるようなんですが、どういうことなのか、それからポイント制を導入するに当たって、条件、財政的なこととかいろいろあると思いますが、そういうことがあるようでしたら、それをお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、山本議員からの質問について回答をさせていただきます。

まず1点目のご質問ですが、これは6月議会の神崎議員からの一般質問に対する回答についてだと思いますが、これは日々の歩数や健康教室への参加、健康診査などへの受診状況によりポイントを付与し、たまったポイントに応じて商品券などと交換できる制度についてでございます。個々の健康管理には、ポイント制度による動機づけも必要だと思いますが、その前に自発的に健康な生活習慣を实践するという考えのもと、自主的に健康意識を持っていただきたいと考えています。そのためにはまず特定健診やがん検診を初めとする各種健診の推進、

また健康教室や各種運動行事の企画立案、医療費の実情などの情報提供が必要だと考えております。まだまだ周知不足の点があると認識していますので、今後広報紙などを活用してPRをしていきたいと考えております。そうした中で、最終的に残る健康無関心層の掘り起こしとして、ポイント制度の活用があると思います。

次に2点目、今のポイント制度でございますが、現在の状況を申しますと、健康活動に伴うポイント制度はございません。

そして3点目、導入するための条件でございますが、6月議会のときにご説明しました岡山市が実施していた健幸ポイントプロジェクトは、平成29年度、30年度の2カ年のみの実証試験でございます。現在はそれに関する補助はございませんが、現在も岡山市単独では続いているようでございます。したがって、ポイント制度を創設するのであれば単町事業となりますが、国民健康保険、後期高齢者医療などの交付金を活用することができると考えております。備前市では、健康ポイント事業Bポイントといったポイント制度を実施していますし、赤磐市も令和3年度から健康ポイント事業を実施する予定であると聞いています。両市の状況を勘案しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 答弁ありがとうございます。

前向きに検討されていると私は思っておりますが、なるだけ早目にやっていただきたいなと思っております。老人クラブの方も会員不足とかいろいろありまして、こういう制度ができれば老人クラブの方にもやってくる人が少しでも多くなるのではないかと思いますし、それから運動することを奨励して健康増進につなげればと思っております。和気の体育館の方でも和気クラブもありますし、いろんな設備が整っておりますので、和気の体育館でなしに佐伯のサエスタにもございますし、そういうところを少しでも多くの人が活用していただいて、健康な生活ができるようにしていただきたいと思っております。

ですから、さっきの話ですが、そういうふうなスポーツ施設に行くとポイントが2倍とかというふうになるとか、そういうふうなことをして、なるだけそういうふうな施設の方に足を向けていただくような方策をとって、これお金がかかることですが、それ以上に得になるような、健康増進をすれば和気町にとってメリットが大変あると思いますので、ぜひこういうふうなことを考えて早急にしていただきたいと思っておりますが、そこら辺はいかがなものでしょうか、よろしく願います。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 先ほど議員からお話がありましたように、国民健康保険の加入者の医療費が岡山県下1位という問題がございます。そうした問題に取り組むためにも健康増進というのは重要であるというふうには認識しておりますので、健康事業、それから一般の町民の方の健康に対する動機づけとして今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安東哲矢君） ここで暫時休憩といたします。

午後1時10分 休憩

午後1時11分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと資金面のことでお聞きしたいんですが、これをもし実施するとなるとどのくらいの規模でやればいいのか、私は結構な金額がかかるんで、1ポイントが少ないような格好でたくさん出ていったら少しでもお金になるというようなことで考えて、なるだけ低い、安い財政で何とかならないかと思っております。こう

いう考えでは、皆さんお金がたくさんもらえた方がやっぱりポイントをしっかり稼いでいきたいという願いがあると思いますので、上限をどのくらいなら和気町単位でできるのか、そこら辺のことを少しお答えしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

備前市の健康ポイント、いわゆるBポイントでございますが、そちらで申しますと商品の合計額は約60万円、予算額60万円というふうに聞いております。和気町におきましても、もし実施するのであればある程度健康活動に対するインセンティブ、動機づけになるようなものを用意する必要があると思いますので、備前市と同等程度のものは用意する必要があるのではないかとこのように考えております。

なお、財源につきましては、基本的には先ほど申しましたように単町事業になりますが、国民健康保険、後期高齢者医療等の中におきましては健康事業に対する補助事業もございますので、そちらの財源を活用して実施するのであれば活用したいというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

さっきも言いましたように、なるだけ早い導入を目指して頑張っていたきたいと思います。私どももいろいろと協力して、できるだけできるようにしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問でございます。

2点目ですが、今皆さんも見ておわかりのように、吉井川、きれいに木を切って、浚渫をする準備が整っております。この和気橋の上、今公園がありますが、公園、グラウンド、その上にまた公園ができるという話を聞いております。もしその公園ができるのであれば、管理の方はまた町の方に委託されてくるんだろうと思っております。今いろんなところで草刈り等、シルバー人材センター、それからほかの団体等、若くない人たちがしっかり汗をかいて頑張っておられます。それを少しでも軽減したいと思ひまして、佐伯に乗用の草刈り機が2台ほどあります。1台の方はもう古くて余りよくないそうです。1台の方は土手の草刈りとか、吉井川の河川敷の草刈りに使われております。そういう草刈り機を導入して、少しでも作業性を楽にしていきたいと思ひまして、今回どんなものですかということでお伺いしております。

グラウンドゴルフの方は、グラウンドゴルフを楽しんでおられる方が整備をされておるんですが、やっぱり草刈り機でやると大変しんどいということで、芝刈り機の方も少し欲しいなというような意見も聞いております。今後その草刈り機も、公共のことであれば貸し出しをするようになっておりますが、個人的にしたいというところであれば、金額をいただいて貸し出しをするようなことも考えて、効率のよい運用を考えていければ、かなり高額な機械でございますので、これからも何とかいい方に行くんじゃないかと思ひますので、ここら辺について少しお考えをお聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 失礼いたします。

山本議員の河川公園ができるようだが管理はどこがするのかのご質問にお答えいたします。

現在吉井川河川公園の整備を国土交通省が行っておりますが、これはかわまちづくりの整備事業として平成28年度に整備地域周辺の住民代表や各種団体、行政等で組織したかわまちづくり協議会を組織し、整備内容を検討し、平成30年3月に国の登録を受け、事業整備が決定したものでございます。整備内容は、親水海岸、遊歩道、多目的広場、高水敷の整正等を整備するものでございます。今年度から3カ年で実施、完成後は町民のレクリエーション、憩いの場、環境学習の場として位置づけるとともに、岡山和気ヤクルト工場見学等のツアーの休憩場所等に利用することとなり、住民や観光客と吉井川を結びつける効果を期待しているところでございます。

今年度は親水階段2カ所とグラウンドゴルフ場の上流の支障木伐採が予定されており、令和2年度で上流側の低水護岸、令和3年度で上流側の高水敷と管理用道路の簡易舗装が予定されております。

この事業は、国土交通省と和気町がそれぞれ整備について役割を分担し、事業を進めているものでございます。議員のご質問の整備後の管理についてであります。親水護岸、堤防法面、河川管理用道路については国土交通省が整備を行い、国土交通省が草刈り等の管理を行います。高水敷の整正の整備については国土交通省が行いますが、整備された後は多目的広場として和気町が管理することとなります。このように整備後はそれぞれの役割分担によって管理することとなっております。

次に、議員お尋ねの町が管理する場合は乗用草刈り機の整備ができないかについてであります。国土交通省では吉井川管内で3台の自走式大型草刈り機を所有しており、河川堤防の草刈り等の管理を行っております。和気町では現在3台の大型乗用草刈り機を所有しておりますが、そのうち2台は地元等に貸し出しを行っており、使用頻度が高く、追加購入は検討する必要があるかとは思いますが、購入する際に今のところ国及び県の補助制度がありませんので、購入に多額の費用がかかることから、町財政部局と協議を行い、購入については慎重に判断したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、山本議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

それでは、あそこができるとなると、今土手の草刈り等は国土交通省がやっておりますが、公園のところ辺も国土交通省がやってくれるということでしょうか。親水のところはほとんど今までも余り草を刈ってるような感じは見受けられなかったんですが、そこら辺をちょっともう一回よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） それでは、失礼いたします。

今回整備したところに関しましては、川側の法面とかはもう国土交通省がしますので、町が管理するべきところは平地の平面のところだけになります。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） わかりました。

それじゃあもう一つ、グラウンドゴルフ場の方の草刈り機、これを何とかならんかということをお聞きしたいと、それから財源の確保ができないということで、新しい草刈り機はちょっと難しいんだということであろうと思いますが、今3台あって2台貸し出しをしているということですが、佐伯の方は土手の草刈りは国土交通省がしないので、地元の地区の人がそれを使ってやりよんですが、ほかのところはもう河川の方は全部国土交通省がやられて、余り関係ないのかもわかりませんが、荒廃した荒地等がありますので、そこら辺を刈るのに地区の人がどうしてもやっぱり話し合いできれいにしたいんだというようなことであれば、そこを使ってやればいいんじゃないかと思うんですが、個人的にそういうふうな大きいのを買うわけにもいかないし、貸してくださいというようなことがあれば借りられるのかどうか、そこら辺をちょっと2点ほどよろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 則枝君。

○社会教育課長（則枝日出樹君） 現在の河川公園のグラウンドゴルフ場につきましては、手押しの芝刈り機が老朽化しておりますが3台ございまして、それを主体としてグラウンド協会が年間管理をしてる状況でございますので、今後の管理については、先ほど都市建設課長が申したようなことでございますので、そのあたりの管理については今後町と教育委員会と協議してまいりたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 山本議員のご質問の中でかわまちづくり事業で、今実はグラウンドゴルフ場から上、上

流300メートル、国土交通省が2億円かけて3カ年で整備をしようということになっております。それで、とりあえず一つにはヤクルトへ年間4万人ぐらいな工場見学が来られますので、このバスの駐車場等にも使っただけのような考え方を持つべきだろうなということの中から、あそこへバスがおりれるようにしたいということで、そのバスがおりれる部分については国土交通省の方で簡易舗装をしていただけると。それから、バスが回転する場所と駐車する場所、これも国土交通省の方で舗装していただくという約束になっております。

降水期については町が管理をしていこうということですが、そこも何とか芝を張ってもらえんかなというお話をするのですが、降水期については地元でやっていただかんといけんということが大原則で、和気町ではなしによその市町もそれぞれの自治体でやっておるようございまして、今社会教育課長が申しあげましたように、グラウンドゴルフ場とか、それからリバーサイドの下、あのあたりは体育館の方で管理を今お願いをしてやっておるところでございまして、今度上流側につきましては真砂のまま管理をしていこうということ今思っておるところなんです、管理面においてその河川だけでなしに、高齢化しておりますから町が管理をしている部分、県管理の河川、分かれてくるんですが、町でそれぞれ地元で堤防の法面も管理をしているところがあるんです。

そういうところとか、それから佐伯の山の上へ上がりますと、なかなかもう人手不足で周辺の草刈りができないというような状況もありますから、今後そのあたりの対応をするのに今委託料で行っておりますが、この委託料の見直しもする中で、草刈り機の整備もできないものかなということの内輪で協議をいたしております、今現在ラジコン仕様で国土交通省が持つておる大型の機械はどうも数百万円じゃないようなふうでございまして、ところが300万円ぐらい出すとラジコンでキャタピラになった草刈りが今できておるようございまして、そんなものを今検討しておりますから、またご協議をいただく場が持てると思っておりますので、それまでちょっとお待ちをいただきたいなと思っております。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

これから草刈り機についても導入を検討するということでありまして、私はもうしっかりとこれを進めたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（安東哲矢君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

次に、9番 山本泰正君に質問を許可します。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 議長の許可を得ましたので、私は和気町財政の行方についてと、議会对応と各種団体への対応等について通告をいたしておりますが、議会对応と各種団体への対応についてをまず質問させていただきたいと思います。ご了承ください。

まず、平成30年度当初予算で総務費の職員研修委託料75万円が計上されておりましたが、この中からドローン講習料に100万円以上支出したということが後でわかりました。また、31年度予算では備品購入欄にはなかった町長車の購入、リースで月額6万5,000円程度と聞いておりますが、この町長車購入につきましては、私は全くわからない時期に、ある町民から、おい、でええ町長車を買うたんじゃな、そねえな余裕があるんならデマンドタクシーを買って、週に一度でも交通弱者対策を考えれんのかと言われました。私は町長車など買うようにはなっとらん、前町長がプリウスを買って、まだ間がない、まだ新しいと回答してしまいました。ところが実際はリースで、議会へは説明もなく購入しております。ましてや7年間のリース契約ということになれば、以後6年間、債務が発生するわけでございます。これらを新規事業として議会へ細部説明をしなかった理由、これをお尋ねいたします。このようなことが出てきますと、執行部と議会との信頼関係がなくなってしまう

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、区長会での町長の発言でございます。

防災都市公園関連で、区長の反対している議員は何を反対しているのか、説明してほしいとの区長会での質問に対して、町長はいろいろ言っておられますが、まず4項目についてお尋ねしたいと思ひます。

30年9月の議会でございますが、これは町長の言っている言葉なんです。この事業は811万円の概算事業費をその前、2月の月にご議決をいただいて、全体の事業費、総事業費が20億円、社会資本整備事業交付金が10町歩という縛りがございましてのことですが、あと省略しますが、この811万円というのは球場と総合グラウンドの調査委託料でございます。防災都市公園関連の事業費ではございません。

次に、南海地震、東南海地震も30年以内には70%から80%の確率で震度6くらいが発生するだろうということを内閣府が公表しているんです。これを考えたときに、ハウスメーカーの家はもつかもわかりませんが、もう瓦を上げた日本建築はもちませんよとの、これも町長の発言でございます。和気町の防災計画及び岡山県の被害想定では、和気町の震度は5強、実際は5.2でございます。そして、揺れによる建物被害は、全壊は1棟、液状化による建物被害、全壊5棟でございます。こんな情報が流れれば、移住者の和気町を選んだ理由、災害が少ない町和気町ということが第一位となっているようです。このようなことでいいのでしょうか。

次に、反対の議員の意見といいますのは、実はあそこは5メートルから10メートルの浸水地域だ、防災マップはもう真っ赤だと、いかにも反対議員が言っているようですが、私の知る限り、防災都市公園事業に反対している議員の中には、2メートルから5メートルの浸水地域で青塗りであり、全戸配布した和気町の防災ハザードマップの浸水地域の防災施設の設置は問題だとのことで反対をいたしております。反対する以上、そこらあたりの勉強は十分していると思ひます。

次に、野球場は要らない、野球場をやったって誰も使う者はいない、こういうふうに言われる議員もおられるんです。ところが一人になったら、野球場はもう本格的な野球場ならみんな来てくれるぞと、中途半端なことをやってもいけないぞと、反対している議員は議場の外ではこういうふうにおっしゃっておられます。その議員にそんなけんかを売ったりするつもりはありませんとのことであります。この件については、野球人口、野球をする人が減少していること、そして学校跡地問題で総合グラウンドを創志学園へ貸与したものの、創志学園の理解を得て、和気町の大会にも使用可能なこと、また佐伯グラウンドも整備し活用しており、現在の和気町に緊急を要する問題ではないとの考え、そして高校野球や社会人野球を呼ぶとの提案に対しまして、瀬戸といひますか、万富に観客席も整備した本格的な野球場があるから、少なくともそれよりもグレードの高いものをつくらないと町外者は来てもらえないのではないかというような議論は我々も何度もしたところでございます。

このような発言が7月12日の区長会であったそうですが、私は6月議会で町長の間違った発言に対し修正するよう副町長と総務部長にお願ひし、間違った措置等があれば訂正する旨を約束をしたと思っております。区長会は行政区の代表者であり、区長会の報告を区民に報告しているかと思ひます。議会だけでなく、各種団体での町長の発言は非常に重いものがございます。この件について同席していた執行部の考え方を、まず副町長から回答願ひたいと思ひます。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、山本議員の質問に対して副町長というご指名でございますが、全体的に私に全権責任がありますので、私の方から冒頭でご説明をさせていただきたいと思ひますが、811万円の総合グラウンドの調査委託料についてのご質問でございます。

これは我々行政マンとして効率のいい事業運営をするためには、そのあたりの専門的な見解を正しく判断をするって意味の中から、文科省の補助事業では補助基準が低いために社会資本整備事業交付金、これは広場を整備する場合に対象になるということで、しかも10町歩という縛りがありますが、その10町歩の中で、少

子・高齢化社会の中でこれから管理運営をするために維持管理費が軽減できるような、そういうことが基本になってその10町歩というのがあるわけですが、このために811万円の調査委託料を2月の議会で議決をしていただいて、それをコンサルと委託契約をして計画をつくって、それを今度は国土交通省の方へ、議会へも説明をさせていただき、国土交通省の方へも社会資本整備事業交付金のヒアリングをさせていただいて、お認めをいただいたという経緯でございますから、これはそれで何も私は問題がないというふうに思っておりますので、これはそういうふうにご理解をいただきたいと思えます。

それから、震度6弱、これは内閣府が公表しとることでございまして、今後30年以内には南海地震、東南海地震ですか、これが岡山県では70%から80%の確率で発生する可能性があるだろうと、この地域では震度6弱だというふうに公表しとられるの、これは5弱というのは私は初めて聞いたのですが、これ私の認識不足かも知れませんが、私は6弱というふうに聞いております。

それで、阪神大震災の時点で瓦を上げた住宅については倒壊が激しかったと、ハウスメーカーの住居については倒壊をしていないというような状況が現実にある、そのために最近ではハウスメーカーの家が、どんどん瓦を上げない家、それが建てられておるといのが現実の問題として私は捉えておりますので、そのようにお話を申し上げたんであって、決して震度6弱ではもたないというのも、これは私は何かの本で読んだことがあるんですが、この近辺震度6弱で瓦を上げた古い家はもうもたんだらうというような情報は、私は私なりに認識をしておるつもりでございまして、決してでたらめなことを言ったことじゃございませんので、誤解のないようお願いをします。

それから、防災マップについては、ここへ私も今持っておりますが、国土交通省が出しとる防災マップについては赤塗りなんです、大きな河川のへりは。それで、5メートルから10メートルっていう、益原のあの地域も5メートルから10メートルというのは国土交通省のここへ持つとんです、私は、5メートルから10メートルというのははっきり書いとんです。それが和気町が出しておる平成31年、最初は29年に出しとんですが、これについては2メートルから5メートルで青塗りだということでございまして、このことを国土交通省の防災マップばかりを中心に私が見ておりましたから、私の誤解もあったかも知れませんが、これ決して根拠のない話をしたわけじゃありませんし、これが反対をせられておられる議員方は、あそこは浸水地域だということももうこれ事実でございまして、ただそれが5メートルから10メートルというのは、これはもしそれを言っていたのでしたら、前回の区長会でも私は体調を崩して出席をいたしておりませんが、訂正をさせてほしいというので文書で訂正をしとります。それでご理解をいただかんと、それ以上こういう一般質問の場所で、これがどうのこうのというような議論をするような内容じゃないというふうに私は思っておりますので、これもひとつそうにご理解をいただきたいと思えます。

それから、野球場は要らないというのは、これは野球人口がどんどん減っておるといご発言は、議員の中から実は反対の理由であったんです。それで、中途半端はいけないとかというような話を私がしたというて言うんですが、これは私はちょっと記憶にありませんので、この場外でしたこと、一般の仕事外でやったことでしょうか、それとも勤務の中でやったことでしょうか。

(9番 山本泰正君「この中へあります。区長会の会議録へ言うことしか、私は言うとりません」の声あり)

中途半端はいけないというのを区長会で言うとりますか。

(9番 山本泰正君「言うとりますよ」の声あり)

いずれにしても、最初代替施設をぜひやるべきだという発言は、今の9番議員、山本議員の方から発言なされて、そのことも踏まえながら皆さんがご検討したことでございますから、そのことはご認識をいただきたいと思えます。

それから、区長会で中途半端な施設はするべきじゃないというのは、ちょっと私がもし言っとんでしたら、それは訂正をさせていただきます。

(9番 山本泰正君「6ページ目へ書いとります」の声あり)

○議長(安東哲矢君) 9番 山本君。

○9番(山本泰正君) 質問したことが答えられてないし、1の説明がなかったということが……。

○議長(安東哲矢君) 山本議員、ちょっと立って言ってください。

○9番(山本泰正君) いや、立ってじゃない。1回目の回答がねえから言よんじゃ。

○議長(安東哲矢君) いやいや、質問になるから。

○9番(山本泰正君) 4回しかできんのじゃから。

○議長(安東哲矢君) 続けてください。

○9番(山本泰正君) ほかの回答をしてもろうてください。

○議長(安東哲矢君) 総務部長 立石君。

○総務部長(立石浩一君) 失礼いたします。

それでは、山本議員のご質問でございますが、令和元年度の予算に伴います庁用車リースということでございますが、こちらについては総務費の使用料及び賃借料の中で庁用車のリース料を計上しております。この中で町長車じゃなく、このことにつきましては来客用の車でありまして、町長車の位置づけではないということはご理解いただきたいと思っております。企業誘致、それから講師等の送迎、イベント等のそういう講師の送迎に対応するというので、本年の10月からリースを行っておるものでございます。

それから、平成30年度のドローンの職員研修のことでございますが、このことについては平成30年度の決算で、今ちょっと手持ちの資料がございませんので答弁の方ができませんので、後ほどにさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(安東哲矢君) 副町長 稲山君。

○副町長(稲山 茂君) 山本議員の方から6月の定例議会で町長に対する発言が間違っていると、そういうことについて執行部としてそのことを訂正をしろと、それにつきましてはそういう対応をさせていただきますというご回答をさせていただきました。

ただ、この区長会につきましては、町長のお考えがありますので、そのことを数字が違っていると、考え方が違っているとかなんかということには、我々として町長をいさめるようなことはいたしておりません。

○議長(安東哲矢君) 9番 山本君。

○9番(山本泰正君) 今副町長から回答がございました。

10月11日、前回区長会での発言の訂正について、前回区長会7月12日の和気町洪水土砂災害ハザードマップ内河川想定区域に関する説明を、平成29年に国土交通省が公表した最大規模の雨量による浸水想定L2を用い説明したと。L1、L2というのは我々にも全くわかりませんし、私が問題視しているのは、反対している議員が5メートルから10メートルの浸水地域だと言ったということを言っているのが問題なんです。町長が間違っって5メートル、10メートルというのは、それはそれで結構かもわかりませんし、町の防災計画、これや岡山県の被害想定結果、これらにはきっちり、これここを一部読みますけど、町において7つの地震被害想定のうち、本町に最も被害を及ぼすと予測される部分、本町における最大震度は5.2と予測されている。最大震度5.2、最小震度4.4、震度6強、ゼロ、震度6弱、ゼロ、そういう、これをきっちり出されとんですよ。これは執行部は見とらんの。ここら周りを私は信じてますから、町が出したものの、防災マップにしても、和気町の計画にしても、そんなものをさておいて言われたんじゃ困りますし、防災公園事業を進めるために瓦を上げた日本建築はもちませんよとか、こういうことをやっぱり議会で言われたとしたら我々も反論もしますけど、区長会

でさりと流されて、反対もなかったということは、これ地元へ帰って区長が報告されるおそれも当然あります。この区長会の会議録の中にも、ある区長は、町長が説明されたことを機会あるごとに住民にしているというふうなことも言うられます。だから、区長会での発言もきっちりしてもらわないと困りますし、いろんな流れの中で、反対議員は反対議員はでこういうことを言われると、反対議員は、先ほども言いましたが、5メートルから10メートルというたら、あそこを10メートルという、もうこらあたりもほとんどつかってしましますし、本当に実質に合う数字かどうかわかりません。そういうこともあるんですけど、段取りが副町長に聞いてから次をお願いしたいと思うんですが、先ほどちょっともとへ返ります。

ドローンの講習料、これはまた次回に質問もしますが、送迎車、黒塗りで、あれ何というのかな、アルファードというのかな、何か黒塗りで送迎車を買うんですか。そういう余裕があるんですしたら、送迎車に使うんなら、あいたときにはデマンドタクシーにでも使うてください。

いろいろ先に町長の方から反論的な意見もありました。こういうことを議会で十分言っていないとも言われておりますし、反対している議員が反対している議員がという形で言われるのは、私たちは非常に不愉快でございます。ぜひ町長も、先に言われたから言いますが、和気町が計画した防災計画、それから和気町が発行したハザードマップ、これを中心に町内には言うてください。我々は5メートルから10メートルの益原地区が浸水地域だというのは、後から聞いた話です。事実にもしあるとすれば、何で10メートルがここへなるんなら、どういふときになるんならと、公表をされたとしたら、すぐやかましく言うていく、本当に10メートルあつこがつかう可能性がありますか。ましてや10メートルもつかるとこへ防災の拠点を置く、逆にとんでもない話じゃないですか。

それで、こうも言つとられるんですよ。浸水地域だということは、益原の地区の人に失礼ですよというようなことも言うられます。2メートルから5メートルは失礼で、5メートルから10メートルは失礼じゃないんですか、ほんまとんでもないことを言うておられるように私は思います。それらのことを同席した執行部の方々は傍観者にならないで、これはだめだということは訂正してください。そうしないと、例えば7月のことを10月に訂正しても、その間には間違っ情報も流れてると思う。間違っことがあれば即そこで、町長も勘違いもありましようし、間違いもあろうかと思ひます。だから、それはやっぱり直してもらわんとだめです。ということ強くお願いしておきます。

ちょっと言う順番が違ひましたけれど、私の聞いとるところでは今言う町長車、一町民からだけかもしれません。多くの町民とは言ひませんが、そういう声もありましたんで、送迎車かどうか知りませんが、その他のリースで買う車等については債務負担が後年度へ残るわけですから、これは必ず説明をしてほしいと思ひます。といひますのが、これだけですか、今年。町長車だけですか、今年。何かほかのもあつたように聞いとんですが、各費目で……

(町長 草加信義君「町長車やこう買うてねえ」の声あり)

というんが使用料及び賃借料ですか、これでその中へやられると、備品購入で600万円じゃ700万円じゃというような数字が上がってくれば、我々も質問します。当然します。けど、使用料の中へ5万円や6万円、7万円、たとえ10万円増えても、一般管理費の大きい中で前年度との比較はしますけど、5万円や10万円増えたのを議会が一々チェックを入れてということにはなりません。そこらあたりは後年度へも債務が継続するわけですから、こういう問題はぜひ議会の方へ報告じゃありません、協議をしていただきたいということでございます。何かあつたら言うてください。どうせもう10分ほどしかありません。

○議長(安東哲矢君) 町長 草加君。

○町長(草加信義君) まず、1点目の私の発言に対して職員が訂正をせえというようなご命令をいただくような場じゃございませんし、そういうことにはなつておりませんで、それは議員の発言として、考へて発言をし

ていただかないといけないということが1点でございまして、それから町長車、町長車と言いますが、私は町長車というのは今初めて聞いたので、この前も何か町長車をどうのこうのというような、資料を出せとかなんとかというような、議長から請求があったんですが、町長車というのは私は一遍も聞いたことありませんし、送迎用の車両として、もう25年も20年以上たったような車両ばかりですから、和気町の役場の中、たくさん乗れるのは。ですから、それは和気町の今1万4千少々の町で、岡山県内15市12町村ありますが、黒塗りの車、黒塗りの車、どこの自治体も皆それぞれにやっぱり敬意を表するという意味もあったり、それなりの来客もあるわけでございますから、それは失礼にならないためにもそういう車両の整備はさせていただくのが和気町の信用問題にも私はなると思っておりますので、それはご理解をいただかないと、執行権の中でご理解をいただかないと、議会で使用料について説明をせえというような話にはならんんじゃないかと私は思っておりますので、それは見解の相違でございますが、そのあたりひとつご理解をいただきたいと思えます。

それから、和気町が出しとるものを中心に物を言えという言ようられるんですが、これは訂正をさせていただこうということで今協議をしておりますが、ここへ私持とんです、国土交通省の防災マップを。これには平成29年4月に国土交通省が出しとんです。これは赤塗りなんです。ですから、私はこればかりを中心に検討しようりましたからそういうことになったんでございまして、そのことについてはこの前の区長会でも文書で訂正をさせていただいとんですから、それでご理解をいただかず、まだこれをいろいろなお話をしようられますが、それはちょっと理解に苦しむんです、私は。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

山本議員の南海トラフの地震の揺れの想定について、これはちょっと認識を解いていただかないと、間違った情報が流れる可能性がありますので。

和気町のハザードマップでも、和気町の最大震度6弱というふうに記載をしております。これは国のデータを基に岡山県でふるいにかけて、それを和気町に当てはめたやつですね。震度6弱、和気町の南部で震度6弱あります。それから、5強の箇所もありますし、佐伯地域のあたりは5弱ということで、最大震度5弱ということはありません。6弱でございますので、お願いしたいと思えます。

それから、倒壊被害も、これも国のデータでは面積に対しての6弱の割合等ではじくんですけど、1棟というふうに防災計画の方ではなってます。ただ、液状化による建物被害が5棟、それから大規模半壊については63棟ございます。それから、半壊も揺れによるものが114、液状化によるものが115、こういうふうな被害想定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ちなみに6弱ですと、木造建物の場合には瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。これが気象庁の出している6弱の被害の状況、そういうことになります。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） とんでもない話になりよんですが、町長車を買うた、送迎車を買うたうんぬん言よんじゃないんです。我々にもちゃんと、リースですするんなら次の年度へかわるんだから、ちゃんとした説明をしてくれにやいけんよ、なぜせなんだんかなというのが最初の質問であります。

それから、町長が間違ったことを言っても、これは職員は訂正する権利がないような意味のことを今言われたんじゃないけど、やっぱり間違ったことは直してもらわんと、間違った流れが次々に行ったらいけんということと、5メートルから10メートルというのを今図面まで国土交通省の出して言ようられますけど、それは自由にやってください。反対しようる議員が5メートルから10メートルある言よんのが、これは間違いじゃないですかといよんですから、我々はそんなことを言った覚えはありません。2メートルから5メートルで、浸水地域へ防災都市公園の中心を持っていくのはどうかかなということはお願ひしております。そのあたり勘違ひしないようお願い

をします。

(町長 草加信義君「ちょっと今の答えをさせてもらわないといけない」の声あり)

ええ、ちょっともう時間がねえ。

○議長(安東哲矢君) よろしい。時間がねえ。

(町長 草加信義君「時間がのうたって、その後、答えを」の声あり)

ほんなら、簡単に。簡単に。

ええ。

(9番 山本泰正君「ええ」の声あり)

ほんなら、ええということなんで、はい。

(町長 草加信義君「決裁権限についてでございますが」の声あり)

(9番 山本泰正君「議長、どねえなとんなら」の声あり)

(事務局長 田村正晃君「議長が許可をしたんじゃから」の声あり)

ちょっと、ほんならもう簡単にしてください、ほんなら。ちょっとほんなら山本議員、ちょっと待ってください。

(9番 山本泰正君「議長に言よんじゃ。わしは許可をもらうたから出てきよんじゃ」の声あり)

(町長 草加信義君「わしも許可をもらうたから発言しよんじゃ」の声あり)

ちょっと、町長、ほんなら簡潔にしてください。もう簡潔に。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) 使用料等につきましても和気町の財務規則というのがあります、山本議員、十分ご承知だろうと思いますが、決裁権限の中でやっておることでございますから、そのあたりはご理解をいただきたいと思ひますし、職員から私が訂正をしたり、指導したりしていただくというような、そんなことを議会の方からご指示をされるというのは筋が違ふと私は思うとります。もし筋が違ふのなら、それはそれなりにまたご指示をいただいたら結構です。

○議長(安東哲矢君) 9番 山本君。

○9番(山本泰正君) ちょっと時間の方もなくなってきましたが、財政の見通しということで質問をする予定でございましたが、何にしても厳しい和気町の財政状況は今後続きます。厳しい財政状況の中ですが、高齢化が進んで後継者不足の農業、そして過疎地域の集落の崩壊というようなことも懸念されます。町道、農道等の整備促進をぜひお願いしたいということと、町道、農道は交付税措置もありますので、ぜひとも対応をお願いしたいということ、また町道の草刈り等、旧佐伯町と和気町との合併当時から26年3月議会でもこの調整をお願いしておりますので、このあたりをぜひよろしくお願ひします。

それから、町営バスのわけまろ号の利用者、かなり多くなって成果を上げているというふうに私も思っておりますが、停留所へ行くことが困難な交通弱者、このために山田地域や日笠地域などヘデマンドタクシーを週1回でも2回でも復活できないか、再登場を願う交通弱者の方もおられます。また、一部の有志で運営してきた長寿フェスタ、この町の支援もぜひお願いし、継続をしていただきたいというふうに思ひます。

これはもうお願いだけになりましたが、今日は私も執行部に対して指摘もし、厳しいことも申し上げましたが、やはり予算の執行、最後に町長も言ようられましたけど、4回目になるから言えなんだんですが、執行は予算が通ったから自由でございます。しかし、その中でやはり説明責任というのは当然あります。リースにすれば五、六万円のもの、備品購入で買えば五、六百万円とかというような状況にもなるんかもしれませんが、備品

購入であれば、やっぱり金額が大きいから我々も質問できます。使用料の中へ組み込んでリースで買うというのは、手法の違いではありますが、我々にはチェックができないというところがありますので、その願いをしたわけでございます。

現在の和気町の議会、防災都市公園問題でぎくしゃくした状態が続いております。こんな状態が続けば、町民にも波及するのではないかというふうに心配いたしております。議会は町民を代表した行政の最高決議機関でございます。そのことも踏まえ、この事業は議会が6対5、あるいは5対6で賛成したり反対したりするような事業ではなく、議会も町民も7割なり8割の方の賛成を得てする事業だと思っております。議会の方も議会改革を目指して、議長とともに頑張っていきたいというふうに健全な議会を目指しておりますので、ラグビーで有名になったワンチームを目指して頑張ろうと思っておりますので、ぜひとも議会の方もご理解をいただきたいと、そして執行部の方もご理解のほどをよろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、2時30分まで暫時休憩といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

本町でも防災都市公園の議論があり、地震や台風の報道を見聞きする中で、町民の間でも防災や減災への関心が高まっているように感じます。有事の際に行政がどのような体制で動くように計画されているのかについて質問したいと思います。

現在議会事務局に張り出されてる和気町災害対策配備体制を見ますと、警戒レベルごとに大きく分けて2種類の人員配置割り当ての体制ができているように思います。その人員割り当てには、具体的な職員の名前も割り振られていて、実効性のあるものではないかと思えます。警戒レベル3以上の組織には、本町が全国に誇る消防団も組み込まれています。災害の発生が予想される事態とか、災害の発生後の体制についてどのようになっているかという質問ですが、太田議員への答弁もあり、ある程度わかりましたので、概略や補足で結構ですのでお示しいただきたいと思えます。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

尾崎議員の災害発生時の体制はという質問にお答えをいたします。

台風や大雨が予想される場合には、気象台の発表、それから県の防災シナリオを参考に、本町独自の防災シナリオというのを作成をしております。そのシナリオに沿って関係部局との調整や河川、それから降雨量の監視体制の強化、資機材の準備を行います。当然シナリオは変更となる場合があります、状況に応じ、随時見直しを行っております。状況にもよりますが、警戒レベル3となり、避難準備・高齢者等避難開始を発令するに至る場合は指定避難場所を開設し、特別警戒態勢となりまして、町の災害対策本部を設置し、更に警戒を強めることとしております。この時点で消防団にも出動要請を行いますが、実際にはこれ以前より区長様の要請等により各地域で自主的に警戒に当たっていただいております。

議員がおっしゃられている和気町災害対策配備体制につきましては、昨年の7月豪雨災害の教訓から警戒態勢、それから特別警戒態勢、非常態勢における職員への指揮命令系統と役割を明確にするために作成をいたしました。特に情報共有と情報伝達について多くの課題が残ったことから、情報の集約と発信は町災害対策本部の担

当課であります危機管理室で一括管理し、共有することとしております。災害後の被害状況の調査、それから復旧活動の際は、災害対策本部の職員配置によりまして町民の皆さんが一刻も早くもとの生活に戻れるよう、町を挙げて全力で復興を目指すこととしております。役場、消防団については、情報伝達体制、指揮命令系統は一本化されております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

有事や大規模災害の際に必要なことは、指揮命令系統が一本化されていて、組織全体として全ての部署が適切に有機的に機能することです。逆に最も危惧されているのは、指揮系統がばらばらであることです。個人的に危惧していることは、おのおの議員がよかれと思って、どこどこが崩落しているから対応してくれとか、土のうが足りないから持ってきてくれといった連絡を行政にしてしまうことです。情報は貴重ですが、個々の議員がそういった電話をすると、現場の足を止めてしまったり、より緊急の情報が寄せられるのを邪魔してしまったりして、避難や復旧をおくらせる可能性すらあります。現場にも議員からのじきじきの連絡だからと余計なそんたくを生じさせる可能性もあります。

このように考えてみると、有事の際の準備は行政や消防団にだけ必要なのではなく、議会も非常時の準備をしていくことが必要ではないかと感じています。もちろん議員団としてどのように町民の支援をするかについては、行政側の問題ではなく議員側の問題ですので、議員間で話し合っていくことが必要だと思います。そして、議員団としての体制が整った上で、その次の段階として行政との連携を図っていく必要があるのではないかと考えています。万が一の大規模災害になると、行政と消防団だけでも手が足りないということになるのではないかと思います。その際には、本町の町民がワンチームとなり、互いに助け合わなければならない状況になると思います。行政、消防団、警察官に加え、議員団、区長会、商工会の青年部や婦人部、その他有志の町民ボランティア、他地域から支援に来てくれたボランティアなども一元的に管理していかなければならないのではないかと思います。

自衛隊が支援に来てくれた場合は、その道で豊富な経験を持つ自衛隊と地元を知り尽くした行政が連携して災害対策本部をつくり、ワンチームとして復旧に当たることが必要ではないかと思えます。災害時の人員割り当ての表をみますと、指定避難所の人員体制が女性のみで構成されているようです。3交代で対応するようですが、負担が大きくなるか心配にもなります。

東日本大震災の翌日、菅 直人首相は福島第一原子力発電所の事故現場に乗り込みました。トップが現地に行くことによって現場が混乱し、かえって邪魔になることもあります。国会の原発事故調査会の報告書でも、菅さんの視察をよい介入ではなかった、指揮命令系統の混乱を拡大する結果となったと結論づけました。原子炉の冷却作業に関しても、東京電力本店からの海水注入の停止の命令を無視して、現場の判断で吉田所長が注水を継続させたことが最悪の事態の回避につながりました。有事の際に上からの命令に従うのか、現場の判断を優先させるのかという問題は、しばしば遭遇する問題です。先ほどの注水作業の継続は命令に従わなかった現場の判断が正解でしたが、常にそうであるとも限りません。自然災害そのものは天災であっても、備えをしていなかった行政、備えを推進しなかった議会、災害発生後の不手際な対応や準備不足などは人災であるとのそしりも免れません。公務員は公衆への奉仕者、いわゆる公僕であります。議員も特別職の公務員ですから、町民に奉仕することが求められます。緊急事態なら、なおさらです。うまく連携していく必要を感じます。

災害対策基本法は、自治体に地域防災計画を定めることを規定していますが、現状では各自治体の地域防災計画の中に議会に関する記述はほぼないそうです。行政側に対して言うことではありませんが、議会として災害時にどのようにかわるか、あらかじめ議員間で議論しておくことの必要性を重ねて訴えておきます。

行政、消防団、警察官だけでは人手が足りないときに、議員団、区長会などのグループの力もかりられる体制があった方がいいのではないかと先ほど発言しました。もちろんそういった訓練されてない人に危険を伴うことをさせるといことは二次被害にもつながりますので、被害が大規模でない場合はそういった人の手をかりないのも一つの判断であるかとは思いますが。このあたり災害発生時の体制ということで、何か補足などありましたら答弁いただきたいと思えます。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） ありがとうございます。

本町では、区を単位といたします自主防災組織が区長様、それから消防団を中心に現在52区のうちの51区で組織をされておりまして、日々防災に関する研修や訓練を行ってまいりました。それから防災資機材の整備を各地区でしていただいております。昨年の7月豪雨の際も、自主防災組織の判断で住民に声をかけていただき、避難誘導させたことで安全を確保できたというケースもございました。また、先日も区長協議会の研修で、神戸市の北部、大沢町というところの自主防災組織の取り組みについて研修をしていただいたところでございます。日ごろからのコミュニティの形成、これが災害時における住民の安全・安心につながるものと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

話は少し変わりますが、私は現役の消防団員でもあります。数年前に矢田部消防団の部長をさせていただきました。そのころから矢田部消防団では、互いの連絡にLINEのグループを活用するようになりました。火事の際は告知端末を通しての出動命令もありますが、電話での出動命令が各分団長から部長に来て、部長は各団員に電話連絡をして出動するというものでした。それがLINEによる連絡により、一斉に団員全員に伝わるようになりました。それにより伝達がスムーズになり、出動までの時間が短縮されました。火事の現場への駆けつけは一秒を争います。情報の一斉送信による数分の短縮で守られる生命と財産は大きいです。そういった報告を部長会でしましたら、早速部長会でもLINEグループをつくり、6分団の部長間の連絡がスムーズになりました。矢田部消防団の場合、その部長が届いたLINEメッセージを矢田部消防団のグループLINEに転送します。LINEですと位置情報も送信できるので、現場の位置や互いの位置の確認がしやすく便利です。この効果は、日々訓練して、ホースを手際よくスピーディーに延ばすことで得られる時間短縮効果よりもはるかに大きいものです。もちろん訓練を否定するつもりはありません。災害時に情報を効率的に共有する手段は大変有効だということです。

町民にもお知らせする意味で質問したいと思えます。

各家庭に告知端末があり、毎年9月の避難訓練でも、避難とか要支援のボタンを押して避難することになっていきます。要支援のボタンを押したときにどのようなになっているのでしょうか。ただ単に矢田部では要支援のボタンを押した人が何人といった数字が出るだけなんではないのでしょうか。誰々さんの家で要支援ボタンが押されたという状況までわかるようになっているのでしょうか。そして、その情報はどのように伝達されるのでしょうか。消防団の団長などに電話で伝えられ、そこから各分団に指示が伝えられるようになっているのでしょうか。それともメールのような文章で、必要な人に一斉に情報が伝わるようになっているのでしょうか。ホームページを閲覧するような形でサーバーにアクセスすれば、その状況が見れるようになっているのでしょうか。

町民は年に1回、消防団や区長を中心に避難訓練をしますが、要支援ボタンが押された家への救護の訓練はしていないと思えますが、そういったことの必要性はないのでしょうか。近年は個人情報の保護が盛んに言われます。個人的には少し行き過ぎてるようにも感じますが、消防団であってもこの家が独居老人のお宅だとか、この家の人は足が不自由で避難に支援が必要だといった情報マップを持っていないようです。そのあたりの個人情報

保護と災害時の支援との兼ね合いも考えていくべきではないかと思えます。告知端末からの情報はどのように町に伝わり、その情報はどのように現場につながるかといった点などを中心に答弁いただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 告知端末の要支援ボタンとその後の動きについてご説明をさせていただきます。

避難準備情報や避難勧告の発令のときに、告知端末の情報というのは役場で集計をしております。集計していく中で要支援のボタンを押された方というのは、こちらでどのどなたが要支援のボタンを押されたかというのは把握できますので、役場から連絡をとらせていただくようにしています。連絡をとらせていただいて、状況を確認しております。また、連絡がとれないご家庭もございますので、そういう方には消防団、それから東備消防組合が自宅を訪問し、状況確認をさせていただき、対応をしております。実際に防災訓練のときに要支援のボタンを使った訓練をしている地区もございます。

今回田ヶ原地区では岡山県のモデル事業で避難行動計画の作成を行っておりまして、ほかの方のご質問でも言いましたが、今月15日、今度の日曜日にそれを用いた避難訓練を実施することとしておりますので、ぜひごらんになっていただきたいというふうに思います。この田ヶ原地区の取り組みは、岡山県の中でも非常に注目をされておまして、この取り組みが和気町全体に広がることを期待しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

告知端末の使い方だけでなく、どのようにそれが役立つかも町民に知らせるよい機会になったと思います。

杞憂かもしれませんが、毎年9月の避難訓練は全町一斉での訓練で、日程も時刻もあらかじめわかっている、多くの人がその時間帯は留守にすることから、その時間帯を狙った空き巣などが発生しないように、町民や警察官も注意が必要ではないかと思えます。

2項目めの質問に移らせていただきます。

議員になって、まず圧倒されたことは配付される紙書類の量が半端なく多いということです。これらの紙の文書が全てデジタル化され、パソコンやタブレットで自由に閲覧し、検索できるようになれば便利だろうと感じました。しかし、紙の方がいいという議員や、そういったデジタル化にはついていけないという人もいます。私は議会のIT化、ペーパーレス化、タブレット化は推進していくべきだと考えますし、議会だけでなく、役所の様々な会議のペーパーレス化も推進していくべきだと考えています。遅かれ早かれデジタル化の方向に向かわなければならないのだろうと考えています。

ここでデジタル化やペーパーレス化のメリットとデメリットを上げて整理してみます。

メリットとして、まず印刷のインク代、紙代、保管代などのコストが削減できます。特にカラーインクは高いです。膨大な紙の量、インク代、コピー機のメンテナンス代が削減できるだけでなく、それにかかわる人件費も節約できます。ペーパーレス会議を導入した企業のほぼ100%が、準備の手間が軽減されたと言口をそろえて言うとのこと。紙資料をタブレットで閲覧できるようにすると、資料をカラーで鮮明に表示でき、小さい文字を大きく拡大して見ることもできます。導入後の感想として、紙の方がいい、タブレットは嫌と渋っていた高齢の方が、やってみたら、むしろ紙よりデジタルの方が見やすいと意見を変えるケースが多いと聞きます。その他のメリットとして、間違いがあった際の差し替えが楽ということがあります。紙の場合、ミスがあった場合の差し替えのコストは膨大です。

次に、デメリットを上げます。

まず、手書きメモを書き込みにくいということが上げられます。紙資料であれば簡単にできていたメモ書き

が、ペーパーレス会議だとタブレットにきれいに文字が書けなかったり、書き心地が悪かったりすることがあります。しかし、この点については、ペン操作にすぐれたタブレット端末が昨今多く登場し、飛躍的に手書きの操作性が上がってきています。画面の大きさに制約されるため、2枚の資料を並べて見比べることができにくく、一覧性に欠けるといふ欠点もあります。また、電源を入れてから起動するまでの時間がかかるため、すぐに閲覧できないという点もあります。これもそのページだけを印刷しておくなどの工夫で改善できます。結局は起動時間のロスと紙資料を探す時間のロスとの比較になります。

最後に、最大のデメリットだと敬遠されがちなのは、ITリテラシーが要求されるということです。これまでなれ親しんだ紙から、いきなりタブレットやPCで会議をするとなると抵抗感がある方も多いと思います。とはいえ、スマートフォンやタブレットの普及によって、アナログ世代の方でも抵抗感が弱くなっているように感じます。デジタル化するとセキュリティーが心配だ、情報漏えいが心配だという人もいます。確かにデジタル化されたデータは複製が容易というメリットがあり、それが逆に情報が漏れたときに拡散されやすいということにつながります。しかし、紙媒体であっても、それを画像化したり、PDF化した時点でデジタルデータとなりますので、必ずしも紙媒体の方が情報が拡散されないとも言えないと思います。逆に紙の資料は、何枚印刷されて、誰に渡ったかを追跡することもできなければ、紛失したことにさえ気づかないこともあります。ペーパーレス化することによって、アクセス制限や閲覧履歴の管理、ログと呼ばれる誰が何時何分にとどの資料を閲覧したか、何回ダウンロードしたかといった記録によって追跡ができるために、情報セキュリティーリスクの低減につながります。

極論を言えば、十数年後はほぼ全国全ての議会でペーパーレス化になっているのだらうと思います。つまり時代の流れとしてはそういう方向で、それを早目にやるか、ぎりぎりまで粘るかの差でしかないと思います。こういったIT化を無理なくできるだけ負担をかけずに推進していくコツとして、一気にIT化しようとするのではなく、徐々に無理なくペーパーレス化やデジタル化に置き替えていくのがよいと思っています。

では、質問に移ります。

会議や議会のペーパーレス化に関しての考えをお聞かせください。推進していくつもりはあるか、まだ時期尚早と考えているかなどお聞かせください。また、ペーパーレス化の会議や議会を実施している自治体の成果など、わかる範囲で手短にお聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

それでは、尾崎議員の役所のIT化、省コスト化についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、会議等のペーパーレス化について推進していくつもりがあるかというお尋ねでございますが、民間企業を中心に、一部の自治体においてももう既にペーパーレス化への取り組みを推進をされておられます。議員より先にご紹介のとおり、ペーパーレス化の導入によるメリット、デメリットはそれぞれあるというふうに認識をいたしております。ペーパーレス化の導入につきましては、もはや時代のすう勢であろうというふうに考えております。進め方や方法、範囲、対費用効果などについて、先進事例等を参考としながら今後調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

先ほど議員の方からもご提言がございましたように、なかなか一遍にということにはなりません、順次できるところから円滑な導入に向けて検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

続いて、ペーパーレス化の導入自治体の状況でございますが、岡山県内で申しますと、玉野市で2016年度、専用のタブレット30台を導入し、明らかな削減効果が認められたとの新聞報道がございました。また、岡山市におきましては2017年度、ペーパーレス会議システムを事業費800万円で導入をし、幹部会議等に活用しており、以後3カ年の試行期間中に効果を検証するというふうにされてございます。また、岡山県におきま

しては本年度、総務部内におきまして同事業を試験導入をして、効果検証を行っていると同っております。町村の動きといたしましては、鏡野町の議会におきまして、議会ペーパーレス化事業に2017年度より取り組まれておると聞いております。それぞれの団体におきます具体的な効果額等については把握ができておりませんので、ご報告いたしかねますのでご了承いただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

私も幾つかの事例を調べたところ、先進的に導入している自治体からの声は、どの自治体も導入してよかったという声でした。本町でも前向きに検討いただきたいと思います。

先ほどIT化は無理なく、できるだけ現場に負担をかけずに促進していくのが望ましいと言いましたが、あくからでもできる省コスト化について提言したいと思います。

現在本町でのコンピューターの導入台数、ソフトウェアの状況についてお聞きしたいと思います。ウィンドウズで動いているものが何台、Mac OS搭載のPCが何台、オフィスソフトとしてマイクロソフト社の文書作成ソフトであるワードや表計算ソフトのエクセルがどの程度インストールされてるかなど、お聞かせください。これはおおよその傾向を知るためのものですので、正確な数字でなくて構いません。有効数字一桁か二桁の情報で十分です。お願いします。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 町所有のパソコンの種類、台数、使用しているソフトウェアについてということでございます。

まず、台数についてでございますが、住民基本台帳あるいは税情報等の基幹系業務の専用端末として所有若しくはリースしているパソコン、あるいはタッチパネルディスプレイは39台ございます。学校現場におきまして児童・生徒、教員用としてパソコン、タブレットは220台、職員等事務用といたしましては241台の計500台を所有ないしリースを行ってございます。

また、使用しているソフトについてですが、事務用全てでマイクロソフト製のオフィスを、また台数の方は不明でございますが、一部でオフィスと併用した形でジャストシステム製のソフトを導入をいたしております。マイクロソフトのオフィスを利用している理由といたしまして具体例を挙げるとしますれば、国、県等からの調査もの等におきましてマイクロソフトのエクセルでプログラムのマクロの活用がなされており、他社の類似品ではマクロの反映がなされないなどの事案もあるため、オフィスの導入を基本といたしております。また、ジャストシステムのソフトの導入については、主に県の教育機関関係部署からの提供様式において一太郎が使用されていることがあるため、必要に応じ導入をしているものでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

多くのワード、エクセルが利用されてることがわかりました。多くの人が文書を書くのにマイクロソフト社のワードを利用しています。しかし、これは結構高価なソフトウェアです。ワードとエクセルがセットになったマイクロソフトオフィスパーソナルの価格は約3万円です。本町だけでなく全国の大部分の自治体は、マイクロソフト社という海外の民間企業に膨大な利益をもたらしているということになります。こんなことなら政府が国内のプログラマーに文書作成ソフトや表計算ソフトをつくらせ、それを買い上げ、全国の自治体で無料で使わせるようにした方がはるかに経済的です。

しかし、そういったことは必要ありません。もう何年も前から無料で使える高機能な文書作成ソフト、表計算

ソフト、プレゼンテーションソフトが全世界の有志のプログラマーによって開発されています。リブレオフィスとかオープンオフィスといわれるのがそのものです。パソコンで広報やチラシをつくったりするのに比べて、行政文書で使う機能は基本的なものばかりで事足ります。文字の中央寄せとか右寄せ、アンダーラインとか太字とか、少し写真や図表を入れる程度で、ワープロソフトのごくごく基本的な機能の部分しか使っていません。こういったことを考えると、高価なワードと無料で使えるリブレオフィスのライターという文書作成ソフトのどちらが高機能だとかという議論さえ意味がなくなります、基本的な機能しか使っていないのですから。

私が提言したいのは、既にワード、エクセルが入ってるパソコンに無料で使えるリブレオフィスもインストールして、徐々にリブレオフィスにも慣れていって、無理なく徐々にリブレオフィスに移行してはどうでしょうかということです。ちなみに文書ファイルの形式には互換性があります。ワードで作成したファイルにはDOCとかDOCXという拡張子がファイル名の末尾につきます。リブレオフィスで作成したファイルの拡張子は標準でODTとなりますが、ワードの形式でも保存できるので困ることはありません。逆にワードでも2010以降のバージョンではODT形式のファイルが開けますし、それ以前のバージョンのものでも無料のアップデートで対応できるので、それも問題ありません。

コンピューターが苦手な人にとってみてはややこしいことを申し上げましたが、要は無料で使えるソフトウェアですし、相互に互換性があるということです、特に問題はないということです。ちなみに拡張子のODTというのは、オープンドキュメントテキストの略です。プログラマーの世界でオープンというのは、ソースコードがオープン、つまり公開されてるということです。ソースコードというのは、プログラムの設計図のようなものです。そういった設計図が公開されていて、原則無料で使えることができるのが今回紹介しているリブレオフィスです。ワードは営利企業であるマイクロソフト社製ですので、そのソースコード、つまり企業秘密に当たる部分を公開することはありません。ソースコードが公開されていることにより、全世界のプログラマーがそのプログラムの改善をすることができます。不正なプログラムを入れようとしてもすぐにばれてしまうので、そんなことは起きません。それだけでなく、リブレオフィスを採用することは国際標準規格ODFという、つまりオープンドキュメントフォーマットという国際標準規格のファイルフォーマットを採用することでもあります。世界的なシェアを持つマイクロソフト社のワードですが、その保存形式は私企業が決めたものです。公文書という性質上、私企業の規格に縛られるより、国際標準のファイルフォーマットを採用するのが適切ではないかと思えます。

もう一つつけ加えますと、公的機関がホームページ上で各種申請書をオンラインで配布している場合があります。そういった文書の多くはPDF形式で配布されていますが、ワードの文書の形式であるDOC形式やエクセルの形式であるXLS形式で配布されてる場合もあります。PDFは無料で利用できますが、無料版だと閲覧、印刷のみが可能で、編集はできません。編集するには有料版を購入しなければなりません。そのために利用者の利便性を考慮して編集可能なワード、エクセルにして、各種申請書をダウンロード可能にしたいと思います。しかし、自治体のサービスを利用するのに特定企業の有料ソフトを利用者が購入することを前提とするのは果たして適当なのだろうか、一太郎ユーザーは、他の文書作成ソフトの利用者はどうなのだろうかといった疑問も生じます。

誤解している方も多いため補足しておきます。

パソコンに最初からワード、エクセルが入ってるから、どちらも無料だと思っている人がいますが、パソコン代金の中の約2万円はマイクロソフトオフィスと呼ばれるワード、エクセルの代金です。ちなみにスマートフォンやタブレットなど、画面サイズが10.1インチ以下といった条件でのみ無料で使えるワード、エクセルもあります。

話を戻しますと、ホームページからのダウンロードサービスとして国際標準規格のファイルフォーマットを採

用することで、無料で編集可能な環境を利用者に提供できます。もちろんワード、エクセルを持っている人も利用できます。様々な背景や環境の人に公平にサービスを提供すべき自治体としては、リブレオフィスのようなソフトウェアを採用の方が適切なのではないかと考えます。

ちょっと行政での導入事例を紹介します。

2008年平成20年に、福島県の会津若松市はオープンソースのオフィスソフトであるオープンオフィスを市役所の全庁に導入することとしました。現在はその派生ソフトであるリブレオフィスを利用しています。その2つのソフトの使い勝手はほとんど変わらないので、移行もスムーズに行えました。徳島県庁でも2014年平成26年から、それまで使っていたオープンオフィスからリブレオフィスに移行しました。マイクロソフト社の製品を使っていたときに比べて、ライセンス料で約1億円軽減できたと報じられました。そのほか全国で既に数十の自治体が導入しています。決して先進的過ぎる事例ではありません。

アナログ世代の方には難しい話が続いたかもしれませんが要点をまとめますと、ワード、エクセルをアンインストール、つまり削除しろということではなくて、今までのワード、エクセルを使いながら、無料のリブレオフィスもインストールしてみて、試してみてくださいということです。やはり慣れたやり方を変えるのは面倒だとか、大変だとかということではありますが、税金を有効に使うためには必要なことです。厳しいことを言いますが、自営業だとパソコンソフトはもちろんボールペン1本も売上利益の中から支払います。数万円のソフト代が浮くのならとリブレオフィスに挑戦する人もいます。ワードを使おうが、リブレオフィスを使おうが、自分の懐には関係ないと思わず、前向きに取り組んでいただきたいと思います。役所にリブレオフィスが広まることを通して、一般企業にもこの流れが広まってほしいという思いもあります。一般企業の会議資料も似たようなものですから、この流れが一般企業に波及すれば、全国各地で膨大なライセンス料の軽減につながります。その分純利益が増え、結果的に支払う法人税も少し多くなり、税収アップにもつながります。

無料で使えるとさんざん言いましたが、リブレオフィスの開発には全世界のプログラマーがボランティア的にかかわっています。使ってみて有益であれば、少額でよいのでその団体に寄附することをお勧めします。ホームページの端の方に寄附のボタンがあります。ITというだけで苦手意識を持つ人も多いですが、徐々にできるところから取り組んでいただきたいと思います。

質問させていただきます。

ソフトウェアのコスト軽減のためにオープンソースのソフトウェアの利用も検討してみてもどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

オープンソースのソフトウェアの利用についてでございますが、これにつきましてはコストの削減、ベンダーロックイン、特定メーカーへの独占的な依存の解消など、様々なメリットが考えられます。しかしながら、地方自治体、中でも和気町のように一小規模な団体でのオープンソースの利活用につきましては、多くの課題があると考えております。

まず、システム構築に必要な技術面についてでございます。

オープンソースを活用するということは、町の職員がソフトウェアのコードソース、プログラムを改良し、町の仕様に合ったシステムを構築できるメリットがある反面、職員がソフトウェアのソースコードを十分に理解する必要があります。また、エラー発生時等の対応につきましても、十分な知識を持っていなければ突発的なエラーに対応できないなど、業務に支障を来す可能性も高いと考えます。また、一般職の行政職員は専属的ではなく、数年で部署移動があることから、ソフトウェアの開発者が異動あるいは退職した場合に修正が困難となります。仮に専門的な知識を有する職員、システムエンジニア等を採用した場合にも人件費などが発生し、緊急対応

が主な業務となるため、メリットは少ないというふうに考えます。

次に、セキュリティについても問題があるというふうに勘案しております。

オープンソースの場合には、セキュリティに欠陥が生じ、情報漏えいの起因となり得ます。オープンソースの脆弱性を突いたサイバー攻撃による個人情報の漏えいなどの被害は多数報告をされ、社会的な問題となっているところでございます。また、現在和気町では総務省から出されました情報セキュリティの強靱化方針にのっとりまして、平成29年7月、LGWAN接続ですね、庁舎内LANと外部インターネット接続系を分離をいたしております。セキュリティ上の問題から、外部ソフトのダウンロードに制限をかけております。

以上、システム構築の技術面、あるいは情報漏えい等の危険性、こういった観点からオープンソースの利活用については課題が山積しており、現段階の和気町の現状では、なかなかハードルが高いというふうに考えてございます。しかしながら、情報、電算に係る行政コストは町全体では膨大となっておりますので、このコストの削減は重要な課題と認識をしておりますので、こういったところにつきまして、議員におかれましてもぜひ専門的な立場から、知見から職員に対しまして許す範囲でご指導いただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

もう時間がないので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

次に、4番 若旅啓太君に質問を許可します。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

久しぶりにこの最後の最後まで8人出る、1日で終わらせるというのは多分久しぶりなことで、議員の皆さん方も職員の皆さん方もすごいお疲れのことと思いますが、これで終わりますんで、どうか最後までよろしくお願いいたします。

きょうは通告させていただいた治水についてということと、あと水道っていう水のことにに関して今回一般質問させていただきます。

まず最初に、通告させていただきました河川について、治水という表現で通告させていただいたんですが、治水っていうのはかなり広い言葉ですんで、あえてちょっと河川の方に限定させて聞かせていただきます。

和気町の今河川の改修でしたりとか、治水、命を守るために水の流れをどうするんですかという話、これを和気町の今の現状と、そして課題というものを前提としてご説明いただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 失礼いたします。

それでは、若旅議員の治水についてのご質問にお答えいたします。

さて、和気町内の河川の整備の現状でございますが、和気町を南北に流れる吉井川の河川改修につきましてはほぼ完了しておりますが、懸案となっていました新田原井堰の下流約400メートルの右岸側の堤防かさ上げ補強工事について、平成30年度末一部着手され、本年度本格的に工事が進み、来年度末で完成予定であり、完成後は地域住民の皆様の安全・安心に寄与するものと期待をしているところでございます。

また、平成2年9月の台風19号で福富、衣笠地内で堤防が決壊した初瀬川につきましては、平成5年度から事業が着手され、長い期間を要しましたが、本年度稲坪橋付近までの計画区間が完了しております。

更に記憶に新しい昨年7月の西日本豪雨災害の際に堤防を越流し、町営塩田団地に甚大な被害をもたらした塩田地区の大前川の堤防改修については、管理者の岡山県に要望し、早急に応急工事を実施してもらっております。

が、堤防かさ上げに伴い用地買収が発生することから、工事については来年度末の完成を予定しているところがございます。

昨年の西日本豪雨災害や全国で発生しております河川災害の状況から、国、岡山県も河川浚渫に予算措置を行い、本年度吉井川を初め、管理河川での浚渫工事、伐採等の事業が進んでいるところがございます。課題といたしましては、浚渫土の捨て場確保に苦慮しており、和気町といたしましても町営の処分場の候補地を探しておりますが、適地がなかなか見つからない現状となっております。町河川については財政上の問題もあり、改修が進んでいないのが現状であります。地元要望や地域の意見を十分聞きながら、現時点では限られた予算で緊急性の高い場所から事業に取り組むように検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。

吉井川でしたりとか、堤防の浚渫でしたりとか、河川の改修っていうことをやられている。でも、ご説明ありましたが、最悪もう最終的に人の命が助かればいいと思ってるんです。多分皆さん同じだと思うんです。河川の浚渫、その河床を下げるでしたりとかってその手段でしかなくて、手段の一つだと思ってるんです。それをやっていただけてるのはとてもありがたいことなんです。そんな中でやっぱりどンドンどンドン、ただじゃないです。土木工事もかなり多額のお金がありますし、うちの財政状況ではやっぱり自前で賄うことは無理でしょう、これは現実。だからこそ、県と国の方々をお願いをして、お金をいただいてやらせていただいているということだと思ってるんですが、その中でやっぱりお金は限られてると。水を治めましょうということに関してのリソース、財源だったりとかっていうものもどンドン限られていく中で、今の財政状況や、今のこういった環境の中で、いろいろまだ方策はあると思うんです。例えばどうやって逃げるかとか、その危険を早く察知するにはどうすればいいかとか、そういった方面からもお伺いしたいのが町民の生命と財産を守るための総合的な最適解といえますか、河川改修だけではない、ほかの視点からの解決策といえますか、そういったものがございましたら伺えたらと思います。お願いします。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 久永君。

○都市建設課長（久永敏博君） 失礼いたします。

治水に関するリソースの件でございますが、町民の生命、財産を守るために最適解は何と考えているかについてでございますが、治水事業については完全なことをするのは不可能に近く、これからも永遠に続く行政課題だと認識しております。また、全ての河川を改修していくことは莫大な予算と期間を要すると思っております。とは言いながら、昨今の地球温暖化による台風や豪雨により、全国で河川の氾濫が相次いでいることから、河川改修や河川浚渫は重要で、住民の安全・安心の観点からも、今後も優先的に取り組む課題であると認識いたしております。しかしながら、予算の制約や住民の要望、意見、他の事業との兼ね合いから、なかなか進んでいくことは困難であると考えておりますので、住民の意識の改革や避難経路、避難場所の整備、物資の備蓄が重要であると考えております。

今後は岡山県や町河川にも水位計や監視カメラ等の設置も要望、検討し、速やかな早期の避難勧告、地域の防災組織を通じた避難の呼びかけ、避難場所の再検討等、ソフト面の整備に力を入れていくことが重要だと考えております。今後も河川改修や河川浚渫に対し、国や県に対し予算の増額を強く要望することや、和気町管理河川の整備についても有利な財源措置を国や岡山県に対して要望するとともに、町民の意見や要望を取り組み、反映していくことが重要であると考えております。

以上で治水に関する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、ソフト面に対してハード面では莫大なお金がかかるのは事実、そしてソフト面での充実を図っていくことも必要だという話は本当におっしゃるとおりだと思います。きょうの一般質問でも神崎議員と太田議員と尾崎議員もそういったお話をされておりましたが、やはりソフト的な、やっぱりどうしても今までの治水行政って、私も個人的にちょっと勉強してみたりもしたんです、これまでの江戸の時代からの治水ってどうなっていたんでしょうかっての。やっぱりどうしても今日本、平和な時代とか続いたから、ハード面を整備したら、もうそれで何とかなるでしょうっていうので油断して、ちょっと危ないことになっちゃったりっていうのが、歴史を見ても多いなって思うんです、やっぱり。

だから、ソフトのところでも、しっかり堤防の浚渫もしますよ、河床も下げますよ、それより更にもう一步奥深く進んだソフトのところっていうのをちゃんとやっていただけたらなと思うんですが、1つだけ、和気町の平成2年ですね、私生まれた年なんですけど、初瀬川が決壊をして福富と駅前が当時つかたと。2メートルぐらいつかったんですか、私はそう聞いてるんです、駅前の人にも。うわ、すごいことになったんだと思うんです。そして、実際に去年の7月でのもう本当に残念なことに、この塩田住宅の方々が浸水被害に遭われてしまったということ、これやっぱり原因っていうのはバックウオーターで間違いないですよ。吉井川の川の水が吐けなくてあふれてしまって、大前川の堤防が決壊してしまっって私は聞いてるんですが、間違いはないですね、そうですね。となると、実際に完璧ではないですよ。当然完璧ではありませんが、吉井川さえちゃんときれいに流れてくれば、支流は何とかなるかもしれないっていうのがやっぱり和気町の現状だと思うんです。

だから、今国土交通省の方で、田原井堰から下が国土交通省ですもんね、そうですね。その方が15万トンですか。15万立米分の、立米ってわかりにくいんですけど、見てる人って、15万トンですね。15万トン分の土砂を今川底からとって、水を流して、きれいに流れるようにしてくれてると。ああ、なるほどなど、私そのことを聞いて思ったんですが、ただそれにしてもどうでしょう。金剛川ってどうなんでしょう。吉井川を今国土交通省の方でもがanganやっていたらいいっていうのは本当にありがたいことです。和気町っていうのは、やっぱり全国を見ても一級河川が町のど真ん中をぶち抜いてる町ってなかなかないんですよ。本当になかなかないんです。和気町にずっと住まれてる方って、地域の特殊性になかなか気づけないと思うんですけれども、ど真ん中をぶち抜いてるって、なかなかないんですよ。だから、吉井川を守るためにやっぱりどうにかしなきゃいけないっていうことと、支流といえどやっぱり金剛川が気になるんです。というのも旧和気地域の方、曾根地区の方から、金剛川は大丈夫なんだろうかっていう話も心配もよく聞くんです。土砂をとってるのかいとか、土砂が結構見えてるし、木も結構ないかいつていうことは、結構私聞くんです。必要ないのであれば、必要ないってこともないと思いますが、吉井川をやっていただけてますが、それと同時に金剛川の河川の改修でしたりとか、国や県の方にも要望を出すというか、必要があるのではないかと思うのですが、そのことをどうお考えなのか、よろしくをお願いします。

(町長 草加信義君「どっちが答える」の声あり)

どちらでも、はい。

○議長(安東哲矢君) 町長 草加君。

○町長(草加信義君) 河川の浚渫のお話も出とんですが、吉井川の支流で金剛川なんですが、実は金剛川は日笠川との合流点、田ヶ原の日笠川との合流点までは国管理になっております。そこで、とりあえず今回本年度、富士見橋まできれいに浚渫をするという約束を私しているのです。

(4番 若旅啓太君「そうですか」の声あり)

はい。しているんですけど、ただ残念なことになんか処理する場所がないんです。

(4番 若旅啓太君「土砂のですか」の声あり)

はい。それで、あれは入札がまだ済んでないんですが、これ何とか処理する場所を確保したいなど、する努力

をしないといけないのですが。

それからもう一つ、大前川っていいまして、塩田へ流れて出ると、吉井川へ流れて出ると、これは実は未堤の部分があるんです。それで、一昨年水害が発生しまして、住宅が浸水しました。その要因といいますのは、未堤のその部分から越水したんです。ですから、これを早急にということをお願いをしているのですが、今回も知事と土木部長に私は直談判をお願いをしとんです。ところが用地の購入がまだできてないんです。とりあえず今トン袋を並べておりますから、少々のことなら今度は越水しないとは思ってんですが、そのトン袋を並べるとる区間を何とか用地買収をしていただいて、未堤の部分の改修をしていただくというお願いを今しております。

その他、王子川とか、日笠川とか、和意谷川、それから初瀬川等についても、ほとんど去年、私が就任してから県の方で浚渫をしていただいたんです。それで残っておりますのが金剛川の和意谷川から出てきた部分、火葬場の部分から日笠川の合流点、ここまでが何万立米、かなりな立米になるんです。処理するのに何億円というてかかるという県が言っているんですけど、これを何とかしてほしいというお願いを今しております。決してもうこれほっといたらいいけん、低水護岸より高くなりつつありますから、これは早急にやっていただこうと思っております。

それから、河川に河川カメラを今初瀬川とそれから日笠川へこの前つけてもろうたんです、1カ所。増水のときにカメラで確認ができるっていう。それで、今それは旧吉井町と和気町との境にも1カ所あるんです、カメラが。それで、国土交通省は確認をして、警戒水位に来たら私のところへ、私の携帯電話へ電話してくることになつとんです。そういうような治水対策を今やっておるんです。

それから、吉井川中流促進協議会っていうのがありまして、これも実は国土交通省に、国へ対して今陳情は毎年やっております。ほとんどこれも、今佐伯をやっておりますが、これも大体大筋では、大枠では整備が済んでおるといような状況になっております。そこで、河川の状況はそういう状況で、流れを変えないといけないと思っております。

それとあわせて、先ほどから太田議員もおっしゃっておられますように、例の避難がもう一番でございますから、今度避難情報の変更になりまして、第4次になりますと避難勧告、避難指示、あわせてもう避難に移っていただくというような状況があるわけでございますが、それを適切に私が誤らないようにやらないといけないのです。ですから、これがなかなか避難の勧告、指示というのが決断がしにくい部分がありますが、これはよく指導していただきながらやっっていこうと思っておりますが、ただその避難をするのに行政区が、基本的に私は52ある行政区の区長方、一番身近なところで一番安全なところは地域に精通されとる区長方、一番認識しとられるわけですから、ここが私は一番じゃと思うんですけど、ただ第1次です、それは、

それから、第2次で避難所を指定すると、今度は職員を派遣して運営をしていかないといけないということになってきます。これが17カ所と言っていたのが、山田の学区、それから塩田の学区、あのあたりがちょっとややこしい部分がありますので、これを集約をして見直しをする、その作業も早急にやらないといけないというのを担当課長が話しております、これも早くやらないといけません。

それから、避難所へそれなりに、今ごろ段ボールでプライバシーを守っていける1区画が2平米の、何といふんかな、あるんです。それも整備していこうというんで、そういうことも考えておりますし、それから拠点になる役所の中が72時間、電気を確保しなさいっていうことも言っておりますから、こういうこともあわせて来年度予算にも反映させていかないといけない部分があるんかなと思っておりますので、またご検討いただかないといけないと思っておりますが、何にしてもこの役所の中だけを72時間電気を確保しなさいということになってきますと、太陽光とかいろんな方法があるんですが、億の金がかかるような事業でございますから、これは財政的な裏づけがあるように考えながらやっっていこうと思っておりますので、どうぞご協力をよろしく願います。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 町長、答弁をありがとうございました。

次、通告させていただいた2点目、水道について、山崎上下水道課長とお話しさせていただけたらと思います。

今回水道って一口に言ったんですけれども、今回は時間もあれですから、上水道に限ってご質問させて……

（「上水、簡水」の声あり）

上水、簡水です。下水はやりません。上水、簡水です、はい。

上水道と簡易水道に関して今回はやらさせていただきます。

まず、先ほどと同じになりますが、上水道と簡易水道の今の現状と課題について、まずご説明いただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） それでは、若旅議員のご質問の和気町の水道行政の現状と課題は何かという1点目のご質問にお答えいたします。

和気町の水道行政の現状と課題についてであります。和気町には上水道事業と簡易水道事業の2つの水道事業で、町民の皆様に日々安全な水を供給しております。

上水道事業は、区域の給水人口が5,000人以上を対象とした事業であり、本町においては和気地区、藤野地区、吉田地区は除きます。本荘地区の一部を給水区域としており、水源地4施設、配水池4施設、加圧ポンプ場1施設を有しております。

簡易水道事業は、区域内の給水人口が101人以上5,000人未満を対象とする農村地域や漁村地域なども対象とする事業でございます。本町におきましては佐伯地域全域、日笠地区、石生地区、本荘地区、清水、大中山、福富、衣笠地区、藤野の一部を給水区域といたしまして、水源地を8つ、配水池を45施設、加圧ポンプを25施設有しております。

財政面につきましては、上水道事業におきましては、1立方メートル当たり供給単価が130.62円、給水原価が127.40円となっております。簡易水道事業につきましては供給単価が142.26円に對しまして、給水原価が178.07円という30年度の数値になっておりまして、改善の方策を検討しております。

今後の課題につきましては、財政面の課題もございますが、何より急な課題はやはり老朽化でございます。ポンプ、配水管の一部、通信施設等の更新等、水源不足が発生する水源地の水量確保が一番の課題でございます。水道施設の設備や給水管は築20年から30年を経過したものが大半であり、近年は修繕費に多くの費用を要しております。財源につきましては、国、県からの補助金や起債等、和気町にとって有利な資金を利用して整備を行っておりますが、大変多くの施設を抱えており、今後の総合的な修繕や改築も必要となってまいりますので、資金の確保や改善計画等が課題となっております。

次に、最大の課題につきましては水源の確保でございます。和気町においては、岡山市や倉敷市のように大きな河川から水をくみ上げ、浄化する浄水場はありません。町の一部においては岡山県広域水道企業団からの給水を受けておる地域もございますが、町の中心部は地下水をくみ上げる水源地からの給水に頼ってございます。地下水の水位は自然現象でございますので、季節によって水位は変動いたします。水が豊富な時期は少なく、冬場には水位は低下し、水源不足が余儀なくされます。また、大きな漏水や古い水道管の破裂などが起きた場合も水源不足となります。しかし、このような状況になっても、町民の方々に水を供給しないわけにはいきません。複雑に入り組んだ地下に埋設した水道管のバルブを開け閉めし、他の水源からの水を確保して供給しているのが現状でございます。このような現状を解決するのが第1の課題であり、解決策には岡山県広域水道企業団からの給水管を延長するやら、水源地に新しい水脈を確保するなどの改善策があると思っておりますが、多くの資金が必要と予

想されております。

これが和気町の水道の現状と課題でございます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 説明ありがとうございます。

急に話がちょっと変わるんですが、ご説明いただいて、南部水源の話です。

南部水源、多分今中継だったり、ユーチューブとかで見てくださってる方とかは、南部水源って何のことか多分さっぱりわからないと思うんですけども、南部水源、駅の南側ですよ。駅の線路の南側、福富から清水にかけての3,000人ほどの方々が使ってる水源地ですよ。南部水源を中心に、南部水源の地域、駅の線路の南側ですよ。そこにお住まいの方々を中心に、ほかの地区でも実は数人いるんですけども、水が青いんだという相談を受けるんです。水が青いと、そんなことあり得るのかなと思ったんですが、どうもいろいろな方が水が青いと言うということなんです。そのことの実態として、水が青いって話なんですけども、そのことについて上下水道課の方としてはどういう受け止め方をされてるのかっていうことをまず伺いたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） 南部水源というものは、先ほど議員おっしゃられましたとおり、体育館からJRにかけてのところのJRの横にある水源で、和気町で一番多くの水を供給している水源でございます。南部水源の水が青いという声を私も聞きました。

原因は何と考えているのかについてであります。水に光を当てますと赤い光が吸収されて青い光が散乱されるという現象がございます。これ海や湖の水が青く見えるのも同じ理由です。家庭でも風呂等に大きな容器に水をためた場合は、このような現象が起こります。水が青い原因としては、銅の混入とかということも心配されているんですが、肉眼で水が青く見えるほど銅が混入するっていうことは基本的にはございません。青く見えるには、1リットル当たり100ミリグラム以上の濃度が必要ということが言われております。ですので、安全性につきましても青く見える水の原因は光の原因だと思ひまして、光の乱角による原因だと考えられますので、水の数値には異常はございませんし、また11月の終わりですかね、議員立ち会いのもと水質検査もさせていただいておりますので、水質検査の結果等が来たら、またお伝えしますので、青く見えるのはやっぱり光の現象だと思います。水質に関しては異常はないと思っております。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。

私の伝え方がちょっと語弊があったんですけど、水が青いというのは、当然光のかげんで水が青く見えるっていうのは当然なんですけど、何が青くなるかって、例えば風呂を抜いて、浴槽を抜いて、恐らく水面がこちら辺だろうなって思えるようなところ、浴槽のラインですね、そこが青くなるでしたりとか、歯磨き粉でいつも口をゆすぐコップが青くなるんだ、入浴剤も何も使ってないのについていうことをおっしゃる方がとても多いんです。これ事実なんです。これ例えばこの間、そのことを課長に相談して、南部水源のところで数軒のお宅、朝8時半ぐらいでしたか、朝早くちょっと僕立ち会いさせてもらって、止水栓からお水をもらせていただいて、今検査していただいていると思うんですけども、実際にこれ何で私やった方がいいかなっていうのも、私まずい水道、よくない水を出してるはずがないと思ってるんです。そうなったら営業停止っていうのは当然ですし、聞くところによると、上下水道課の方で常に毎月、全ての水源地とあと例えば南部水源地でしたら清水の消防機庫の止水栓から、出っ発のところから水をとって、ちゃんと飲み物としても全く問題がないっていうことをやってるから、実際に皆さん水を飲めてるわけで、全く飲み物としては問題ないと思うんです。

当然止水栓から水を採取しようって話も、水が青くなるっていう現象が、住宅側に責任があるのか、行政側に責任があるのか、どっちに責任があるのかっていう、止水栓で分岐、多分責任分岐になるんですよ、恐ら

く。そこから家の中へ入るわけですから。安全なんですよ、安全なんですよ、絶対に。これは間違いないんです。飲んで問題ないんです。ただ、そういうふうに声を上げる人が本当にいるんですよ、実際。実際いるんです。何でそれ行政とかに相談しましたっていうことを聞いたら、いや、もう慣れちゃった、こういうもんだって思ってるんです。だからわざわざ今さら電話することもないかなと思ってってなって、でも私これよくないなと思ったんです。安全なんですよ、和気町の水は、間違いないんです。飲んで安全。赤ちゃんに粉ミルクをあげても安全なんですけど、安心のところで傷がついてしまってるんじゃないかと思うんです。これいつぞやか築地の移転の問題で、あれと構造は一緒だなと思ったんです。安全なんですよ。でも風評が流れると、安心っていうところで傷がついちゃうんですよ。僕そういうの嫌なんですよ。ちゃんとした仕事っていうのをやっぱり評価されるべきだし、そういう不安をあおるとか、そういうつもりはないけれども、そこは私はっきりするべきだと思うんです。

もちろん例えばいろんな話を聞きます。例えば銅管を使ってるおうちが青くなりがちじゃないかとか、例えば私の地区のとある方とかは、去年百万円かかかってシステムキッチンをいろいろたんやけど、今年一年も使っていないのに水回りが壊れたんだっていう話で、いろいろ水道屋に聞いたら、これはちょっと水がよくないんじゃないかみたいなことを言われてしまったそうなんです。でも、そんなことあり得ないんですよ、そんなこと。飲んで、まずいみたいなものが出るはずがないんですよ。そこははっきりさせないといけないと思って、私はこの場に今立ってるんですけれども、水が青いっていうこと、いろんな考えられるのがあるんです。銅イオンの話とか、銅イオンってものが何かせけんかすとかアルカリ性のものを付着すると青く反応したりもするんだよとか、いろんな話が出てるんですけど、まだはっきりしてないんです。はっきりしてないんです。だからこそ、責任分岐点から水をとって、問題ないのはもう絶対間違いないと思います、まだ検査中ですけども。

今度は実際にお宅の水からもとるべきだと思います。とるべきで、実際問題が何なのか、そこまでしなくてもいいんじゃないかって声もあると思うんですよ。というのも止水栓から水をとって問題ないんだったら、行政側にもう責任はないんですね、実際に。そこからおうちの家主とか施工主の問題でしょうっていうことになるっていうのはわかるんですけども、やっぱりこういうご時世ですから、こういう現象で多分青くなるご家庭はこうなるんだと思いますとか、行政はやらなくてもいいのかもしれないけれども、そういうのをやる必要がある。やるっていうのが私は信頼される行政だと思います、私は。これすごい信頼されるんですよ、そういうことをやると。ああ、和気町役場はそこまでちゃんと、和気町役場は責任ないらしいけれども、ここまでちゃんと見てくれてんだなって。水って命に係ることですからね、本当に。これだけ本当にデリケートな部分だからこそ、説明をすると。うちには問題ないんですけど、青くなりがちなご家庭っていうのはこういう原因なのかもしれませんねと。そういうのをやっぱり広報「わけ」とかでぼんと出してあげるだけで、安心するんですよ。信頼するんですよ。ああ、やっぱり私たちの生活をちゃんと考えてくれてるんだな、和気町役場はと。私はそういうことが必要だと思ってるんですよ。

だから、どっちに問題があるっていうのも見る上で、やっぱりこの間は止水栓から数件のお宅をとっていただきましたけれども、まだご家庭内の蛇口の方からも調査する必要っていうのもやってもいいんじゃないかなと思うんですが、ちょっと通告もしてませんけれど、お答えいただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 山崎君。

○上下水道課長（山崎信行君） 止水栓までが町とか、家庭の蛇口が個人とか、いろいろありますが、人間飲む水に対して健康が一番でございますので、幾ら家庭の中の配管とかが問題があっても、そりゃあ飲んだらいけない水とか、そういうことがあればいけないんで、今出しとる検査の結果によりましては、もう個人の家の蛇口からまた水をとって検査をやるということも考えていきたいと思っております。

銅につきましては、家庭内は温水器とか、そういうところで銅管を使ってる器具もございますので、そういうこ

とが原因かもしれませんので、一度個人の蛇口でもとればとって、検査をいたしたいと考えております。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。

ぜひ前向きにご検討願えたらと思います。やっぱり水っていうのは、水がなかったら経済活動も生命活動も維持できない本当に大切なものですから、ぜひ強くお願いします。やっぱり水だけはちょっとどうしても。

私、問題がない水道、間違いないんです。僕もがぶがぶ飲むし。地元とか帰ると、うわ、水まずうって思ったりもするし、おいしいんですよ、水が。なのに、やっぱり青くなったりとかかっていう現象のせいで、確かにあるんです、本当に。その現象のせいで、和気町の水道大丈夫なんならっていうのを私は聞きたくないし、そういうのはよくないと思うから、やっぱりそこは説明責任を果たしていただきたいと思いますし、と同時にもう時間があれですから下水道の話はしませんが、上下水道管、下水道管でしたりとかも更新時期が近づいてきているのだと思います。上水道は厚生労働省でしたね。下水道が国土交通省ですもんね。やはり下水道の方でも下水道管の方でも償還期限が近づいてくるとはいえ、もう更新の時期に近づいてきているでしょう、恐らく。となったときに、やはり更新を考えなければならぬんじゃないかと。財源もありますけれども、やっぱりこれイの一番に考えて、だってこれからどの自治体でも、1, 700ある地方公共団体どこでもやっぱり同じ問題が起こってくるでしょう、上水道、管をどうする。下水、簡易水道も水道管どうするんだって話。

私も何か調べ物をしてたときに、人間の血管を例えば全部細かくつなげたら地球何週分になるみたいな、そんな話もあったりしますが、そのように水道管をつなげて1キロ修理するのに、改修するのに、一、二億円かかるみたいな、そんなデータを私見たことがあるんです。だとしたら、和気町の財政だけではやっぱり絶対無理で、当然の話、国や県のお世話にもならなきゃならないと私は思ってるんです。予算の奪い合いが始まるんじゃないかって、この十数年後とかに。もう本当に近い未来に予算の奪い合いが起こるんじゃないか、それを見越した上での去年ですか、法律の改正だったんじゃないかなって思うんですよ。コンバージョン方式っていうのと水道の民営化、あれは運営権を渡すだけで、まずいことをしたら取り上げられるんですけどね。そういうこともあり、これからの上水道、下水道、簡易水道っていうことは、やはりこれからの行政も政治もしっかり考えてなきゃいけない問題だと思うんですが、そこで最後、草加町長のお考えを伺わせていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 安全な水を供給するっていうのは、これはもう必ず必要なことでございますから、青い水が出るっていうお話、今私もちょっと申しわけないんですが、初めて聞いている話……

（4番 若旅啓太君「水が乾いたら青くなるんです」の声あり）

ああ。大体水は太陽光が差すと青くなるんですけど、それはいろんな理由があると思うんですが、いずれにせよ義務づけられた検針っていいですか、検水をやっておりますから、かなりの費用がかかりますので、費用のことは余り言えんのですが、青い水が実際確認をされたご家庭の止水栓から奥等については十分検討しながら、検査をさせていただくという事はもう約束させていただきます。

それから、今の水道送水管、それから配水管等についても、かなり年数がたってきておまして、たださっきも申し上げましたが、下水道をやったときに下水道の管を布設する段階で上側へ水道管が入っておりますから、配水管については下水道が行つとるところは全部替えとんですが、そうでない場所がありますから、それは優先的に今後修繕をしていかないといけない、取り替えていかないといけない部分があると思います。

それから、私はちょっとあれかもわかりませんが、下水道、圧をかけませんから、自然流下ですから、私は下水道の管は自然流下で半永久じゃというふうに思うとんです。ただ、それを添架とか、橋の圧送管とか、このあたりはかなり修繕が必要になってくるというふうに思っておりますが、一般的な自然流下の部分については半永久だというふうな認識をしとんですが、違うんでしょうか。そのあたりのこともよく勉強させていただきます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 本日は、河川と水道という水に関する2点について質問させていただきました。

水っていうのは命を育むことにも欠かせないものですし、一たび牙を向けば全て、命も物も何もかも全てを奪っていくという、水はそういうものでございます。これからの世代を担う次世代の方々に対して、やっぱり水っていうものをいま一度考えることは、これからの地域社会を考える上で避けられない課題だと思いますので、私も私なりに勉強して、行政の皆様方とこういうふうにお話、教えてもらいつつ、そういうふうにさせていただけたらと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

皆様、よいお年をお迎えください。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで若旅啓太君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

あす12月12日は休会とし、12月13日の午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしくお願ひします。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時51分 散会

令和元年第8回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 令和元年12月13日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和元年12月13日 午前9時00分開議 午前11時34分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 従野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 会計管理者 鈴木 健治
総務部長 立石 浩一 危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之 税務課長 西本 幸司
民生福祉部長 岡本 芳克 生活環境課長 岡本 康彦
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 桑野 昌紀
産業建設部長 今田 好泰 都市建設課長 久永 敏博
上下水道課長 山崎 信行 総務事業部長 野山 晶義
教育次長 万代 明 学校教育課長 藤森 卓麻
社会教育課長 則枝 日出樹
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 105 号 和気町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
	議案第 106 号 和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 107 号 和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 108 号 令和元年度和気町一般会計補正予算（第 3 号）について	修正可決
	議案第 109 号 令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 110 号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 111 号 令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 112 号 令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 113 号 令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 114 号 令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 115 号 令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 116 号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 117 号 令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 118 号 令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 119 号 和気町道路線の認定について	原案可決
	請願第 4 号 国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出についての請願	趣旨採択
	請願第 5 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願	趣旨採択
	請願第 6 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願	趣旨採択

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	請願第7号 大規模災害時における災害廃棄物の仮置場として活用できる「防災都市公園」の早期整備に関する請願書	不採択
	請願第8号 和気町防災都市公園整備事業を早期に建設することを求める請願書	不採択
	陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について	採択
日程第2	議案第120号 令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
追加日程第1	発議第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	原案可決
日程第3	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

ここで、去る12月11日、議会運営委員会を開き、協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、12月11日水曜日、本会議終了後、本庁舎3階第2会議室において、委員全員、執行部より町長、副町長、総務部長、財政課長出席のもと、議会運営委員会を行いました。その内容でございますが、付託案件の審査結果を各委員長に報告していただきました。それから、討論の申し出8件、修正動議1件、追加議案1件について協議をいたしました。内容については、お手元の方に配付のとおりでございます。

閉会中の調査研究は、各委員会より出ております。

以上、議会運営委員会の協議結果の報告といたします。

○議長(安東哲矢君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、議案第105号から議案第119号までの15件及び請願5件並びに陳情1件を一括議題とし、各常任委員長及び各特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る12月9日月曜日午後1時から和気町役場3階第1会議室において、委員6名全員出席、執行部より町長、副町長、教育長並びに関係部・課長出席のもと、当常任委員会に付託されました議案3件と陳情1件の審査をいたしました。その結果をご報告いたします。

まず、議案第105号和気町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。全会一致で原案可決といたしました。

審査の過程で、委員より、学識経験者の報酬の額がほかの委員より高いのはなぜかという質疑に対しまして、学識経験者については法令で定めがある。国の運用を基に地方自治体も報酬の額を決めている。和気町の日額1万1000円は、他の自治体と比べ抑えていると答弁がありました。

次に、議案第106号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。全会一致で原案可決といたしました。

審査の過程で、委員より、この条例が改正されると人件費が幾ら増額になるかという質疑に対し、月例給が130万円増額し、特別給の勤勉手当が281万円増額して、合わせて411万円の増額である。

また、特別職の期末手当が12万4,000円増額になる。これらに伴い、福利厚生費も少し変わってくると答弁がありました。

同委員より、改定に関し、若年層や子育て世代の職員から異論はないかとただしたのに対し、異論は聞いていない。若年層との年齢幅や間差の幅もかなり狭まってきたのは事実である。36歳以下、初任給のあたりが上げられており、37歳以上の給与改定がないので、年々間差が詰まっていると答弁がありました。

次に、議案第108号令和元年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。賛成多数で原案可決といたしました。

審査の過程で、財産収入の庁用車売却収入に関し9台の売り払いということだが、プレートをいったん破棄して新しいプレートにすることを条件に売り払いしているのかとただしたのに対し、そのようにしている。庁用車を廃車、下取りする条件としてプレートを返していただいていると答弁がありました。

次に、陳情第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、全会一致で採択といたしました。

以上、付託案件の報告とさせていただきます。

その他といたしまして、草加町長から、本会議で指摘のあった国民健康保険運営協議会の委員報酬の件で次のような発言がありました。調査した結果、和気、佐伯合併前は佐伯が日額3,000円で、和気が年額2万円ということだった。合併協議のすり合わせを経て、年額2万円が決定され、条例化されていた。当時は、ほかにもいろいろな合併の協議をしていたこともあり、結果的に今回の指摘によって初めて気がついたというのが実態である。大変申しわけなく、深くおわびする。対応策として、時効の関係上、過去5年間の委員報酬に係る財源を調整して、今期定例会の最終日に追加議案として上程したいと考えている。また、来年度以降については、慎重に検討して、提案申し上げたい。今後は、このようなことが起こらないよう、条例を遵守し、適正な運営に努めていくので、ご了解いただきたいと発言がありました。

この発言を受け、今後町当局は、条例のダブルチェックも行って、条例に反しないことを条件に委員会として了承いたしました。

以上で総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第105号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第105号和気町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

議案第105号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第105号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第105号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第106号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

この給与改定の条例では、初任給から30代半ばまでの職員だけについて号俸改定で、それ以外はほとんど変化なしで、またそれから能力主義、実績主義の給与体系にどんどん変えているというふうに思います。特に高齢者の俸給がほとんどもうゼロというふうなことで、これではほとんどの階層の役場職員の方が、消費税アップにより実質賃金は大きくマイナスになっていくと思います。また、高卒初任給は時給に換算すれば897円であり、この岡山県の最低賃金は833円ですので、和気町では何とか上回っておるようでございますが、全国的には最低賃金の全国加重平均にも届かないというふうな場合が多いようでございます。全国を見てみると、最低賃金割れとなる地域が年々増加している状況であります。これでは優秀な人材確保が困難になるのではないかとこのように思っております。ひいては、良質な公務・公共サービスの安定的運営に支障を及ぼしかねないのではないかと思います。

また、平成28年から31年——31年というのは令和元年でございますが——今年までの給与アップ率は全て0.2%でございますが、値上げのための財源を見ますと、この4年間で、一般職の分ですが、最低で約411万円ですので、それだけしかお金が回っていかないということですので、経済の波及効果はこの4年間では一番少ないのではないかと思います。このことは、もうまさに消費税が10%に上がった中で、この東備地域、和気町の購買力が大変落ち込んでいる中で、給与改定が和気町や東備地域の病院や福祉など、中小企業の労働者にも波及し、地方経済にも暗い影を落とし、不況を更に悪化させるものであるというふうに思われます。そういうことで反対であります。できたら、人事院勧告に準拠とはいうものもう少し町としても考えてもらいたいというふうに思っているのです、この反対の討論をさせていただきました。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから議案第106号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第106号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第106号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第106号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから陳情第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

陳情第2号に対する委員長の報告は、採択であります。陳情第2号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 居樹君。

○厚生産業常任委員長（居樹 豊君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月9日午前9時より和気町役場3階第1会議室において、厚生産業常任委員、町執行部からは町長、

副町長、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました12議案、請願3件について慎重に審査をいたしました。

まず、議案第107号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、特に意見もなく、全会一致で原案可決されました。

次に、議案第108号令和元年度和気町一般会計補正予算（第3号）については、賛成多数で原案可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑と答弁がありました。衛生費の生ごみ処理費についての質問には、夏場に増えた生ごみの臭いを防ぐため、夜間にも脱臭機を稼働させたことにより、電気代の不足が生じたためとの回答がありました。また、生ごみ資源化センターの現状について、年間生ごみの処理量約500トンで、生ごみ肥料として年間50トンを作製、販売し、七、八万円の歳入があるとの説明がありました。

農地費、耕地事業維持工事費についての質問には、泉の野吉水路、日笠上の明神池の水路、矢谷水路等、来年度営農に支障のある箇所についての工事費を補正しているとの回答がありました。

住宅修繕費と塩田住宅の空き状況についての質問には、昨年同時期の給水管や給湯器等の修繕件数6件を見越したものと、父井、長楽、石生、日笠団地の退居予定者の退居修繕を見越した額を計上していること、また塩田住宅については3軒の空き家があるということの答弁がございました。

次に、藤公園の管理費についての質問には、予算ベースで182万円の赤字状況にあるが、昨年に比べ来客数、収入額も増えており、観光面でのPR、吉井川流域DMOの広域連携でのPRを更に広げていくことや、歳出の面でも効率よく作業等ができるよう、管理面での縮減を図っていければとの答弁がありました。

河川工事修繕料についての質問には、大田原ラバーゲートの経年劣化による修繕費で、冬場年1回の点検時期に合わせて修繕を行うものとの答弁がありました。

農業振興費、大型ドローン購入についての質問には、財源確保の意味で、農協の事業を利用することにより100万円の補助を受けることができること。また、500万円ほどかかるが、オプション機能をつけていくことにより、農薬散布以外にも防災の、災害発生時の災害状況把握、行方不明者の捜索、航空写真撮影等、今後行政の中で多用途に利用できるため、ご理解をいただければとの答弁がありました。

また、購入業者については、DJIの機体を取り扱われている業者があれば、競争見積もりの契約という形になろうという答弁でした。

次に、議案第109号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成多数で原案のとおり可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。電算事務委託料147万4,000円について、マイナンバーで健康保険証として使えるという事実があるかとの質問に、9月に行われた政府会議で、政府の予定では令和3年3月から進めていくと公表されており、それに向けて国保の対応をしていくためのシステム改修委託料を上げているとの答弁がありました。

次に、議案第110号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）については、特に意見もなく、全会一致で原案可決されました。

次に、議案第111号令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、特に意見もなく、全会一致で原案可決されました。

次に、議案第112号令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、特に意見もなく、全会一致で原案可決されました。

次に、議案第113号令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案可決されました。

次に、議案第114号令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、特に意見もなく、全会一致で原案可決されました。

次に、議案第116号令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑と答弁がありました。順調に設計の方はできているかという質問に対し、現在開発許可申請の段取りをしており、許可申請すれば70日で許可がおり、来年4月からは造成工事に移る予定になるかと思うが、議会案件になるかと思うため、4月1日以降になるとの答弁がありました。

また、水道企業団の水道移設のための調査期間についての質問に、3月中にはできるとの答弁がありました。

次に、議案第117号令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑と答弁がありました。宮田の配水管修理費215万8,000円についての質問があり、宮田の配水管と益原の加圧ポンプの修繕費との答弁がありました。

次に、議案第118号令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑と答弁がありました。工事負担金で、支障移転負担金についての質問があり、矢田地内の自転車道に入っている水道管の移設に伴う設計委託料との答弁がありました。

次に、議案第119号和気町道路線の認定については、全会一致で原案のとおり可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑と答弁がありました。先日の本会議の説明では、町道認定がなければJRが土地を売ってくれないという説明はどういうことかとの質問に対しまして、土地収用法に係る土地にしてくれないと、5,000万円、3,000万円のいわゆる控除が受けられないということで、JRの方から道路認定をしてくださないと、いわゆる税控除が受けれる形にしておきたいということでございます。税務署の方も、道路認定していないと、そういう土地には税控除の対象にはしませんと、そういう状況でもあります。

次に、請願第4号国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出についての請願について採決した結果、趣旨採択となりました。

次に、請願第5号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について採決した結果、趣旨採択となりました。

次に、請願第6号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について採決した結果、趣旨採択となりました。

失礼しました。議案第119号の方ですけれども、これについては賛成多数ということで、これを訂正させていただきます。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第107号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第107号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第107号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第107号は、委員長の報告のとおり決

定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第107号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第109号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

この和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）には、マイナンバーカードを今後——令和3年度予定であります——国保の保険証に使えるようにするためのシステム改修のための予算147万円余りの予算が計上されております。これによって、和気町で現在10%程度になっております政府が進めているマイナンバーカード、この普及を推進しようというものでありますが、そもそもこのマイナンバーカードというものは、これ保険証とマイナンバーカードが一緒になると、それを紛失すればいろいろなリスクが個人情報漏れて大きくなるというふうに思います。税務当局やあるいは国保担当者、社会保険の収納の方法改善というふうなことがあるんですけど、それは当局を喜ばせるだけであって、税金と社会保険料などの値上げを助けるものであり、納税者や被保険者である町民のためにならないというふうに思います。くしくも今回の議会初日に、町長が令和3年度から国保税の値上げを検討されているというふうなことを言われておりますが、今和気町の国保の給付費が岡山県下で1番になっているということでもあります。そのことによって、値上げと言われますが、今基金も5,000万円以上ある中で、今国保の財政で起案すべきは、特定健診が今30%台であるこういうものを早く60%台に上げると、これは政府も言っていることとございまして、そういうふうなことを起案して和気町民の健康を守っていく、そういうふうなことをこの国保財政で起案すべきだというふうに思います。

以上、反対討論とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから議案第109号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第109号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第109号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第109号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号から議案第114号まで及び議案第116号から議案第118号までの8件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第110号から議案第114号まで及び議案第116号から議案第118号までの8件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第110号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について、議案第111号

令和元年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第112号令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第113号令和元年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第114号令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第116号令和元年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第117号令和元年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第118号令和元年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、以上8件に対する委員長の報告は、原案可決であります。8件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第110号から議案第114号まで及び議案第116号から議案第118号までの8件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第119号和気町道路線の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第119号和気町道路線の認定について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

通常、この道路線認定といえば、これまで町道に認定されなかった私道や農道というものを町道に格上げして、和気町で管理し、町民の利便性に寄与しようというのがほとんどでありましたが、これは異なるということで、まだそういう私道にもなっていない水田も含めて購入して、観光というんですか、和気清麻呂公の碑のところにバスも入れるというふうなそういう目的もあってやるということでございます。以前、和気清麻呂公の碑の南側の田んぼを購入するとき私は反対したものでありますが、観光客に見せるためにバスが直接乗り入れることができるようにという特別な理由のようではありますが、それならもう既にその碑をある程度拝んでいるというか、そこへ参っている人がいるからそういうふうにするんだというのが当然だというふうに思いますが。私は時々あの辺は行きますが、ほとんど私が行ったときにはそういう方は見受けられていない。何人か散歩をしている方を見る程度であって、この道路の必要性について私はよくわかりません。購入先のJRの税金対策のためあるいは町民のために、わざわざ収用法の適用にして譲渡所得税がかからないようにしてあげるとというのが目的だと思いますが、そこまで急いでこれをする必要があるのか、本当に疑問があるところで、以上のような理由でこの道路線認定には反対であります。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから議案第119号和気町道路線の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第119号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第119号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第119号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから請願第4号国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出についての請願についてを採決します。

請願第4号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第4号は、委員長の報告のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって請願第4号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、請願第5号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから請願第5号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願についてを採決します。

請願第5号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第5号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって請願第5号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、請願第6号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから請願第6号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願についてを採決します。

請願第6号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第6号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって請願第6号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 居樹君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（居樹 豊君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る12月6日午前9時から和気町役場3階第1会議室において、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員全員、町執行部からは町長、副町長以下、関係部・課長出席のもとに、本委員会に付託されました議案1件について慎重に審査いたしました。

まず、議案第115号令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の結果、全会一致で可決されました。

なお、審査の過程で、人件費の関係、省エネ化事業等についての説明がありました。

また、その他事項で、温泉事業会計の収支の状況、イベント等の計画状況等の質問、ホームページドメイン取得、小・中学生を対象とした無料券の提案、施設の明るさ、接客態度、レストランの営業時間などについての意見がありました。

以上、まことに簡単ですが、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第115号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第115号令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第115号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第115号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第115号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、防災都市公園整備事業特別委員長に報告を求めます。

防災都市公園整備事業特別委員長 万代君。

○防災都市公園整備事業特別委員長（万代哲央君） それでは、防災都市公園整備事業特別委員会の委員長報告をいたします。

去る12月6日金曜日午前10時から和気町役場3階第1会議室において、委員12名全員出席、執行部より町長、副町長、教育長並びに関係部・課長出席のもと、当特別委員会に付託されました議案1件と請願2件の審査をいたしました。その結果をご報告いたします。

まず、議案第108号令和元年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。賛成多数で原案可決といたしました。

審査の過程で、委員より、基本計画に示されている野球場建設一つとってみても、野球規則の方向と逆方向になっている。また、浸水地域であることはどうにもならない。今年の3月、6月、9月と関係予算は否決されている。こういう事態をどう受け止めているのかとただしたのに対し、野球場建設の方角については、野球規則によると、観客本位を重視し、センターは北向きとなっているが、基本計画に示しているのは、センターが南向きで選手がプレーしやすい選手本位の球場としている。また、場所に関しては、既存の施設を含めて14.6ヘクタールの公共施設をコンパクトにまとめる形で計画している。財源の確保に努め、約10億円の交付金が見込まれる有利な事業である。野球場は要らないという声もあったので、総合グラウンドとして使用し、平常時は長寿を目指した健康づくりや社会教育の充実を図り、有事の際は防災機能を持たせた防災拠点にする。交流人口の増加、温泉周辺の活性化につながり、和気町の将来が展望でき、発展につながると答弁がありました。

同委員より、基本計画の変更については、軽微変更ということだったのではないかと。また、補助申請をして5,200万円が決まったということだが、議会軽視に近い状況でスタートした事業である。また、先般の区長会でも、反対している議員は、計画地は5メートルから10メートルの浸水地域だと、事実と違った発言をしていることが会議録に出ている。どういうことかとただしたのに対し、平成30年1月の段階でこの事業の申請をすることを議会で話している。その記録がある。また、区長会での発言の件は、国土交通省が出している防災マップのことが頭にあり、その話をしたが、町の青塗りの防災マップと勘違いしていた。その後の区長会で訂正文を配付し、陳謝したと答弁がありました。

また、別の委員より、平成30年度の決算見込みでは、経常収支比率が95.5%で、将来負担比率が77.8%ということだ。この事業は約20億円の事業で、起債が10億円近い事業である。国民健康保険税のことだが、令和3年度から値上げということを行っている。防災事業をやることによるしわ寄せを町民は心配している。福祉が削られることに対する危機感を持っている。大きなプロジェクトをやって大丈夫かとただしたのに対し、公共下水道の償還が令和元年度で約10億2,000万円、それが令和2年度で約8億9,000万円である。令和元年度と比べて約1億2,000万円減ってくる勘定だ。令和3年度以降も減ってくるので、経常収支比率は回復してくる。下水道事業の繰出金が減ってくるので、防災事業の償還は可能と考えていると答弁がありました。

別の委員より、配られた資料に載っている基本計画図に関して、予算が通れば町民の意見を聞いて上物は変更していくと町長は最近言っているが、配られた図は今までどおりの図である。これから新たに考え直していくと

いうことでいいのかという質疑に対し、変更申請をかけることになるが、当然皆さんの意見を聞かせてもらう場を持った方がいいと考えていると答弁がありました。

また、別の委員より、基本的にこの事業に賛成だが、今民意は揺れ動いている。町民を交えて検討する必要がある。財務比率の件だが、県内で2番目に悪いと言うが、どこも似たり寄ったりであって数字はつながっている。それよりも、事業を実施した場合の経常収支について議論すべきだ。また、この事業をやる、やらないは皆で相談して決めることであって、これで終わりというのは時期尚早と考える。また、基本計画の野球場ありきについては、変更ありきで考えていこうということになっていると、賛成の立場からの発言がありました。

また、別の委員より、約20億円の事業であるが、実質10億円以上の町民負担が要る。この観点から考えないといけない。経常収支比率は、財政問題を語る上で重要な指標である。現在、繰り出している借金が減るから大丈夫ということにはならない。また、町が掲げている振興計画の中には、防災公園の「ぼ」の字もないはずだ。防災に強い町をつくるというなら、中小河川の整備や77カ所のため池整備点検が先であって、災害発生後のことも大切だが、事前の防災力の強い町、これを目指す必要がある。この事業がどうしても必要不可欠かと町民に問えば、町民ニーズは少ないし、低い。3万9,000人の利用客が見込めるということも宙に浮いた話と捉えている。日本一の防災公園は20億円ではできないし、やっちはいけない。将来負担が増して、将来に禍根を残すことになる。議論は尽くしてきている。ここは立ち止まってどうか英断ができないかと町長にただしたのに対し、東南海地震については、発生の確率が30年以内に70%から80%と言われている。また、昨今の異常気象のもたらす集中豪雨による被害も多発している。和気町でも、昨年7月の集中豪雨で床上浸水が30戸以上発生、床下浸水が50戸以上と、被害が出た。今年、新見では時間当たり200ミリに近い豪雨も発生している。防災公園をつくって、平常時は総合グラウンドに使って、有事には防災公園として機能するようぜひ整備したい。計画地の近くに焼却場もあり、災害廃棄物の処理もできる。町民の安全を守るためには必要な事業である。補助率のよい事業で、有利な財源を確保してぜひ整備したいと答弁がありました。

最後に、別の委員より、費用対効果4.19ということで、4以上の数字が出ている。4倍上がるということだからやったらいいと発言がありました。

以上が議案第108号令和元年度和気町一般会計補正予算（第3号）についての報告であります。

次に、請願第7号大規模災害時における災害廃棄物の仮置場として活用できる「防災都市公園」の早期整備に関する請願書についてであります。特に意見もなく、採決の結果、賛成多数で採択いたしました。

次に、請願第8号和気町防災都市公園整備事業を早期に建設することを求める請願書についてであります。採決の結果、賛成多数で採択いたしました。

意見として、不用額を返すと、国に対しての信頼が大分崩れる。町当局は、基本計画を変更していく考えがあると発言がありました。

また、別の委員より、国の信頼が崩れるという点について、国の担当課長と話をした。そういうことはない。ただ、同じ問題を持ち込まれたら、順位は下がる場合があるということだったと発言がありました。

その他といたしまして、委員より、先般の台風19号の際に起こったダムの緊急放流の件について資料を配付し、国は今後相当量の雨が降っても緊急放流しないで済む対策を講ずることにつきましての説明がありました。

以上で防災都市公園整備事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第108号に対しては、太田啓補君から配付しました修正の動議が提出されております。

したがってこれを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、議案第108号令和元年度和気町一般会計補正予算（第3号）の修正動議についてであります。

この修正案は、歳入では土木費国庫補助金5,200万円と雑入のJA地域貢献活動支援助成金100万円と町債の土木債9,360万円、また歳出では農業振興費の農業用ドローン購入費270万円と防災都市公園費1億5,650万2,000円を減額し、予備費で調整するものでございます。

まず、動議の提出理由でございます。

まず、1点目の農業用ドローン購入費についてでございますが、和気町におけるドローン事業は、現在においても実証実験の段階にあり、先行きは不透明であります。今回の農業用ドローン購入についてもとりあえずJA地域貢献活動支援助成金を活用してドローンを購入し、その後オプション部品を購入していくという説明で、何を目的として何をしようとしているのか理解できる説明がされていません。

また、農薬散布においては、既に民間業者が営業を行っていることもあり、町内業者の市場圧迫にもなりかねません。同時に、農薬被害などの検証もされていない状況の中で、自治体として取り組むべき事業であるとは言えないと思います。

防災都市公園整備事業については、既に議論が尽くされていると言ってよいと思います。3月と9月の定例会で予算が削減され、6月の定例会でも検討委員会設置に関する条例が否決をされています。3度に及び防災都市公園整備事業関連の予算が否決をされているのが実態です。今定例会においても、防災都市公園整備事業の必要性に関する特段の事情もありません。したがって、双方に関連する補正予算を削除するものでございます。

それでは、詳細に説明させていただきますので、配付をされている資料をご参照ください。

議案第108号令和元年度和気町一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。

第1条中、1億8,546万3,000円を3,886万3,000円に、80億9,170万1,000円を79億4,510万1,000円に改める。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第3表を次のように改める。

ということで、歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金0円、諸収入、雑入829万9,000円、町債、町債、補正額が2,330万円、歳入合計が補正額で3,886万3,000円、合計が79億4,510万1,000円でございます。

2ページ目をごらんください。

歳出でございます。

農林水産業費、農業費、補正額607万5,000円、土木費、都市計画費0円、予備費、予備費5,964万8,000円、歳出の合計が補正額で3,886万3,000円で、79億4,510万1,000円でございます。

3ページ目をごらんください。

地方債の補正でございますけれども、起債の目的が公共事業等債、土木債が全て削除ということでございます。

4ページにつきましては、先ほどご説明させていただきましたので、総括表については省略をさせていただきます。

5ページをごらんください。

歳入でございます。

土木費国庫補助金、補正額0円、社会資本整備総合交付金を0円にするものでございます。

諸収入、雑入、補正額829万9,000円、その他雑入も829万9,000円で、JAの地域貢献活動支援助成金が0円ということでございます。

町債、土木債、補正額0円、公共事業等債、防災都市公園整備事業の充当が0円となります。

それでは、7ページでございます。

農業費、農業振興費、補正額112万4,000円、特定財源でその他が0円、一般財源が14万4,000円ということで、農業用ドローン購入費の270万円が0円となります。

8ページ目をごらんください。

土木費です。防災都市公園費、補正額0円、特定財源の国、県の支出金が0円、地方債も0円ということで、全てが0円になります。

予備費、予備費で5,964万8,000円を減額し、調整をするものとなります。

○議長（安東哲矢君） これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

なお、討論の順序は、まず原案に賛成の方、次に原案に反対の方、次に原案に賛成の方、最後に修正案に賛成の方の順に行います。

まず、原案賛成の通告がありました神崎君に発言を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 私の方で、議案第108号令和元年度和気町一般会計補正予算（第3号）、先ほど修正動議が出されましたが、5,200万円の防災都市公園整備事業の方とそれからドローンの事業の分、この2つについて削除の動議が出されましたが、私は原案賛成ですので、どうしてもこの5,200万円を生かし防災公園をやる、それからドローン事業もやっていくということで、賛成の討論をさせていただきます。

次のような観点から。

私は、この事業については、毎回といいますか、3月議会だとか6月議会、それから9月議会と賛成の意見を述べてきております。きょうはそれでも若干見方を変えて。さっきの財務内容うんぬんの話もありましたが、そこらあたりも委員会の方では述べておりますので、また委員会の委員長からの報告があったとおりでありますので、違った観点といいますか、町民の夢を語るとすぐ議員が夢なんか語ってどうだって言われるかもしれないけれども、町がそういう大きな事業をして町民に夢も与えられないような町がどうするかと、こういう話です。

まず行きます。

この防災都市公園事業は、先ほどもご説明があったとおり、災害時は救済活動の拠点だと。その救済活動がうんぬんて言われますけど、100年から150年に1回あるような大雨で浸水するというお話の中で、そのポイントをしっかりとして、浸水はするだろうけども、それが100年だとか150年なのが本当に議論の前に来ていいのかということがあって、私はそれよりはやっぱり平常時に総合運動場として使える、ここにポイントを置いてます。町民のための総合運動場として活用されれば、私が一番望んでいる佐伯町と和気町が合併になってから総合的な大体育大会といいますか、そういうのが行われていない。非常に寂しいなど。河川敷でやろうとしたようなこともあるように聞きましたが、私としては、和気町1万4千数百名の方が一緒になった町民体育大会、こういうのをやられると、やっぱり何かにつけて旧和気町、旧佐伯町というようなことになったりいろんなことが

ありますけど、何か町民として一体感、融合が図られるんじゃないだろうかと、こういうところです。だから、観点を立てております。それから、町民の中で触れ合うことによってコミュニケーション、意見だとかこういうことが図られる。非常にいい場所になるんじゃないかと、こう私は推察をしてやみません。

それから、大きな2番目としては、前々から私は歩くことを奨励しております。とにかく歩いてみんなが健康になるんだと。歩いて足腰が強くなってくると、走りたいもなる。走れてくると、いろんなスポーツもできると。こういうことで、歩くこと、走ること、各種スポーツをする場所を、この総合運動公園が提供してくれると。そうすれば、町民の体力増強、健康増進、ひいては健康寿命の引き上げになる。この健康寿命の引き上げが大切なんです。人生100年時代といわれて、病気、薬で長生きしてもそれは寂しい。もっと楽しく生き生きと100歳まで生きたい、また100歳以上も生きたい、こういうように思って、それが人間の純粋な気持ちです。皆さんが健康になれば、自分たちの個々の幸せも来ますが、あと町財政的にも、先ほどもお話がありました、和気町の国民健康保険の保険料、医療費が非常に高いというのを、逆ですよ、自分たちが健康になって一歩歩けば何銭医療費が安くなるというこういう観点ですよ。ここに持ってきてしっかり運動するんです。健康になって年間数千万円というようなことで、どんどん医療費を削減していく。そうすれば、扶助費も減り、さっき言った経常収支比率なんてあつという間ですよ。そういう観점에서、どうしてもこの事業はやっていただきたいと私は思っております。

それから、第3点目は、またがらっと観点を立てまして、和気閑谷高校のサブグラウンドとしても活用できるんじゃないだろうか。これは、当然いろんな意見、それから県との協議もありましようけども、前にも申し上げましたが、女子硬式野球部を和気閑谷高校は検討されているやに聞きます。それから、今回新聞紙上でも皆さんお聞き及びと思いますが、県下で高校としては初のコミュニティ・スクール制度、要は地域住民と一体となって学校の勉強、それから活動にかかわっていきこうと、こういうふう導入、指定が決まりました。香山校長を責任者として、今度23日ですか、委員会も開かれるというようなことで、非常に和気高校とのコラボというようなことで、ここの総合公園の活性化も図れる。はたまたそういうことで話題性が出てくれば使ってみたいという町外の方も増えるだろうという、こういう意味合いも出てくる。

だから、和気町の活性化という観点からいくと非常に大きな寄与が期待できると、こういうことでございます。これが防災都市公園事業を進めたい、といつても本当は前々から私は言っていますが、私が言っている意見と反対される方の意見がどうなのかというのをみんなに聞いていただきたい。さっきのお話で、もう3回否決したんじゃないか、それから決まったことじゃないかというような言い方をされるけども、本当にそうなのかと私はもう一回聞きたい。そのために、私はぜひとも今回の5,200万円を初めとする防災公園関係の予算を通さないと、もうこれはさっき同僚議員も聞かれたとおっしゃってましたが、今一番上にある国からの施策が最後50番目とかに来るということは、結局はできないということでしょう。そういう厳しいぎりぎりの時期にあつて、私は声を高らかに言いたいけども、町民と話す機会をなくすのは、我々の勝手にはできないと。勝手とは言いませんけども、できないですよ。だから、もう一回この現状を踏まえて、委員会では可決、本会議では否決なんですから、その現実をしっかりと踏まえてくださいよ。委員会でも否決、議会でもと言えばそれは町民が言ってもいいでしょう。そうじゃない。というのは、逆に言えば、民意とか町民の意見は同じようにあるとこういうふう認識してございまして、その中で議論を尽くす機会を失うことは、我々議員がしてはいけないことだと強く思うわけです。そういう観点から、今回の補正予算の強い賛成を求めます。

あと最後になりましたけど、ドローン事業、先ほどもドローンの事業については、こういう被害があるんじゃないか、こういうことが危ないんじゃないかという、悲観的にそう言われればそうなんですけども、ドローン事業といえば今や全国区です。ドローンを語らない町村はないでしょう。ドローン事業といえば和気町、和気町といえばドローンと言われるぐらい、私が岡山市内に行っても、当然私は旧友で美作市の萩原市長とは同級だから

よく話をするんですが、和気町はすごいなって、こういう話が彼から返ってきますというぐらい、やはり和気町はこの事業で全国的に注目を浴びています。だから、この事業についても、ドローンの今後の活用範囲の急拡大だとか、ドローンの持っているいろんな、我々今すぐにはわからないけれども、可能性がある。この可能性はやはりこれも和気町の将来を担う要因だなど、このように強く信じて疑わない。だから、農業で被害があるから、予算を削ってもう反対だとか言われても、私はどうも納得できないというようなことで、ここでもう一度心をかけて、町民の方と一生懸命話し合っ、やっぱり我々議員としては、新しい事業をやっ、新しい事業というのは建物とか箱物の話じゃないです、やる人間の熱意と情熱がないとできません。そのために、町民の意見をしっかり聞いて、我々議員が率先していろんな案を執行部に出し、それでやっっていくというのが事業です。町が決めたから反対だ、賛成だ、やめた、やらんじゃないんですよ。我々が参加しないと意味がない。これは、私が議員になってから強く思っている話です。だから、和気町の将来そして夢があるならば、議員全体でもう一度町民の意見を踏まえてしっかりと話し合いをして決めていく。このためにも、今回どうしても通したいという私の強い熱意があります。

最後になりますが、私はここで初めて言いますけども、土地、財産はしれてます、ただ百姓をしてみましたから、評価的には二、三千万円しかないと思います。実際に売ろうとすりゃあ、もう100万円、200万円の世界だと思いますけども。ここで事業が失敗するならば、一生懸命やりますよ。私は、この全財産を町の方にとっか、皆さんの方にお預けしたいぐらいの気持ちであります。それぐらい一生懸命やっってます。ぜひこの原案に賛成いただきたい。

以上をもって私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案反対の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私は、議案第108号の原案に反対でありますので、反対討論をさせていただきます。

この補正予算には、基本計画見直しのための委員会報酬の予算も含めて、今まで3回も定例議会で修正、削除された防災都市公園の予算、今回は約1億5,650万円が含まれております。この件では、途中で町長が言われましたが、和気町に内示されていた1億2,700万円の社会資本整備補助金は岡山県の指導により他の市町に流用してもらいながら、それは置いといて、この和気町に交付された、令和元年度に使おうとして、繰り越しの予算に計上しようとして否決された5,200万円の補助金を基にしたこの部分だけを和気町で執行して、いわば防災都市公園の芽を残して、今の交付金制度というのは妙なもので、次々と交付金を上積みしていって、当初の20億円弱の大規模なプロジェクト計画に拡張させようというやり方であり、これは議会制民主主義を無視するやり方であると思います。もちろん執行権はあるんですけども、最終的には議会で通過しなければ、町の予算というのは執行できません。そういうものであります。そういう議会制民主主義を無視するやり方であり、断じて私は許されないというふうに思います。

また、つけ加えるならば、今回の議会の初日に言われましたが、令和3年度国保の値上げというふうなことも表明がありました。まだ5,800万円ほど貯金があるのにもかかわらず、こういうことをおっしゃる。町民の方は、今の執行体制でそういうことが税金の値上げ、国保の値上げ、そういうことが財政が悪い中で起こるのではないかと、こういうことを今心配されているわけであり、

和気町では、今後河川や農地、そして山林を管理するそういうふうな基礎的な防災体制の強化、それからインフラである上水道、下水道の傷んだ本管、この改修等、避けて通ることができない後年度の事業、これが多々見られるというふうに私は思います。このまま今執行部が考えておられるような野方図なこういう大規模プロジェクト事業推進策、これを実施していけば、私は遅かれ早かれ和気町の財政危機を招くということが避けられない

というふうに思います。

またもう一つ、次の件であります。未完成な機械であるドローンの購入270万円は、農薬散布の目的といたしながら、今後は赤外線センサーを搭載し、鳥獣捕獲等の計画を将来は実施するなど、用途が限りなく拡張し、ドローンの普及や事業拡大などにより後年度負担がどれだけ広がるか大変不透明であり、このまま放置できない代物であると思います。また、田土の方で聞きますが、4回ぐらいしかまだ飛んできていない——前の事業であります——実証実験の事業が1,000万円ほどでやられておりますが、本当にどれだけ役に立っているのか、町民の方には理解できない事業も今やられているわけであります。

本当に夢を語られるわけでありますが、夢ばかり語られてもだめだと思います。和気町はベンチャー企業の実験台にされてはたまりません。今や、私は草加町政の執行体制は、町民の批判や意見を十分尊重しないワンマン町政に成り下がっていて、残念ながら町職員の士気も低下して、和気町政は停滞しているように思うわけであります。私だけでありましょうか、そう思うのは、今や和気町の経常収支比率は95.5%となり、岡山県下でワーストツーになっており、また将来負担比率も77%でしたか、それぐらいで、4番か5番というふうな形で、これから負担率が増えてくるというのがこの今の現実的な数字だと思います。このまま防災都市公園とドローンを進めていくと、町政の私物化と放漫財政で町民生活が顧みられず、和気町の行財政は破たんしてしまうのではないのでしょうか。

以上のような理由により、この補正予算には反対であります。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の通告がありました、山本 稔君に発言を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 私は、この議案第108号令和元年度和気町一般会計補正予算（第3号）について、賛成でありますので、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この議案の中で、防災都市公園は今までいろいろと審議してまいりましたが、やっぱり一度予算を国の方からいただいて、最初の計画を皆さんだめだとおっしゃられまして、町長もそれではいろいろ審議して変えていきたいと思いますと言っているわけです。ですから、この考えについて、できるところはやっていくと言っておるんですから、ここで賛成をして、皆さん一緒にやっていこうではありませんか。

和気町の発展に必ず寄与すると思っております。今でも、和気町はいろんなことで先進的にやっておるということを認められて、町外から移住者が多数来ておられます。その中でやはり、災害等に関心が高い、そういうところで和気町がこういう防災公園をするということは大きなメリットがあると思います。

また、農業用ドローンですが、これは、町長もおっしゃられますように、大型のドローンを購入するということです。農協の補助をいただいて和気町の財政を圧迫しないように、少しでも補助金をいただいてこういうドローンを買おうということです。そして、職員の方は今小さいドローンを練習に使っております。大きいドローンは、小さいドローンと違しまして、操縦、やっぱりいろいろやっつかないと飛ばせません。小さいドローンと大型のドローンは必要じゃないのでしょうか。和気町の防災にもいろいろと大型ドローンは役立つと思います。今でも実証実験でいろいろと不備があるとおっしゃられますが、これからその実証実験を基にして、ドローンの会社、それから国の方も進めているわけですから、だんだんと進歩していく。それはもう目に見えています。今でも、設計、測量に関してはドローンがなくてはならないというようになっております。先進的なこの事業、和気町はもうここで一歩おくれをとっていいんじゃないでしょうか。

それから、委員長の報告にもありましたように、防災公園とか農業用ドローン購入に当たって、財政的な面もそんなに問題はないと執行部の方は言っておられます。私もそんなに不備はないと思います。もともと和気町の総合グラウンドを創志学園に貸したという、それを今あそこに一応——今100人は住んでおりませんが——100人近くおられます。国勢調査でその人数が100人來られますと、国の方からもらえますお金が出てきま

す。それは、その1年だけじゃなしに、国勢調査から後ずっと続きますよ。それはもう新しいグラウンドをつくっても、維持費それから借金に少しずつでも回していけるような金額です。ですから、私はもう絶対心配なくできると思います。またそれから、これより大きな下水道事業をやっているわけですよ。ですから、その辺のことを考えると、そんなに大きな事業じゃないと私は考えております。ですから、これに対しても心配はないと確信しておりますので、議員皆さんの考えをもう少し整理して、賛成の方に回っていただきたいと思っております。

それから、国土交通省の方ですが、最後に回されるというのははっきりしとると言われました。最後の方に回されると順番は回ってきません、なかなか。それから、やっぱり信頼関係ですよ、信頼関係。信頼関係を一度損ねると、将来数年、いや数十年にわたって構築がなかなか難しいと思われまますので、ここで信頼関係を失わないようにぜひともよろしくをお願いします。これで賛成討論を終了させていただきます。

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、修正動議に対する賛成討論をさせていただきます。

まず、1つ目の農業用ドローンの購入についてであります。今行われております、先ほども皆さん方からありました物流の検証実験等、これについてはこの購入とは別件でございまして、検証については町が申請しながら請け負ったんですのできちっと検証していただきたい。それとこのドローンの購入とは別物で、ドローンということは一緒ですけども、その中身、ドローンを買うことと、購入していることとは違います。まず、それを前提で言っておきます。

ドローンによる主たる目的は、今回は農薬散布。これは、先ほども出ましたけども、町内においては既に民間事業者によって実施されております。そしてまた、農業者の方からこういうことをやってほしいという、そういう意見じゃなしに、町の方として、前のめりとは言いませんけども、農薬、そういうことを中心に他の用途に使えるからというようなことでございましたけども、私は細かいことは申しませんが、民間でできることはいわゆる効率のいい民間に任せると。官が余り手を出してやるというよりも、いろんな問題を考えたら、民間にできることは民間に任す、この1点でございます。

そして、農業振興。その支援策は、これとは別にドローンを買ってやるのが農業支援じゃございません。いろんな支援策がございます。そういうことで、もう少し広い角度で農業支援、農業振興を考えていただきたいということでございます。

それから次に、これは防災公園の方は、もう過去2年間ぐらいやってきましたんで、余り堂々めぐりの議論はいたしません。もう簡潔に今回はやらさせていただきます。

これは、もともとは、先ほどちょっとありましたけども、当初小学校の統廃合から来た問題ですけども、野球場ということでございましたけども、途中過程で国の有利な交付金、社会資本整備事業という交付金、これが約5割ということのそういう絡みで、野球場建設から防災という名のもとに大きく方向転換したものでございます。ただ、今日町民の多くの方々から、本当に日常生活をする上でどうしてもこれはやってほしいということの声は、全くとは言いませんけども、ほとんど聞こえてきません。それが私の現状把握でございます。

また、先ほどもありましたけども、和気町の財政事情は全然問題ないと言われますけども、いろんな指標等を見ますと、財政当局は十分把握しておりますけども、今後の問題を考えたときに、決して和気町は財政が良好とは言いがたい自治体でございます。そういう中で、将来にわたって20億円以上もかかるこの事業に当たって、これを将来的に町民負担を強いることは私は適当ではないと思っております。

そして、本事業は、先ほどもありました3月、6月、9月と定例議会においても、予算修正案が出され、予算が削除されているものでございます。これはまさしく民意でございます。執行部におかれましては、いま一度――防災公園、それだけが防災計画じゃございません――防災対策を総合的に検討し、町民の皆さんの安全・安心

に努めていただきたいというように考えております。

以上、簡潔に申しましたけども、以上のようなことから、私どもも未来に責任を持つ議員の一人でございます。この修正案に対する賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありませんか。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 原案に賛成の立場から討論させていただきますが、まず近年豪雨災害でしたりとかそういった災害に日本は襲われる機会がとて多くございます。そこで、災害というものを全て防ぐことはできません。もうこれは現状、無理です。ですが、千葉の件、そして真備の件、そして私が被災をした東日本大震災のときにも私が思ったのは、防災もそうですが、一番命を救うために大切なのは、災害を受けた後の復旧、それが何より大切なことだと私は思います。

防災都市公園は、そもそも防災っていう名前がついておりますけれども、災害の復旧のために使われるものでございます。災害が起これなければそれにこしたことはありませんし、災害が起これなければ必要ないものですが、無用の用という言葉があります。つくって、そして必要がなかったらそれでいいんです。であるならば、みんなでスポーツをしたり、運動をしたり、そういう施設として使えばいい。起これないだろう、そういった希望的な観測は、この防災都市公園を否定する根拠に私はなり得ないと思います。もちろん財政状況でしたりとか、そういったお考えも町民の方にはあるでしょうが、20億円の予算、和気町から支出するお金は10億円弱、そしてそのうち9分の2は交付税算入されます。それを20年間で返済していくと、毎年3,000万円の返済で済みます。その3,000万円という額をどのように受け取るかは個々人の判断ですが、私はそれを差しおいてもやるべきことだと思います。それは、私が被災した身でもあるからです。そういったお金のことでしたりとか、全てトータルで考えるべきです。

例えば、この間執行部から話もありましたが、今、田原井堰の下から吉井川、15万トンの土砂を国土交通省の方で取っております。その取っている土砂というのを処理する費用というのは、実は国ではなくて、町行政が負担しなければいけないんです。今、そのお金を、浚渫土の処理場がなく、西大寺の方まで送っている現状でございます。が、防災公園をすることで、実際にその15万トン分の——12万トンですか、全てではありませんが——その土砂も使うことができると。それは一つでしかありませんが、いろんな問題があります。もちろんこれから、町長も確かに皆さんの意見を聞いて考え直していきたいということもあります。どこまで考え直せるんだでしたりとか、財政はどうなんだとか、いろんな考えがありますが、私は比較優位の考え方で決めるべきだと思います。いろんなこと、何をするにしても、メリット、デメリットがあるんです、絶対に。100%いい案も、100%だめな案っていうのもこの世には存在しないんです。だからこそ我々がしなければならぬのは、メリットを全部上げて、デメリットを全部上げて、やったときのメリット、デメリット、やらなかったときのメリット、デメリット、それを全て上げて、てんびんにかけて、トータルでどっちがましなんですかと、そういう考え方で我々はこれを議決しなければならぬと思います。

そして、ドローンですが、ドローンも無用の用ではないですが、必要ない人にとっては必要ないものなんです。農薬散布も、農地を持ってない人、農業をやってない方にとってはどうでもいいことなんです。そして、買い物難民の方、助けていますけれども、実際に車を運転できる方、遠出できる方、そういう方にとっては配達用のドローンというのもどうでもいい話なんです。が、必要とされている方々にとっては、かけがえのない希望の光でもあるんです。車を運転できない方、いらっしゃいますよ、免許を返納された方はいらっしゃいます。残念ながら、足腰がちょっと不自由で買い物に行くのもしんどいという方もいらっしゃいます。そして、ドローンの事業、農薬を散布するというのも、これから農業従事者がどんどんどんどん減っていつています。そして、この和気町では、中山間地域ですから耕作放棄地がどんどん広がっていく、そういう未来が見えていくと。である

ならば、若手の農業従事者にその農地を任せるべきです。人は少ないですよ。であるならば、それを解決するのがテクノロジーの力なんです。農業用ドローンで散布効率はとても高まります。そして、1人でもできます。短期間でできます。安全にできます。そのノウハウさえあれば素人でもできます。そうやって、これからの和気町、どんどんどんどん買い物に困る人も出ます。もっと農地を持ちたいんだけど、1人じゃ無理だなというそういう若手の人にとっては希望の光なんです、これは。

私は、よく他の町村の議会の議員とお話をしたりお食事をする機会に最近恵まれています。やはりこの和気町の現状はとても不思議に思えるそうです。うちもドローンをやりたいんだと、うちもそういう防災の施設を置きたいんだと、県内のいろんな町村の方が言うんです。何で和気町はそれなのに反対しているんだと。私は答えられませんでした。そして、先日議会だよりの特集記事で、移住者の方にインタビューする機会がございました。その中で、ニューヨークから来られた方がいらっしゃいました。海外の方です。その方が、和気町はすばらしいなど。ドローンで日本はちょっとおくらしているけれども、和気町はドローンを今どんどんどんどんやっているじゃないかと、世界基準のことをやろうとしてるじゃないかと、こんな小さい町でと、だからすごいいい町だな、これはどんどんやるべきだという意見もありました。

最近感じるんですが、ドローン要らないよっていう方もいますよ、すごい聞きます。が、こういったドローンを要らない方というのは、そもそも困ってない方なんです。農業をやってなかったり、車を運転できるから買い物は普通に行けたりとか、必要ない方なんです。ただ、その声に埋もれて、これを本当にどうにかしてほしいと、これをもっと押し進めてほしいという声なき声がたくさんあるのも事実。その声なき声をすくい上げて、その方々を救っていく。それが我々、政治に携わる者の矜持なのではないでしょうか。

以上の観点から、私はこの原案に賛成するものであります。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案及び修正案反対の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 修正案に賛成の討論をいたします。

町は、創志学園に町の総合グラウンドを貸与したそのときを機会といたしまして、和気町をにぎわいのある町にするために、あるいは人口増加を生み出すために、野球場建設を計画したわけでありまして、それも、公式戦のできる野球場は当然のことといたしまして、グラウンドの大きさにしても、マスカット——多分マスカットは補助球場も本体の球場も面積の規模とか両翼とかセンターまでというのは余り変わらない、あるいは一緒じゃなかったかなと思うんですけど——そういった補助球場クラスのものであって、多くの人に使ってもらえることを計画いたしました。

昨今、野球人口が減少してるということではあっても、なおいろいろ考えてみても、やはり一番人が来てくれる、それは野球場建設だよと。こういう観点で町としては、基本計画で提案された野球場建設こそが最適であるということと判断して、基本計画で提案をされたと思います。たとえ仮に運営面で赤字になっても、にぎわい創出の一番は、野球場をつかって人を呼ぶことだと考えていたと思います。ほかのどんな施設にもまさるのが野球場建設だということで、基本計画をつくったと私は思っております。

公園建設を考える際に、野球場以外は考えられないと、何回も言いますが、町の結論であったと私は思っております。先般の閉会中の特別委員会で町の方から、野球場に関して集中的に説明を資料を配ってされたわけでありまして。意を尽くして説明をされたわけでありまして、しかし反対委員の理解を得るまでには至らなかった。届かなかったと、私はそう判断しております。和気町も、これからはインフラの整備とか経年劣化した施設の改修とか、土木や農業施設の改修とか、長寿命化に向けた取り組みとか、合併後の公共施設のスクラップ・ア

ンド・ビルド、今やらなければならない課題がたくさんあると思います。直近の義務を果たせという言葉があります。目の前に山積している課題を解決していこうということでもあります。住むに困らないまちづくり、住みよいまちづくりのために、今言ったようなことを防災公園事業に優先してやっていくということが私は肝心だと考えております。和気町の財政規模に見合った、和気町の身の丈に合った政策をやっていくことが大事だと思っております。交流人口の増加とかにぎわいのあるまちづくり、これも大事です。これについては、地方総合戦略に沿って進めていくことが肝心だと私は思います。

ドローン事業に関しましても、同僚議員が提案理由で申された内容と全く同意見であります。したがって、提出された修正案に賛成であります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（安東哲矢君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これより修正案に対する採決を行います。

なお、採決につきましては、まず修正案について採決を行い、その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案についての採決を行います。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第108号は、修正案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第108号の修正案は、可決されました。

続いて、ただいま修正可決した部分を除く残りの原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立全員です。

したがって修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

次に、請願第7号大規模災害時における災害廃棄物の仮置場として活用できる「防災都市公園」の早期整備に関する請願書についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 請願第7号大規模災害時における災害廃棄物の仮置場として活用できる「防災都市公園」の早期整備に関する請願書に反対でありますので、討論をさせていただきます。

この災害廃棄物の仮置き場の問題は、本来この防災都市公園事業とは切り離して考えるべきではないでしょうか。これは災害対策本部が考えることでございます。そして、防災都市公園事業には10億円に近いような起債、借金をすることになりますが、この和気町の財政にはそのような起債をするような余裕はないと私は考えられると思います。将来予想される災害の大きさによっては、防災都市公園予定地だけではこの仮置き場で充足できるとは限らないわけですし、和気町には水田とかいろいろ大きな空間があるわけで、そのような防災公園ができなくても、仮置き場については十分充足できるというふうに思っております。

また、災害ごみの処理はクリーンセンターで処理できるかということについても、これは災害の規模によってはこれははっきりしません。確実性がないと思います。これは、多くの自治体が協力をして災害ごみの焼却処理というものは、東日本大震災や倉敷の災害、こういうのを見ても明らかだと思います。

そういう意味で、私はこの本請願の採択は必要ないというふうに思うもので、反対討論とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから請願第7号大規模災害時における災害廃棄物の仮置場として活用できる「防災都市公園」の早期整備に関する請願書についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第7号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立少数です。

したがって請願第7号は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第8号和気町防災都市公園整備事業を早期に建設することを求める請願書についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 請願第8号和気町防災都市公園整備事業を早期に建設することを求める請願書に反対でありますので、討論をさせていただきます。

この防災都市公園については、災害発生時の前線基地、そういう意義は理解できるものではありませんが、和気町がこういうものをするかどうかということについては理解できません。交流人口の増加や集客力の向上に寄与する根拠、これについては4万人近くの人々が来るとか球場というか、総合グラウンド、そういうものが来ることによって経済的なメリットがある、このことについても非常に根拠が不明確であって、私は本当にそういうふうなことは幻想だというふうに思っております。

また、国土交通省が事業取りやめに対して交付金の減額等、財政的なペナルティーを受けてしまうといった懸念も表明をされておりますが、備前市の2号線バイパスをやめたとか、そういうふうなこともあったようでございますが、そのことで何かペナルティーがあったのか。日生大橋はできましたし、別にそういう問題は私は聞いておりません。確かに、ただ同じ事業をやるというふうなことになるれば、防災都市公園をいったんやめて、また次の執行者がやるという、そういうふうなことがあればそりゃそういうことはあるかもしれませんが、そういう地方自治法上そういうペナルティーというふうなことは通常できないというふうに思っております。明確な根拠もないと思います。

それから、防災都市公園は20億円の事業と言われておりますが、これを実施すれば和気町の財政が非常にこれから経常収支比率95.5%ということで、新しい事業はほとんどできないというのが今の和気町の財政の現実だと思います。これを本当にやっていこうとすると、借金そして一般財源をつぎ込むということで、借金返しとかそういうふうなことで財政が非常に窮していくと、破たんに向かっていくのではないかと、そういう可能性があるのではないかと危惧するものであります。もうそういうことで議論は尽くされたと思いますし、この本請願の採択に反対するものであります。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから請願第8号和気町防災都市公園整備事業を早期に建設することを求める請願書についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第8号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第8号は、委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立少数です。

したがって請願第8号は、不採択とすることに決定しました。

ここで場内の時計が、11時10分まで暫時休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第2）

○議長（安東哲矢君） 日程第2、議案第120号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日追加提案をいたしております議案第120号の令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、先日の議会本会議におきましてご指摘のありました国民健康保険運営協議会委員報酬について、条例では年額報酬2万円となっておりますが、これは平成18年度から現在まで日額報酬4,500円を支給いたしております、条例と相違する事務執行を行っておったわけでございまして、今回の補正は歳出のみの補正で、予算の総額に変更はなく、内容は運営協議会委員報酬について未支給分を地方自治法に基づき5年間さかのぼり支給すること及び令和元年度分については現予算額との不足分を追加するもので、予備費で調整するものでございます。

以上、説明いたしました。詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第120号の細部説明を求めます。

民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第120号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第120号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） ちょっと要らんことに気がついてしまって、大変なことになったんですが、5年間の遡及、これはもう法的なことやむを得ないと思いますし、この補正に反対とかうんぬんではないんですが、5年以前の方にも、文書がいいか、お断りに口頭でいくのがいいかは別として、やっぱりきちとした説明とお断りはしてほしいと思います。といいますのも、宮田といいますか、日室地域で都市計画税を誤って広い範囲まで課税していて、それを支払い当時まで5年間ではなくて遡及した経緯もありますので、そのあたり後のフォローをいい形でぜひやっていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 今回の報酬未払いにつきましては、地方自治法にのっとり遡及支給という形で適切な対応をとらせていただき、そのほかにつきましては検討させていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） いや、以前というんが、18年から25年までですか、に当然もらえるべき人に払わない、5年しか遡及できないよというふうな説明を文書なり口頭でも該当者にはちゃんとしたお断りをしてくださいよ言よんじゃから、そのあたりはきっちり執行部の今までしてきた経緯としてやらにやいけんと思うんで、

後からいろんな問題が出たらいけないので、それはしてください言よんじゃから、きっちりしてもろうてもええんじゃねえんですか。その辺の回答をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 暫時休憩といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 山本議員のご質問ですが、そのようにしてご理解をいただくようにさせていただきます。

（9番 山本泰正君「ぜひよろしく」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） その当時の部長だとか町長は今はおられないんですけど、その責任というか、処分とか、そういうことについてあ何もいいんですかね。その辺私はようわからんんですけど、お聞きします。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） そのあたりは、また我々のことなんで、それがそういう処分に当たるかどうかはまた検討いたしますので、よろしくをお願いします。

（10番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第120号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第120号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第120号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第120号令和元年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第120号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時19分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本 稔君） それでは、先ほど議会運営委員会を開きました内容について報告します。

協議内容ですが、先ほど陳情で採択されましたことについて国の方に意見書を提出する発議を提出するという
ことに決まりました。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

発議第4号についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって発議第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

（追加日程第1）

○議長（安東哲矢君） 追加日程第1、発議第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。

ここで事務局長に意見書を朗読させます。

事務局長 田村君。

○事務局長（田村正晃君） 発議第4号朗読した。

○議長（安東哲矢君） 次に、提出者であります山本 稔君に趣旨説明を求めます。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 今、事務局長が朗読しましたように、意見書を提出したいと思っておりますが、まず国の働き方改革によって、教育現場においては教員の不足等が生じることがあると思われませんが、またこれによって国の方も財政面を下げるということを行っております。そうすると、教職員の数が足りなく、子供たちは適切な教育環境が得られないということでもありますので、もとの負担割合2分の1に戻して、教育環境がどこにいても同じ一定水準の教育環境ができるということをお願いするものでありますので、よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） これから発議第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、ご苦労さまでした。

お諮りします。

発議第4号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって発議第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第4号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 令和元年第8回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回提案をいたしました条例改正3件、補正予算11件、道路認定1件、そして本日追加提案をいたしました補正予算1件につきましてご審議をいただき、大変ありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますます町政発展のためにお力添えを賜りますようお願いをいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでした。

○議長（安東哲矢君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

また、執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただき、ありがとうございました。

執行部におかれましては、普通交付税の縮減がある厳しい状況の中、令和2年度当初予算の編成に取り組まれていると思います。和気町のまち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少に歯止めをかけるための施策により、和気町への転入者は3年間で313人が移住されたと伺っております。更に積極的な取り組みを行っていただき、和気町の明るい未来を実感できる施策を盛り込んだ予算編成に努めていただきますよう強く要望いたしておきます。

また、議員各位におかれましては、師走を迎え何かとご多忙のことと存じますが、この上ともご自愛くださいませ、町政の適正なる推進にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、すばらしい新年を迎えられますことをお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

それでは、これもちまして令和元年第8回和気町議会定例会を閉会します。
大変にご苦労さまでございました。

午前11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月13日

和気町議会議長 安 東 哲 矢

和気町議会議員 神 崎 良 一

和気町議会議員 山 本 稔